

平成 2 3 年度 第 2 回 瑞穂市行政改革推進委員会 会議次第

日 時：平成 2 3 年 1 1 月 1 日（火）

午後 6 時～

場 所：瑞穂市役所

穂積庁舎 3 階 議員会議室

1 . 開会あいさつ

1 . 議 題

（ 1 ）「第二次瑞穂市行政改革大綱」の平成 2 2 年度実績について

（ 2 ）平成 2 2 年度包括外部監査結果の措置状況について

（ 3 ）その他

1 . 閉 会

第二次瑞穂市行政改革大綱

年 度 別 実 績



平成 2 2 年度版

年度別実績

項目 (1) 職員定員管理及び人材育成

内容		適正な職員数確保及び配置						
目的		当市は人口の増加が続いており潜在的事務量の増加や市民ニーズの拡大するなかで職員を抑制しつつ適正な職員の配置を進めます。水道業務については、検針や施設の管理の一部業務については、引き続き委託業務を継続し事務効率の向上を目指します。						
計画目標		総職員数 417 人						
平成22年度状況		職員総数 392 人						
		(内 訳)		一般事務職員数 204人 保育士教諭職員数 106人	技能労務職員数 26人 消防職員数 56人			
年度実施状況 (各年4月1日現在)								
担当課	項 目		平成22年4月1日	平成23年4月1日	平成24年4月1日	平成25年4月1日	平成26年4月1日	平成27年4月1日
秘書広報課	総職員数	計画	399 人	412 人	422 人	419 人	417 人	417 人
	(職員数内訳)							
	一般事務職員数		207 人	209 人	212 人	211 人	211 人	211 人
	技能労務職員数		26 人	25 人	24 人	22 人	21 人	21 人
	保育士・教諭職員数		110 人	115 人	116 人	116 人	115 人	115 人
	消防職員数		56 人	63 人	70 人	70 人	70 人	70 人
	総職員数	実績	392 人	400 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	(職員数内訳)							
	一般事務職員数		204 人	204 人	人	人	人	人
	技能労務職員数		26 人	25 人	人	人	人	人
	保育士・教諭職員数		106 人	109 人	人	人	人	人
	消防職員数		56 人	62 人	人	人	人	人
	前年度比較数		8 人	8 人	0 人	0 人	0 人	0 人
備考								

内 容		人材（職員）の育成					
目 的		職員の資質の一層向上を図る必要があることから人材育成計画を策定し、効率的な行政運営を担える人材として育成を図ることを目的とし進めます。					
計画目標		平成26年度	2,000 人				
平成22年度状況		延べ研修参加人数	1,527 人				
年度実施状況							
担当課	項 目		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
秘書広報課	職員研修実施 参加延べ人数	計 画	2,000 人	2,000 人	2,000 人	2,000 人	2,000 人
		実 績	1,527 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	前年度比較数		754 人	人	人	人	人
	研修内訳						
	長期・短期宿泊研修参加者	計 画	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
	一般研修		70 人	70 人	70 人	70 人	70 人
	選択研修		50 人	50 人	50 人	50 人	50 人
	特別研修		10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
	職場内研修		1,855 人	1,855 人	1,855 人	1,855 人	1,855 人
	長期・短期宿泊研修参加者	実 績	14 人	人	人	人	人
	一般研修		64 人	人	人	人	人
	選択研修		92 人	人	人	人	人
	特別研修		9 人	人	人	人	人
	職場内研修		1,348 人	人	人	人	人

内 容		目標管理制度の構築	
目 的		職員の資質の一層向上を図る必要があることから人材育成と同時に各職員が目標を決め事務を実施します。	
計画目標		現行の勤務評定制度を見直し、平成22年度から目標管理の手法を用いた業績評価を試験的に導入し、検証を行ったうえで段階的に給与等の処遇へと反映させていきます。	

項 目 （ 2 ） 経費節減・収入確保等								
内 容		公共施設の使用料、各種行政サービス負担金等の再点検						
計画目的		施設の目的に応じて各年度利用人数を把握し各行政サービスの状況、使用料の検証を行い受益と負担の観点から利用者が限られているサービス等公共施設運営の適正化を図ります。						
年度利用状況及び維持管理費								
担当課	施設名	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	増減(H22-H26)
生涯学習課	総合センター	利用件数（実績）	6,415 件	件	件	件	件	- 件
		延利用人数	100,295 人	人	人	人	人	- 人
		維持管理費	182,050 千円	千円	千円	千円	千円	- 千円
		使用料収入	7,241 千円	千円	千円	千円	千円	- 千円
	市民センター（公民館）	利用件数（実績）	4,930 件	件	件	件	件	- 件
		延利用人数	93,210 人	人	人	人	人	- 人
		維持管理費	32,035 千円	千円	千円	千円	千円	- 千円
		使用料収入	1,981 千円	千円	千円	千円	千円	- 千円
	栗南公民館 就業改善センター	利用件数（実績）	2,202 件	件	件	件	件	- 件
		延利用人数	38,614 人	人	人	人	人	- 人
		維持管理費	14,440 千円	千円	千円	千円	千円	- 千円
		使用料収入	1,389 千円	千円	千円	千円	千円	- 千円
	図書館 分館の人件費含む	入館者数	163,646 人	人	人	人	人	- 人
		貸出利用者数	70,144 人	人	人	人	人	- 人
		維持管理費	114,770 千円	千円	千円	千円	千円	- 千円
	図書館分館	入館者数	88,266 人	人	人	人	人	- 人
		貸出利用者数	47,403 人	人	人	人	人	- 人
		維持管理費	36,569 千円	千円	千円	千円	千円	- 千円
都市管理課	駐輪場・駐車場	利用台数（実績）	334,382 台	台	台	台	台	- 台
		維持管理費	52,225 千円	千円	千円	千円	千円	- 千円
		使用料収入	37,025 千円	千円	千円	千円	千円	- 千円
下水道課	コミュニティ・プラント	水洗化率（実績）	40 %	%	%	%	%	- %
		維持管理費	34,200 千円	千円	千円	千円	千円	- 千円
		使用料収入	33,491 千円	千円	千円	千円	千円	- 千円
	特定環境保全公共下水道	水洗化率（実績）	64 %	%	%	%	%	- %
		維持管理費	40,496 千円	千円	千円	千円	千円	- 千円
		使用料収入	54,097 千円	千円	千円	千円	千円	- 千円
総務課	本田コミュニティセンター	延べ利用人数（実績）	41,277 人	人	人	人	人	- 人
		維持管理費	27,329 千円	千円	千円	千円	千円	- 千円
		使用料収入	1,013 千円	千円	千円	千円	千円	- 千円
	牛牧南部コミュニティセンター	延べ利用人数（実績）	32,088 人	人	人	人	人	- 人
		維持管理費	42,214 千円	千円	千円	千円	千円	- 千円
		使用料収入	1,486 千円	千円	千円	千円	千円	- 千円
	牛牧北部防災コミュニティセンター	延べ利用人数（実績）	60,221 人	人	人	人	人	- 人
		維持管理費	35,426 千円	千円	千円	千円	千円	- 千円
		使用料収入	1,961 千円	千円	千円	千円	千円	- 千円
維持管理費には、管理運営に係る人件費、管理運営に係る物件費、減価償却費を含みます。（下水道施設は別です。） 平成22年度に実施された包括外部監査の指摘事項「施設全体の維持管理費は、全市民の税金で賄われていることから、その維持管理費の額とサービス内容から、できるだけ使用料は実情に合った金額を設定すべきである。」を受け、現在、公共施設使用料の見直しを行っています。								

内 容		市税等の収納体制					
目 的		自主財源の確保や安定した収入を確保するためにも、市税等が市における主要な財源であることを再認識するとともに徴収体制の見直し及び収納率のさらなる向上を目指し、より公正で健全な財政運営に寄与できる環境を整えます。					
取組方法		地方自治体の徴収すべき税・債務は、多岐に及んでおり、実効ある解消手法はそれぞれ異なる状況にあり情報共有の下収納体制を構築する必要があることから個々の事例の対応の検討や、情報交換等の連携を強化します。					
計画及び実績							
担当課	項目		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
税務課	市税等 (過年度徴収分含む)	計画目標	95.2 %	95.3 %	95.3 %	95.4 %	95.5 %
		実績	95.4 %	%	%	%	%
医療保険課	国民健康保険税	計画目標	90.5 %	91 %	91.5 %	92 %	92 %
		実績	90.6 %	%	%	%	%
実施事項		庁内において、市税等収納対策プロジェクトを設置して収納効率向上及び滞納額の縮減に向けた取り組みを推進するとともに、他の収納についても徴収ノウハウの拡充とその連携に努めます。					

内 容		新たな収入の確保					
計画及び目的		自治体の財産に民間事業者の広告を掲載することで、新たな財源を確保することや、地域経済の活性化等の二次的効果も考えられる。広告事業については、有料で広告を掲載する方法や広告が掲載された物品等の無償提供を受け経費を縮減する方法が考えられ広告媒体の選定や方法について検討をおこない、実施する。					
担当課	計 画	広告掲載を推進するにあたり、実施可能な広告媒体を各関連課で検討し広告掲載の場所・方法・掲載可能内容の検討を進めます。					
各実施課	実 績	平成22年9月瑞穂市広告掲載要綱制定、ホームページの広告掲載募集平成23年2月より、封筒への広告掲載23年5月より実施					

内 容		粗大ごみの有料化					
実施内容		廃棄物から資源物への転換を推進すると同時に、他市の収集状況・分別状況等をみながら粗大ごみの有料化について検討を進めます。					
担当課	実施業務		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
環境課	廃棄物から資源物への転換を推進し粗大ごみの有料化の検討を進めます。	粗大ごみ有料化 条例可決	8月より粗大ごみ 有料化実施				

項 目	(3) 民間委託等の推進
-----	----------------

内 容		公共施設の管理運営や事務効率向上
目 的		現在の施設維持管理に関する仕様書等を再検討し、より経費の節減に努め市民の皆さんに活用していただけるよう努めます。
実施計画		
担当課	管理業務仕様書再点検	業務委託、管理委託の仕様書を今一度見直し、安全が確保できる範囲内で無駄のないよう検討します。
各実施課		
平成 2 2 年度までの実績		
【公共施設維持管理運営経費の削減に関すること】 ・公共施設管理業務の一括発注によるコスト削減（建物衛生管理業務、消防設備保守管理業務、電気設備保守管理委託等） ・公共施設管理業務の長期継続契約によるコスト削減（施設清掃業務、エレベーター保守管理業務、自動ドア保守管理業務、施設警備業務等）（H 1 9 ～） 【公共施設の管理運営への民間応力の活用】 ・うすずみ温泉うすずみ研修センターに指定管理者制度を導入しました。（H 1 8 ～） 【業務のアウトソーシング（民間委託）の推進に関すること】 ・みずほ公共サービス(株)による簡易業務、窓口業務等のアウトソーシングの実施		

項 目	(4) 事務事業の再編・整理・廃止・統合
-----	------------------------

内 容		補助金等の見直し				
目 的		補助金交付は、公益性が高いことや市民が主体で地域の発展を考え進めるものであることから公益性や補助効果の観点から補助事業の精査を進めます。				
取組方法		平成 2 2 年度当初予算を基準として、公益性、補助効果の観点から、事業計画書を精査し、より効果的な支出のあり方を検討・見直しを進めます。				
平成21年度当初予算額		一時的な補助金を除く補助金総額 397 百万円				
実施内容						
担当課	項 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
各実施課	当初予算額	416 百万円	412 百万円	百万円	百万円	百万円
	執行額	376 百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
	前年度予算額比較	19 百万円	-4 百万円	百万円	百万円	百万円
	前年度執行額比較	43 百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

内 容		扶助費の動向				
目 的		年々増加している扶助費は、今後更に市財政を圧迫する要因になるため、保健事業などと連携した事業展開を進めるとともに市単独による扶助費事業の伸び率の抑制等を図ります。				
実施内容						
担当課	実施業務	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
健康推進課 医療保険課	福祉医療費動向公表 保健事業の分析	福祉サービス動向の公表及び保健事業のPR等を進める。				

内 容		幼稚園・保育所の動向				
目 的		教育・保育ニーズの多様化により、就学前の教育・保育のあり方に対し、相互支援を取り入れながら運営方法について検討を進めます。				
担当課	実施業務	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
幼児支援課 学校教育課	幼・保連携による教育・保育支援 や運営方法について検討	・ 1 1 月より教育委員会の組織を再編し、幼保一元化の体制を整備した。 ・ ほづみ幼稚園の 3 年保育開始				
実施事項						

項 目	(5) 財政の健全化
-----	--------------

内 容	財政の健全化		
目的	安易に地方債を発行するのではなく、交付税算入措置や後年度の負担を見据えた借り入れをおこなっていく必要があります。経常収支比率は、経常的経費に充当された一般財源等の比率で、財政構造の弾力性を判断するための指標であり、数値が低いほど弾力的な運営をおこなうことができますので、目標比率を維持するよう管理していきます。		
計画及び現状		平成21年度	目標
	標準財政規模	9,866,590 千円	瑞穂市は、義務的経費のうち景気低迷による生活保護法に基づく給付や福祉医療等に関する給付額も年々増加しています。また起債償還が19年度より本格的に始まったことによる公債費の増加など今後も増加傾向にありますが、類似団体の経常収支比率は、平成16年度以降90%前後を推移しています。類似団体平均を超えない範囲で比率を維持するよう管理していきます。
	財政力指数(3年平均)	0.854	
	実質公債費比率	4.1 %	
	経常収支比率	90.2 %	
	基金合計額	8,422,023 千円	
	地方債現在高	13,064,601 千円	

実施状況						
担当課	財政力指数種別	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
企画財政課	標準財政規模	10,129,062 千円	千円	千円	千円	千円
	財政力指数(3年平均)	0.826				
	実質公債費比率	4.2 %	%	%	%	%
	経常収支比率	84.3 %	%	%	%	%
	基金合計額	8,629,080 千円	千円	千円	千円	千円
	地方債現在高	12,979,069 千円	千円	千円	千円	千円
備考	類似団体	平成21年度				
	財政力指数(3年平均)	0.9				
	実質公債費比率	10.4 %				
	経常収支比率	91.2 %				

内 容		保有地の処分・有効利用				
目 的		将来に渡って活用見込みのない土地を売却し自主財源の確保を図ります。				
実施内容						
担当課	実施業務	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
管財情報課	保有地の処分・有効利用	1,156 ㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
		47,141 千円	千円	千円	千円	千円

項 目	(6) 市民参加と協働のまちづくり
-----	---------------------

内容		情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用				
目的		情報公開・個人情報保護制度の周知を継続し、透明性の高い開かれた市政の維持を図ります。				
実施内容						
担当課	実施業務	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総務課	情報公開申請件数	26件	件	件	件	件

内 容		開かれた審議会				
目 的		市の政策形成過程の透明性が向上し幅広い市民の参加を求め、市政への参画機会の拡充を図ります。				
計画目標		公募委員：審議会委員人数の2割以上 女性委員数：審議会委員数の概ね3割以上				
実施内容						
担当課	各年度審議会実施総人数を記載	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
各実施課	審議会委員委嘱人数（A）	42 人	人	人	人	人
	（A）のうち公募委員割合	24 %	%	%	%	%
	（A）のうち女性委員割合	45 %	%	%	%	%

内 容		パブリックコメント制度の活用				
目 的		市の政策形成過程の透明性が向上し、より多くの施策に対して市民に関心をもってもらうため、各種メディアを使ってパブリックコメント制度の周知を図ります。				
年度	件数	実施内容				
平成 2 2 年度	2	男女共同参画推進条例、非核・平和都市宣言				
平成 2 3 年度						
平成 2 4 年度						
平成 2 5 年度						
平成 2 6 年度						

内容		広報紙・ホームページの充実				
目的		市民意見をHPづくりに反映させるなど積極的な情報公開に取り組み、行政としての責任を果たしていきます。				
計画目標		平成 2 6 年 280,000 件 アクセス				
実施状況						
担当課	項 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
秘書広報課	計画	240,000 件	250,000 件	260,000 件	270,000 件	280,000 件
	実績	337,120 件	件	件	件	件

項 目	(7) 環境にやさしいまちづくり
-----	------------------

内 容		温室効果ガスの削減					
目 的		地域社会全体で、環境にやさしい生活様式、産業活動への転換を進める必要があります。そのため地球温暖化防止に向け温室効果ガスの削減に取り組みます。					
計画目標		瑞穂市地球温暖化実行計画は、基準年度を平成19年度として、平成21年度から平成25年度までの5年間としています。（ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行います。）目標としては、平成25年度までに温室効果ガス総排出量を6％削減することを目標とします。					
実施状況							
担当課	施設分類	施設努力目標 (H19年度比)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
管財情報課 市民窓口課	庁舎	-6 ％	-5%				
	公用車	-5.6 ％	-9%				
学校教育課 教育総務課	教育機関	-1 ％	-5%				
総務課 生涯学習課	社会教育施設	-3.6 ％	-13%				
福祉生活課 幼児支援課	福祉施設	2.6 ％	22%				
市民課 環境課	廃棄物施設等	-38 ％	-82%				
上水道課 下水道課	上下水道施設	1.6 ％	2%				
都市管理課	公園・駐車場	現状維持	2%				
総務課 都市管理課	防災・防犯施設	現状維持	5%				

項 目	(8) 第三セクターの健全な経営
-----	--------------------

内 容		(財) 瑞穂市施設管理公社の健全な経営				
目 的		施設管理公社としての適正な受託運営を促進するとともに、施設の管理運営及び市民サービスの向上に貢献することを目指し効率的な運営を行います。				
計画目標		平成 2 0 年 1 2 月1日施行の新公益法人制度施行により平成 2 5 年 1 1 月末の移行期間終了までに一般財団法人若しくは公益財団法人の申請を行う必要があることから平成 2 5 年度までに申請をし業務内容の精査をおこないます。				
決算状況						
担当課	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
企画財政課	歳入	149 百万	百万	百万	百万	千円
	歳出	149 百万	百万	百万	百万	千円
	追加出資金	0 百万	百万	百万	百万	千円

内 容		瑞穂市土地開発公社の健全な経営				
目 的		公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公有地となるべき土地の取得、管理及び処分を進めていきます。				
決算状況						
担当課	土地保有状況	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
都市開発課		0 m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

内 容	みずほ公共サービス㈱の健全な経営					
目 的	行政事務の効率化を推進や一時的な業務の受け皿として、良質なサービスの提供ができるよう努めるとともに、経営の安定化が図られるよう努め（財）瑞穂市施設管理公社と合わせ業務内容の精査をおこないます。					
決算状況						
担当課	項 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
企画財政課	売 上	110 百万	百万	百万	百万	千円
	当期純利益	4.7 百万	百万	百万	百万	千円
	追加出資金	0 百万	百万	百万	百万	千円

瑞穂市の財政状況

【平成22年度版】

(平成15年度～平成22年度)

企画財政課

〒501-0293
岐阜県瑞穂市別府1288番地
TEL (058) 327-4128
FAX (058) 327-4103
Email Kikaku@city.mizuho.lg.jp

瑞穂市の財政状況

「瑞穂市の財政状況」は、合併の平成15年度からの決算データなどをもとに、表とグラフを用いて瑞穂市の財政状況を公表しています。

目	次
1. 歳入歳出決算額等の状況	
(1) 年度別決算額等の状況	1
(2) 決算規模の推移	2
(3) 実質収支の推移	2
2. 歳入決算額の状況	
(1) 年度別歳入決算額の状況	3
(2) 歳入決算額の推移	4
3. 歳出決算額の状況（目的別）	
(1) 年度別歳出決算額の状況（目的別）	5
(2) 目的別決算額の推移	6
4. 歳出決算額の状況（性質別）	
(1) 年度別歳出決算額の状況（性質別）	7
(2) 性質別決算額の推移	8
5. 歳出決算額の状況（住民サービス費用の状況）	
(1) 年度別住民サービス費用の状況	9
(2) 一人あたりの住民サービス費用	10
6. 財政指数の状況	
(1) 年度別財政指数の状況	11
(2) 財政力指数の推移	12
(3) 自主財源額と比率の推移	12
(4) 経常収支比率の推移	13
(5) 公債費比率の推移	13
7. 基金の状況（普通会計）	
(1) 年度別基金残高の状況（普通会計）	14
(2) 基金残高の推移（普通会計）	14
8. 基金残高の内訳（全会計）	
(1) 年度別基金残高の内訳（全会計）	15
(2) 基金残高の推移（全会計）	16
9. 市債の状況（普通会計）	
(1) 年度別市債残高の状況（普通会計）	17
(2) 公債費の推移（普通会計）	17
10. 市債の状況（全会計）	
(1) 年度別市債残高の状況（全会計）	18
(2) 市債残高の推移（全会計）	19
11. 市税決算額の状況	
(1) 年度別市税決算額の状況	20
(2) 市税決算額の推移	21
12. 市税負担の状況	
(1) 年度別市税負担の状況	22
(2) 市税の一人あたりの負担額	22
○ 各財政指標の説明	23

※決算データは、原則として普通会計の数値であり、表示単位未満を四捨五入して端数調整をしていないため、合計等が一致しない場合があります。

注1

地方財政統計上統一的に用いられる会計区分で、瑞穂市の場合は、一般会計、学校給食事業特別会計、下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計（H21年度廃止）、土地取得事業特別会計（H15年度のみ）が含まれます。

1. 歳入歳出決算額等の状況

(1) 年度別決算額等の状況

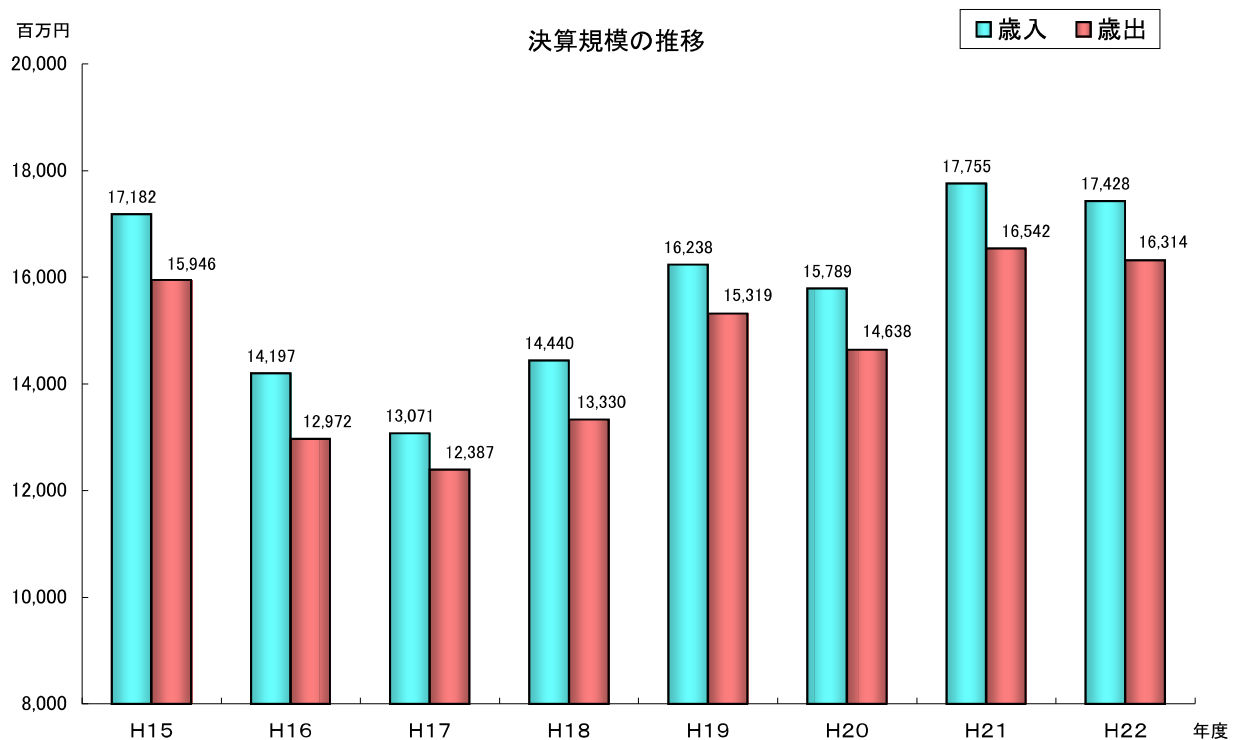
(単位：千円)

区 分		H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
歳 入 総 額		17,181,867	14,196,907	13,070,657	14,440,110	16,237,553
歳 出 総 額		15,946,024	12,972,454	12,387,390	13,329,668	15,319,233
歳 入 歳 出 差 引 額		1,235,843	1,224,453	683,267	1,110,442	918,320
翌年度へ繰り越すべき財源		0	0	27,804	68,829	263,453
実 質 収 支		1,235,843	1,224,453	655,463	1,041,613	654,867
単 年 度 収 支		1,235,843	△ 11,390	△ 568,990	386,150	△ 386,746
財 政 調 整 基 金 積 立 金		500,586	300,874	1,633	4,595	97,759
繰 上 償 還 金		228,976	747,367	0	456,572	194,344
積 立 金 取 り 崩 し 額		500,000	300,000	0	6,000	34,487
実 質 単 年 度 収 支		1,465,405	736,851	△ 567,357	841,317	△ 129,130
積 現 立 在 金 高	財 政 調 整 基 金	2,544,657	2,545,531	2,547,164	2,545,759	2,609,031
	減 債 基 金	462,160	892,317	1,205,730	1,523,800	2,131,764
	特 定 目 的 基 金	4,122,276	4,124,006	4,819,337	4,781,483	4,668,478
	計	7,129,093	7,561,854	8,572,231	8,851,042	9,409,273
地 方 債 現 在 高		9,330,243	9,291,001	9,782,348	11,126,160	12,970,745

(単位：千円)

区 分		H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
歳 入 総 額		15,788,605	17,755,334	17,427,584		
歳 出 総 額		14,638,355	16,541,809	16,313,656		
歳 入 歳 出 差 引 額		1,150,250	1,213,525	1,113,928		
翌年度へ繰り越すべき財源		273,935	379,854	34,051		
実 質 収 支		876,315	833,671	1,079,877		
単 年 度 収 支		221,448	△ 42,644	246,206		
財 政 調 整 基 金 積 立 金		16,240	14,120	695,932		
繰 上 償 還 金		0	0	391,028		
積 立 金 取 り 崩 し 額		50,000	340,000	519,556		
実 質 単 年 度 収 支		187,688	△ 368,524	813,610		
積 現 立 在 金 高	財 政 調 整 基 金	2,575,271	2,249,391	2,425,767		
	減 債 基 金	1,743,968	1,552,202	1,555,210		
	特 定 目 的 基 金	4,626,481	4,620,430	4,648,103		
	計	8,945,720	8,422,023	8,629,080		
地 方 債 現 在 高		13,280,407	13,064,601	12,979,069		

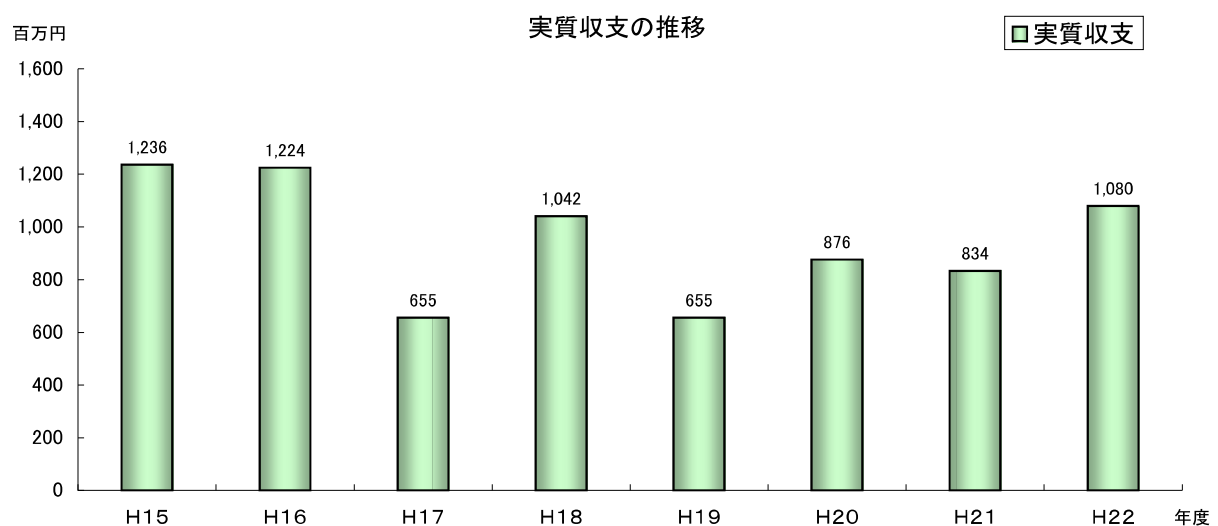
(2) 決算規模の推移



○H15年度は、穂積町、巢南町の4月分、瑞穂市の5月から3月までの決算となっています。

H15年度は、生津ふれあい広場整備事業、H18、H19年度は、本田コミセン、別府保育所、給食センター統合、消防体制整備事業、H20年度は、H19からの繰越事業（本田コミセン・消防施設ほか）に加え都市再生整備事業等により決算規模が増加しています。H21、22年度も中学校整備事業など大型事業により増加しています。

(3) 実質収支の推移



○歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額（形式収支）から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額をいいます。実質収支は、地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントになりますが、地方公共団体は、営利を目的としていないので、黒字の額が多ければよいというものではありません。

2. 歳入決算額の状況

(1) 年度別歳入決算額の状況

(単位：千円・％)

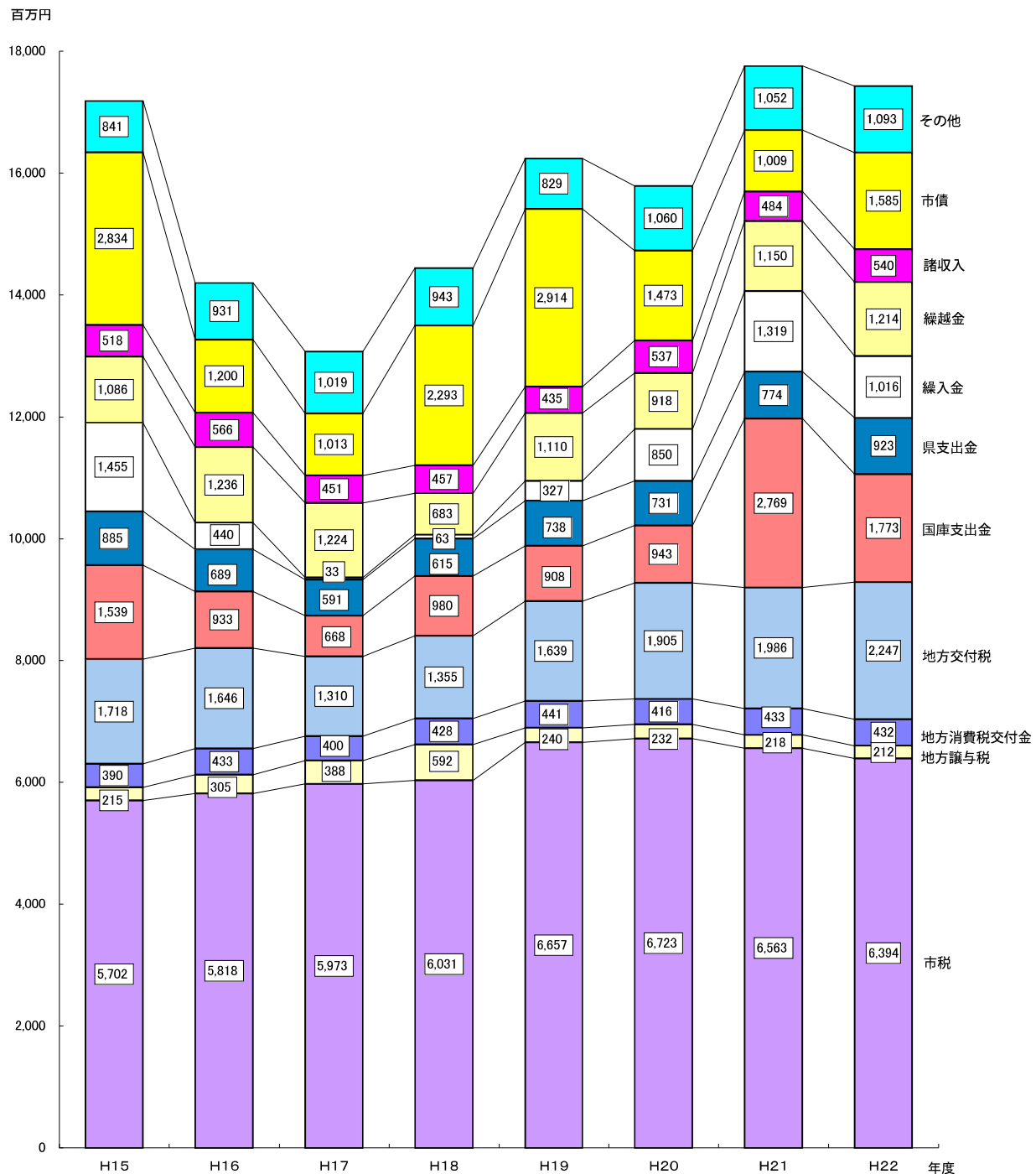
区 分	H 1 5		H 1 6		H 1 7		H 1 8		H 1 9	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
1 市税	5,701,816	33.2	5,817,856	41.0	5,972,520	45.7	6,030,936	41.8	6,657,406	41.0
(1) 市民税	2,334,919	13.6	2,356,183	16.6	2,423,421	18.5	2,602,142	18.0	3,125,041	19.2
(2) 固定資産税	3,055,350	17.8	3,130,885	22.1	3,211,965	24.6	3,075,855	21.3	3,167,167	19.5
(3) 軽自動車税	58,887	0.3	62,428	0.4	65,896	0.5	68,536	0.5	73,786	0.5
(4) 市たばこ消費税	252,660	1.5	268,360	1.9	271,238	2.1	284,403	2.0	291,412	1.8
(5) 特別土地保有税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 地方譲与税	215,170	1.3	305,061	2.1	388,438	3.0	592,353	4.1	240,018	1.5
3 利子割交付金	57,733	0.3	60,122	0.4	35,598	0.3	25,312	0.2	32,581	0.2
4 配当割交付金	-	-	9,442	0.1	13,657	0.1	25,053	0.2	28,539	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	-	-	9,187	0.1	22,159	0.2	21,526	0.1	18,379	0.1
6 地方消費税交付金	389,533	2.3	433,385	3.1	400,227	3.1	428,032	3.0	440,699	2.7
7 自動車取得税交付金	126,006	0.7	125,583	0.9	121,550	0.9	134,734	0.9	128,763	0.8
8 地方特例交付金	212,379	1.2	219,214	1.5	228,450	1.7	177,203	1.2	48,514	0.3
9 地方交付税	1,717,879	10.0	1,646,075	11.6	1,310,044	10.0	1,354,628	9.4	1,638,510	10.1
10 交通安全対策特別交付金	10,421	0.1	10,509	0.1	10,618	0.1	11,734	0.1	11,710	0.1
11 分担金及び負担金	41,792	0.2	47,460	0.3	83,638	0.6	73,884	0.5	59,587	0.4
12 使用料及び手数料	372,128	2.2	388,836	2.7	443,192	3.4	433,016	3.0	441,217	2.7
13 国庫支出金	1,538,614	9.0	933,112	6.6	667,776	5.1	980,440	6.8	908,249	5.6
14 県支出金	884,722	5.1	688,713	4.8	590,604	4.5	615,009	4.2	737,956	4.5
15 財産収入	17,668	0.1	59,610	0.4	57,091	0.4	29,007	0.2	51,705	0.3
16 寄附金	2,724	0.0	808	0.0	3,259	0.0	11,272	0.1	7,568	0.1
17 繰入金	1,455,235	8.5	440,482	3.1	32,775	0.2	62,519	0.4	326,542	2.0
18 繰越金	1,085,673	6.3	1,235,843	8.7	1,224,453	9.4	683,267	4.7	1,110,442	6.8
19 諸収入	518,374	3.0	565,609	4.0	451,408	3.5	456,885	3.2	435,168	2.7
20 市債	2,834,000	16.5	1,200,000	8.5	1,013,200	7.8	2,293,300	15.9	2,914,000	17.9
歳 入 合 計	17,181,867	100.0	14,196,907	100.0	13,070,657	100.0	14,440,110	100.0	16,237,553	100.0
自主財源	9,195,410	53.5	8,556,504	60.2	8,268,336	63.2	7,780,786	53.9	9,089,635	56.0
依存財源	7,986,457	46.5	5,640,403	39.8	4,802,321	36.8	6,659,324	46.1	7,147,918	44.0

(単位：千円・％)

区 分	H 2 0		H 2 1		H 2 2		H 2 3		H 2 4	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
1 市税	6,722,725	42.7	6,563,018	37.0	6,394,183	36.7				
(1) 市民税	3,151,510	20.0	3,052,178	17.2	2,880,126	16.5				
(2) 固定資産税	3,215,631	20.4	3,164,357	17.8	3,164,729	18.2				
(3) 軽自動車税	77,251	0.5	81,075	0.5	83,225	0.5				
(4) 市たばこ消費税	278,333	1.8	265,408	1.5	266,103	1.5				
(5) 特別土地保有税	-	-	-	-	-	-				
2 地方譲与税	232,230	1.5	217,825	1.2	211,547	1.2				
3 利子割交付金	34,145	0.2	30,730	0.2	28,347	0.2				
4 配当割交付金	11,841	0.1	9,625	0.1	12,217	0.1				
5 株式等譲渡所得割交付金	5,078	0.0	4,376	0.0	3,643	0.0				
6 地方消費税交付金	416,107	2.6	432,836	2.4	432,093	2.5				
7 自動車取得税交付金	114,582	0.7	67,193	0.4	60,246	0.3				
8 地方特例交付金	108,252	0.7	107,963	0.6	104,529	0.6				
9 地方交付税	1,904,533	12.1	1,985,933	11.2	2,246,682	12.9				
10 交通安全対策特別交付金	10,688	0.1	10,888	0.1	10,261	0.1				
11 分担金及び負担金	257,021	1.7	287,540	1.6	338,641	1.9				
12 使用料及び手数料	442,045	2.8	453,260	2.5	459,916	2.6				
13 国庫支出金	943,429	6.0	2,768,553	15.6	1,772,915	10.2				
14 県支出金	731,245	4.6	773,573	4.4	922,695	5.3				
15 財産収入	70,400	0.4	74,165	0.4	67,849	0.4				
16 寄附金	6,296	0.0	5,888	0.0	7,435	0.0				
17 繰入金	850,000	5.4	1,318,733	7.4	1,015,651	5.8				
18 繰越金	918,320	5.8	1,150,250	6.5	1,213,525	7.0				
19 諸収入	536,666	3.3	483,985	2.7	540,209	3.1				
20 市債	1,473,000	9.3	1,009,000	5.7	1,585,000	9.1				
歳 入 合 計	15,788,603	100.0	17,755,334	100.0	17,427,584	100.0				
自主財源	9,803,473	62.1	10,336,839	58.1	10,037,409	57.5				
依存財源	5,985,130	37.9	7,418,495	41.9	7,390,175	42.5				

(2) 歳入決算額の推移

歳入決算額の推移



地方交付税のH15～H17年度は、特別交付税に合併経費が含まれ、H19年度以降は、合併特例債の償還額が増えたため普通交付税が増となっています。

国庫支出金のH15年度は、下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計の廃棄物施設整備などの合併に伴う旧町未収金（491百万円）が含まれ、また、H16年度まで合併市町村補助金が含まれています。

県支出金のH15年度、H16年度には、合併支援交付金が含まれています。

市債は、H15年度から毎年度、臨時財政対策債、合併特例債を借り入れ財源の確保を図っています。

H21年度は、国の定額給付金、経済危機対策交付事業等により国庫支出金が増となっています。

H22年度は、個人所得の落ち込みにより個人市民税が減となり、普通交付税が増となりました、また、定額給付金等国庫支出金が減となっています。

3. 歳出決算額の状況（目的別）

(1) 年度別歳出決算額の状況（目的別）

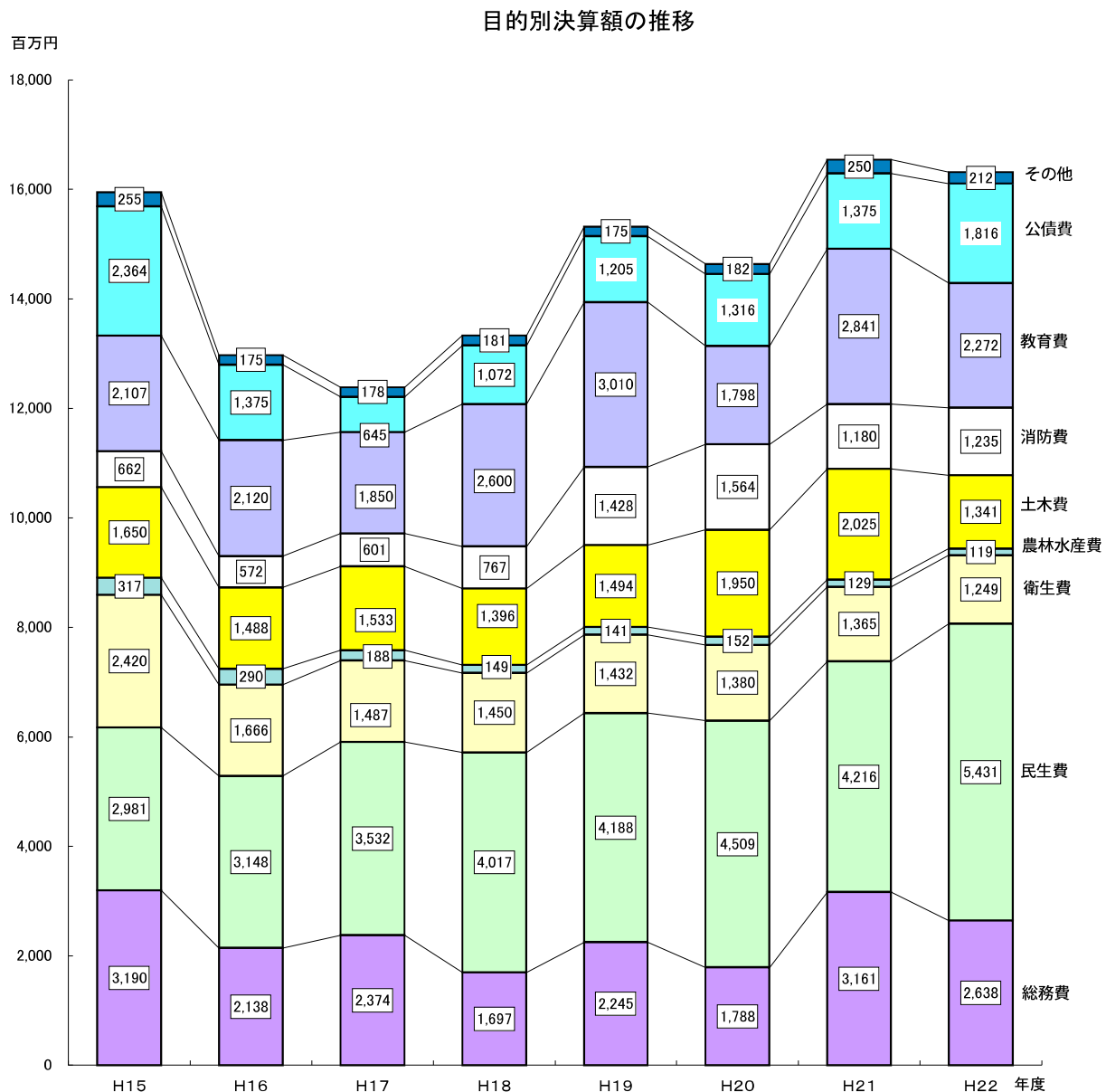
（単位：千円・％）

区 分	H 1 5		H 1 6		H 1 7		H 1 8		H 1 9	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
1. 議 会 費	177,244	1.1	126,927	1.0	130,191	1.0	135,587	1.0	137,762	0.9
2. 総 務 費	3,189,872	20.0	2,138,367	16.5	2,374,279	19.2	1,696,702	12.7	2,245,089	14.7
3. 民 生 費	2,981,038	18.7	3,148,231	24.3	3,531,916	28.5	4,017,491	30.1	4,188,085	27.3
4. 衛 生 費	2,420,021	15.2	1,665,838	12.8	1,486,833	12.0	1,450,392	10.9	1,432,391	9.4
5. 労 働 費	20,000	0.1	10,083	0.1	10,060	0.1	10,060	0.1	5,060	0.0
6. 農林水産業費	316,916	2.0	290,472	2.2	188,272	1.5	149,114	1.1	141,441	0.9
7. 商 工 費	57,774	0.4	37,994	0.3	37,732	0.3	35,510	0.3	32,044	0.2
8. 土 木 費	1,650,161	10.3	1,487,803	11.5	1,532,551	12.4	1,395,730	10.5	1,494,465	9.8
9. 消 防 費	661,917	4.2	572,160	4.4	601,347	4.9	767,051	5.8	1,428,408	9.3
10. 教 育 費	2,106,857	13.2	2,119,671	16.3	1,849,692	14.9	2,600,357	19.5	3,009,946	19.6
11. 公 債 費	2,364,224	14.8	1,374,908	10.6	644,517	5.2	1,071,674	8.0	1,204,542	7.9
歳 出 合 計	15,946,024	100.0	12,972,454	100.0	12,387,390	100.0	13,329,668	100.0	15,319,233	100.0

（単位：千円・％）

区 分	H 2 0		H 2 1		H 2 2		H 2 3		H 2 4	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
1. 議 会 費	136,225	0.9	140,377	0.8	134,844	0.8				
2. 総 務 費	1,787,836	12.3	3,160,706	19.1	2,637,866	16.2				
3. 民 生 費	4,509,210	30.8	4,215,875	25.5	5,430,600	33.3				
4. 衛 生 費	1,379,896	9.4	1,365,451	8.3	1,248,919	7.7				
5. 労 働 費	5,060	0.0	41,983	0.3	20,147	0.1				
6. 農林水産業費	152,052	1.0	128,678	0.8	118,966	0.7				
7. 商 工 費	41,071	0.3	67,802	0.4	56,869	0.4				
8. 土 木 費	1,950,413	13.3	2,025,135	12.2	1,341,382	8.2				
9. 消 防 費	1,563,550	10.7	1,179,522	7.1	1,235,477	7.6				
10. 教 育 費	1,797,500	12.3	2,841,487	17.2	2,272,126	13.9				
11. 公 債 費	1,315,542	9.0	1,374,793	8.3	1,816,460	11.1				
歳 出 合 計	14,638,355	100.0	16,541,809	100.0	16,313,656	100.0				

(2) 目的別決算額の推移



○H18、H19年度は、別府保育所、給食センター統合などの大型整備事業により民生費、教育費が大きな割合を占めており、H19年度の消防費の急増は、消防体制の整備によるものです。年度別の主な特徴は次のとおりです。

H15年度 総務費：コミュニティバス購入、公共施設整備基金積立金、衛生費：西部複合センター建設、土木費：下犀川橋梁整備、消防費：防災行政無線整備、教育費：生津ふれあい広場整備、公債費：繰上償還

H16年度 総務費：財政調整、減債基金積立金、衛生費：ストックヤード整備、土木費：下犀川橋梁整備、教育費：本田小学校校舎増築、生津ふれあい広場整備、公債費：繰上償還

H17年度 総務費：減債、公共施設整備基金積立金、民生費：私立保育所建設補助、土木費：下犀川橋梁整備、みずほターミナル整備、教育費：浄水公園、生津ふれあい広場整備

H18年度 民生費：本田コミセン、別府保育所整備、土木費：下犀川橋梁整備、都市再生整備（まちづくり）、消防費：消防体制整備、教育費：穂積小学校校舎大規模改修、給食センター統合整備、公債費：繰上償還

H19年度 総務費：減債基金積立金、民生費：本田コミセン、別府保育所整備、土木費：下犀川橋梁整備、都市再生整備（まちづくり）、消防費：消防体制整備、教育費：南小学校校舎整備、給食センター統合整備、公債費：繰上償還

H20年度 総務費：公共施設整備基金積立金、民生費：本田コミセン、子育て支援センター、土木費：下犀川橋梁整備、都市再生整備（まちづくり）、消防費：消防体制整備、教育費：文化財収納庫整備

H21年度 総務費：定額給付金、土木費：地方道整備、下犀川橋梁整備、都市再生整備（まちづくり）、教育費：穂積中学校整備

H22年度 総務費：下水道事業対策基金積立金、民生費：こども手当、牛牧第2保育所整備事業、消防費：水防センター建設、教育費：果南中学校整備、公債費：繰上償還

4. 歳出決算額の状況（性質別）

(1) 年度別歳出決算額の状況（性質別）

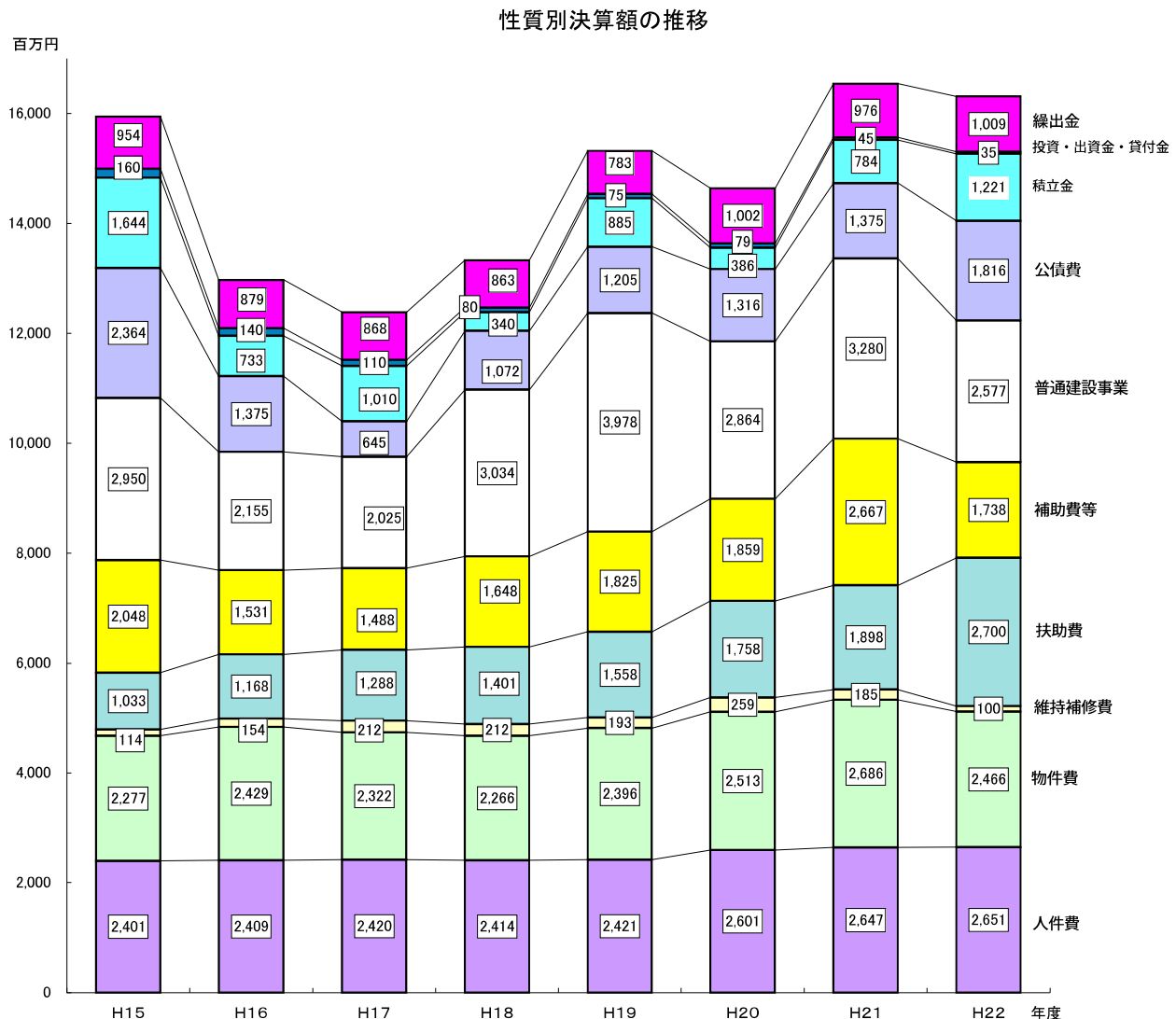
(単位：千円・%)

区 分	H 1 5		H 1 6		H 1 7		H 1 8		H 1 9	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
人 件 費	2,400,676	15.1	2,409,017	18.6	2,419,718	19.5	2,413,624	18.1	2,420,712	15.8
うち職員給	1,625,331	10.2	1,623,159	12.5	1,606,552	13.0	1,613,726	12.1	1,650,688	10.8
物 件 費	2,277,346	14.3	2,428,580	18.7	2,321,618	18.7	2,266,130	17.0	2,396,297	15.6
維持補修費	114,321	0.7	153,684	1.2	212,026	1.7	212,130	1.6	193,366	1.2
扶 助 費	1,033,249	6.5	1,168,256	9.0	1,287,979	10.4	1,401,424	10.5	1,558,356	10.2
補助費等	2,048,034	12.8	1,531,495	11.8	1,487,783	12.0	1,647,703	12.4	1,825,032	11.9
普通建設事業費	2,950,170	18.5	2,154,967	16.6	2,025,250	16.4	3,034,259	22.8	3,977,881	26.0
内 うち補助事業	707,193	4.4	402,602	3.1	176,444	1.4	754,128	5.7	497,273	3.3
訳 うち単独事業等	2,242,977	14.1	1,752,365	13.5	1,848,806	15.0	2,280,131	17.1	3,480,608	22.7
災害復旧事業費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公 債 費	2,364,224	14.8	1,374,908	10.6	644,517	5.2	1,071,674	8.0	1,204,542	7.9
積 立 金	1,644,072	10.3	732,761	5.6	1,010,377	8.2	340,083	2.5	884,718	5.8
投資・出資金・貸付金	160,140	1.0	140,139	1.1	110,138	0.9	80,135	0.6	75,138	0.5
繰 出 金	953,792	6.0	878,647	6.8	867,984	7.0	862,506	6.5	783,191	5.1
歳 出 合 計	15,946,024	100.0	12,972,454	100.0	12,387,390	100.0	13,329,668	100.0	15,319,233	100.0
義 務 的 経 費	5,798,149	36.4	4,952,181	38.2	4,352,214	35.1	4,886,722	36.6	5,183,610	33.9
そ の 他 の 経 費	7,197,705	45.1	5,865,306	45.2	6,009,926	48.5	5,408,687	40.6	6,157,742	40.1

(単位：千円・%)

区 分	H 2 0		H 2 1		H 2 2		H 2 3		H 2 4	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
人 件 費	2,601,089	17.8	2,646,707	16.0	2,650,990	16.3				
うち職員給	1,780,365	12.2	1,780,171	10.8	1,746,082	10.7				
物 件 費	2,513,475	17.2	2,685,767	16.2	2,466,419	15.1				
維持補修費	258,691	1.8	184,941	1.1	100,172	0.6				
扶 助 費	1,758,106	12.0	1,897,691	11.5	2,699,569	16.5				
補助費等	1,859,165	12.7	2,666,648	16.1	1,737,760	10.7				
普通建設事業費	2,864,443	19.6	3,280,047	19.9	2,576,798	15.8				
内 うち補助事業	483,021	3.3	1,234,353	7.5	838,565	5.1				
訳 うち単独事業等	2,381,422	16.3	2,045,694	12.4	1,738,233	10.7				
災害復旧事業費	-	-	-	-	-	0.0				
公 債 費	1,315,542	9.0	1,374,793	8.3	1,816,460	11.1				
積 立 金	386,447	2.6	784,303	4.7	1,221,121	7.5				
投資・出資金・貸付金	78,984	0.5	45,067	0.3	35,044	0.2				
繰 出 金	1,002,413	6.8	975,845	5.9	1,009,323	6.2				
歳 出 合 計	14,638,355	100.0	16,541,809	100.0	16,313,656	100.0				
義 務 的 経 費	5,674,737	38.8	5,919,191	35.8	7,167,019	43.9				
そ の 他 の 経 費	6,099,175	41.6	7,342,571	44.3	6,569,839	40.3				

(2) 性質別決算額の推移



○義務的経費は、公債費の繰上償還の有無により大きく変動し、扶助費が子ども手当、乳幼児等医療費助成により増額になっています。普通建設事業費は、H19年度がピークになっています。年度別の主な特徴は次のとおりです。

- H15年度 補助費：下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計への返済金（473百万円）、普通建設：コミュニティバス購入、西部複合センター建設、防災行政無線整備、生津ふれあい広場整備、下犀川橋梁整備、公債費：繰上償還（1,464百万円）、積立金：財政調整、公共施設整備基金積立
- H16年度 普通建設：ストックヤード整備、下犀川橋梁整備、本田小学校校舎増築、生津ふれあい広場整備、公債費：繰上償還、積立金：財政調整、減債基金積立
- H17年度 普通建設：私立保育所建設補助、下犀川橋梁整備、みずほターミナル整備、浄水公園、生津ふれあい広場整備、積立金：減債、公共施設整備基金積立
- H18年度 普通建設：本田コミセン、別府保育所整備、下犀川橋梁整備、都市再生整備（まちづくり）、消防体制整備、穂積小学校校舎大規模改造、給食センター整備、公債費：繰上償還
- H19年度 普通建設：本田コミセン、別府保育所整備、下犀川橋梁整備、都市再生整備（まちづくり）、消防体制整備、南小学校校舎整備、給食センター整備、公債費：繰上償還、積立金：減債基金積立
- H20年度 普通建設：本田コミセン、子育て支援センター、下犀川橋梁整備、都市再生整備（まちづくり）、消防体制整備、積立金：公共施設整備基金積立
- H21年度 普通建設：穂積中学校整備、地方道整備、下犀川橋梁整備、都市再生整備（まちづくり）、補助費：定額給付金 積立金：公共施設整備基金積立
- H22年度 普通建設：巣南中学校整備、地方道整備、下犀川橋梁整備、都市再生整備（まちづくり）、扶助費：子ども手当 積立金：下水道事業対策基金積立、公債費：繰上償還

5. 歳出決算額の状況（住民サービス費用の状況）

（1）年度別住民サービス費用の状況

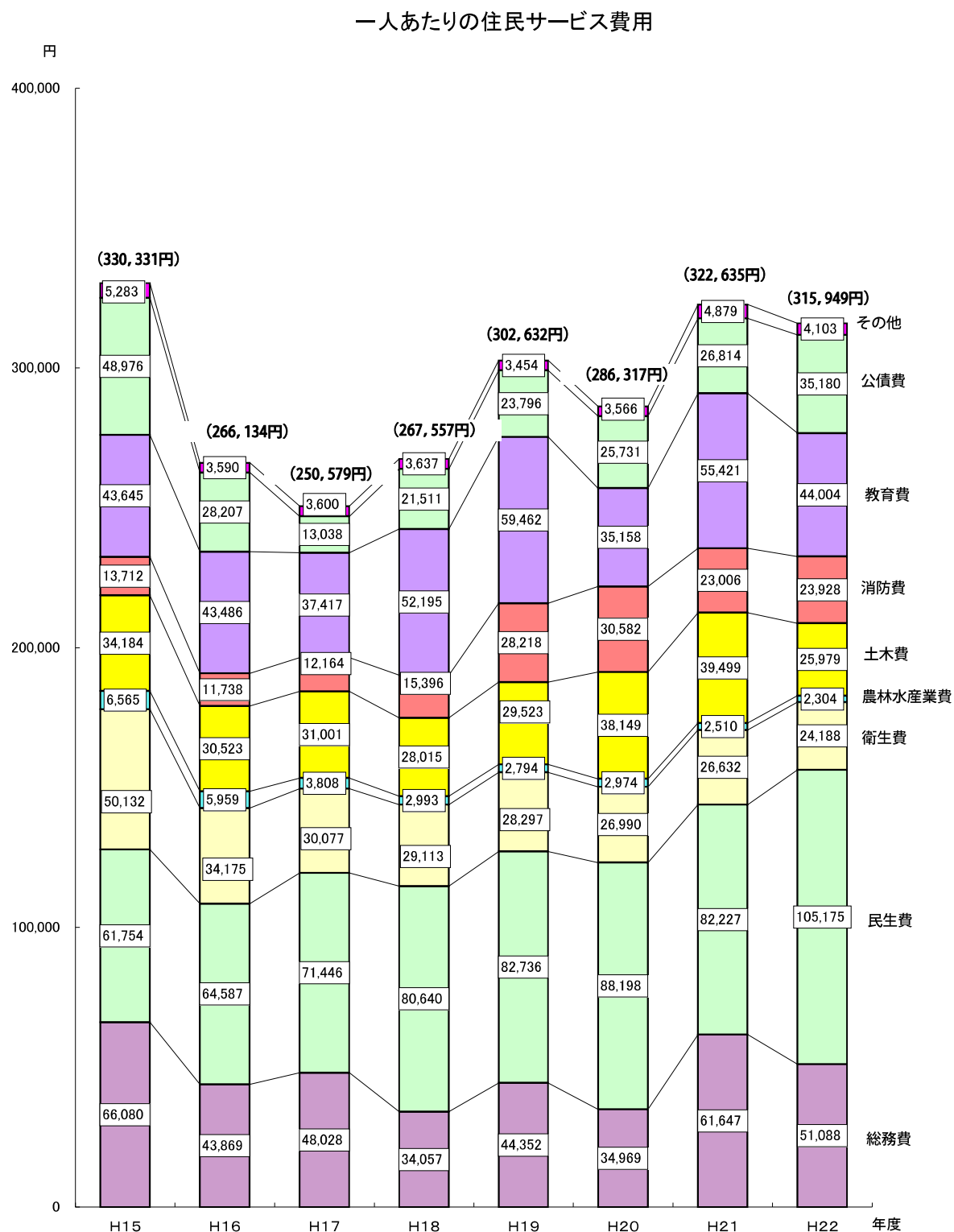
（単位：円）

区 分	H 1 5		H 1 6		H 1 7		H 1 8		H 1 9	
	一人あたり	一世帯あたり	一人あたり	一世帯あたり	一人あたり	一世帯あたり	一人あたり	一世帯あたり	一人あたり	一世帯あたり
議 会 費	3,672	10,708	2,604	7,545	2,634	7,604	2,722	7,749	2,721	7,663
総 務 費	66,080	192,707	43,869	127,117	48,028	138,668	34,057	96,971	44,352	124,887
民 生 費	61,754	180,090	64,587	187,150	71,446	206,279	80,640	229,610	82,736	232,969
衛 生 費	50,132	146,198	34,175	99,027	30,077	86,838	29,113	82,894	28,297	79,679
労 働 費	414	1,208	207	599	203	588	202	575	100	281
農林水産業費	6,565	19,146	5,959	17,267	3,808	10,996	2,993	8,522	2,794	7,868
商 工 費	1,197	3,490	779	2,259	763	2,204	713	2,029	633	1,782
土 木 費	34,184	99,690	30,523	88,444	31,001	89,508	28,015	79,770	29,523	83,132
消 防 費	13,712	39,988	11,738	34,013	12,164	35,121	15,396	43,839	28,218	79,458
教 育 費	43,645	127,279	43,486	126,006	37,417	108,030	52,195	148,617	59,462	167,433
公 債 費	48,976	142,828	28,207	81,733	13,038	37,643	21,511	61,249	23,796	67,005
計	330,331	963,332	266,134	771,160	250,579	723,479	267,557	761,825	302,632	852,157
各年度末人口・世帯数	人 48,273	世帯 16,553	人 48,744	世帯 16,822	人 49,435	世帯 17,122	人 49,820	世帯 17,497	人 50,620	世帯 17,977

（単位：円）

区 分	H 2 0		H 2 1		H 2 2		H 2 3		H 2 4	
	一人あたり	一世帯あたり	一人あたり	一世帯あたり	一人あたり	一世帯あたり	一人あたり	一世帯あたり	一人あたり	一世帯あたり
議 会 費	2,664	7,491	2,738	7,640	2,612	7,255				
総 務 費	34,969	98,319	61,647	172,021	51,088	141,920				
民 生 費	88,198	247,977	82,227	229,448	105,175	292,172				
衛 生 費	26,990	75,885	26,632	74,314	24,188	67,193				
労 働 費	99	278	819	2,285	390	1,084				
農林水産業費	2,974	8,362	2,510	7,003	2,304	6,400				
商 工 費	803	2,259	1,322	3,690	1,101	3,060				
土 木 費	38,149	107,260	39,499	110,217	25,979	72,168				
消 防 費	30,582	85,985	23,006	64,195	23,928	66,470				
教 育 費	35,158	98,851	55,421	154,647	44,004	122,243				
公 債 費	25,731	72,346	26,814	74,823	35,180	97,727				
計	286,317	805,013	322,635	900,283	315,949	877,692				
各年度末人口・世帯数	人 51,126	世帯 18,184	人 51,271	世帯 18,374	人 51,634	世帯 18,587	人	世帯	人	世帯

(2) 一人あたりの住民サービス費用



※ 歳出決算額を市民一人あたり、一世帯あたりの平均費用額であらわしています。

6. 財政指数の状況

(1) 年度別財政指数の状況

(単位：千円・％)

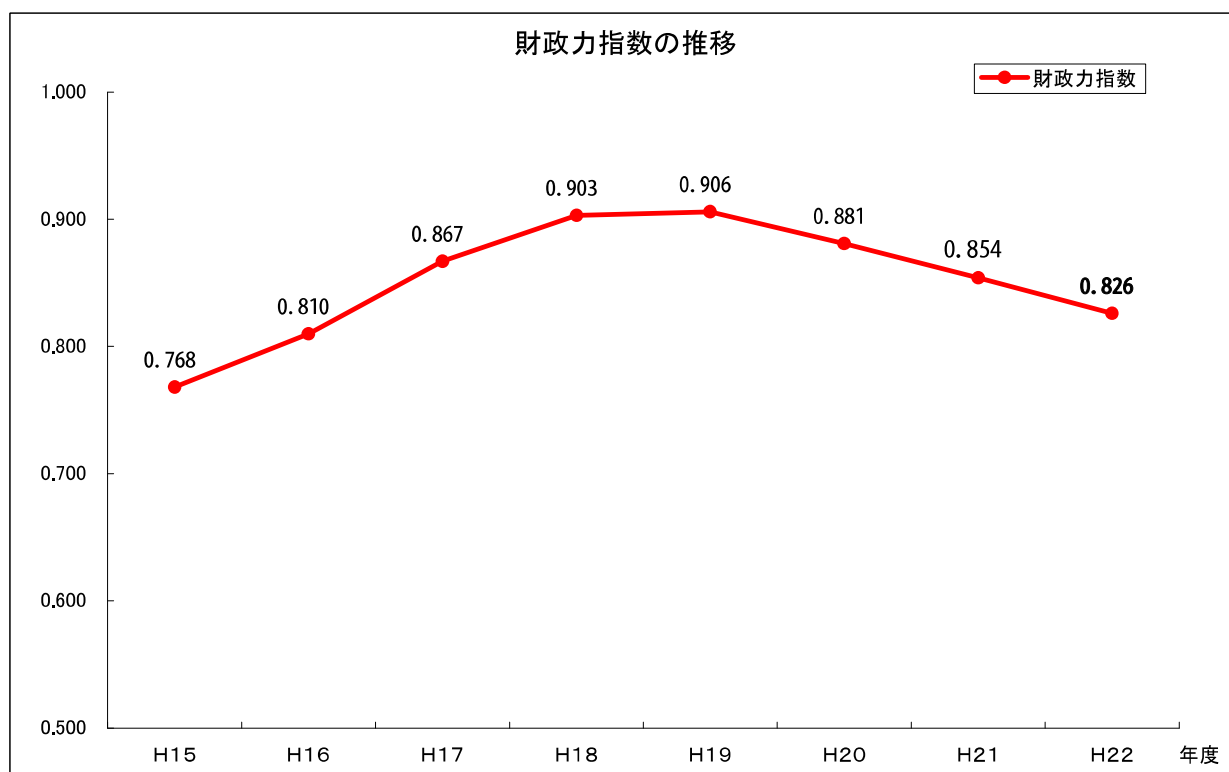
区 分	H 1 5			H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
	瑞穂市	穂積町	巢南町				
基準財政収入額	5,004,335	3,876,876	1,127,459	5,228,593	5,547,185	5,723,759	5,875,850
基準財政需要額	6,202,998	4,288,370	1,914,628	6,002,052	6,014,106	6,251,723	6,681,692
標準税収入額等	6,596,430	5,120,624	1,475,806	6,893,559	7,263,563	7,430,548	7,621,090
標準財政規模	7,783,303	5,523,967	2,259,336	8,125,619	8,199,588	8,436,154	8,936,581
財政力指数（単年度）	0.807	0.904	0.589	0.871	0.922	0.916	0.879
財政力指数（3年平均値）	0.768	0.862	0.555	0.810	0.867	0.903	0.906
実質収支比率	15.9			15.1	8.0	12.3	7.3
公債費比率	8.1			4.7	4.8	3.7	4.0
公債費負担比率	17.6			12.1	6.0	10.4	10.8
実質公債費比率（3年平均値）	-			-	4.9	3.7	3.6
起債制限比率（3年平均値）	4.1			3.4	3.5	2.5	2.4
自主財源比率	53.5			60.2	63.2	53.9	56.0
経常収支比率	75.1			75.1	79.2	78.3	81.5

(単位：千円・％)

区 分	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
基準財政収入額	5,931,982	5,775,908	5,437,388		
基準財政需要額	6,990,770	6,913,288	6,841,453		
標準税収入額等	7,679,622	7,475,580	7,002,556		
標準財政規模（注1）	9,734,123	9,866,590	10,129,062		
財政力指数（単年度）	0.849	0.835	0.795		
財政力指数（3年平均値）	0.881	0.854	0.826		
実質収支比率	9.0	8.4	10.7		
公債費比率	4.3	4.0	4.0		
公債費負担比率	11.4	11.5	13.9		
実質公債費比率（3年平均値）	3.7	4.1	4.2		
起債制限比率（3年平均値）	2.3	2.6	2.8		
自主財源比率	62.1	58.1	57.5		
経常収支比率	87.8	90.2	84.3		

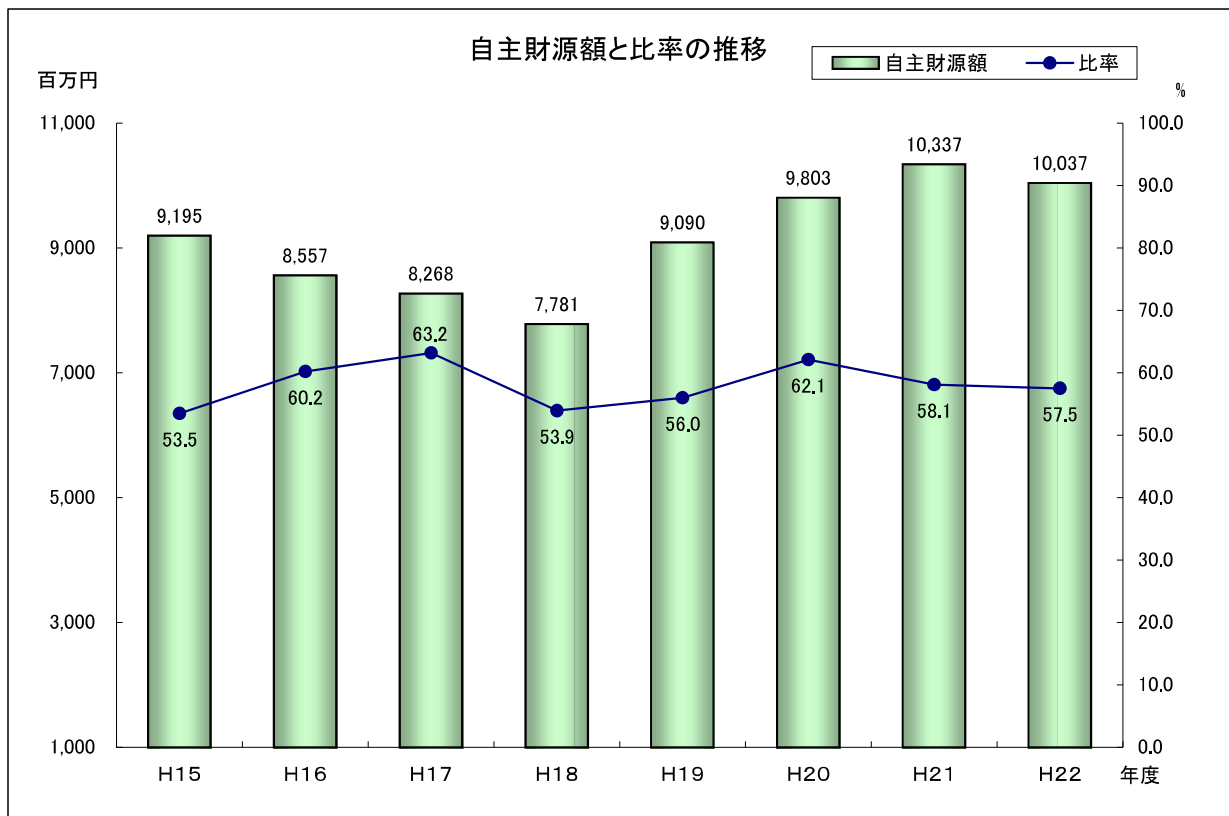
（注1）H 2 0年度から、標準財政規模の中に臨時財政対策債発行可能額が加わっています。

(2) 財政力指数の推移



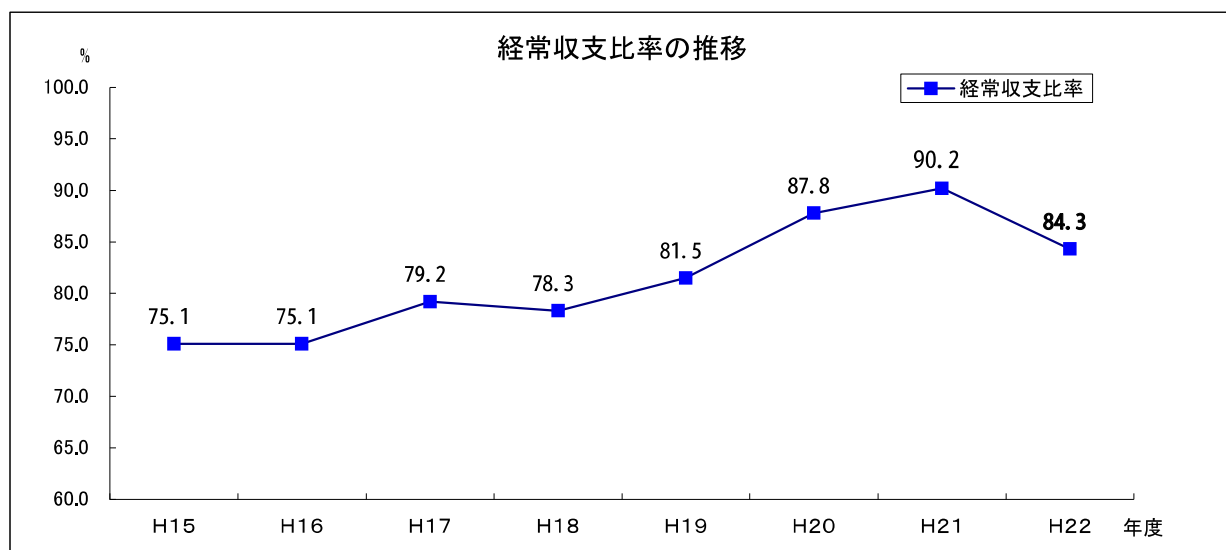
○この指数は財政力を示す指数であり、H18年度から0.9ポイント台と数値的には高い財政力を示していましたが、H20年度の世界的な景気悪化を契機に、年々財政力指数は下向き方向となっています。

(3) 自主財源額と比率の推移



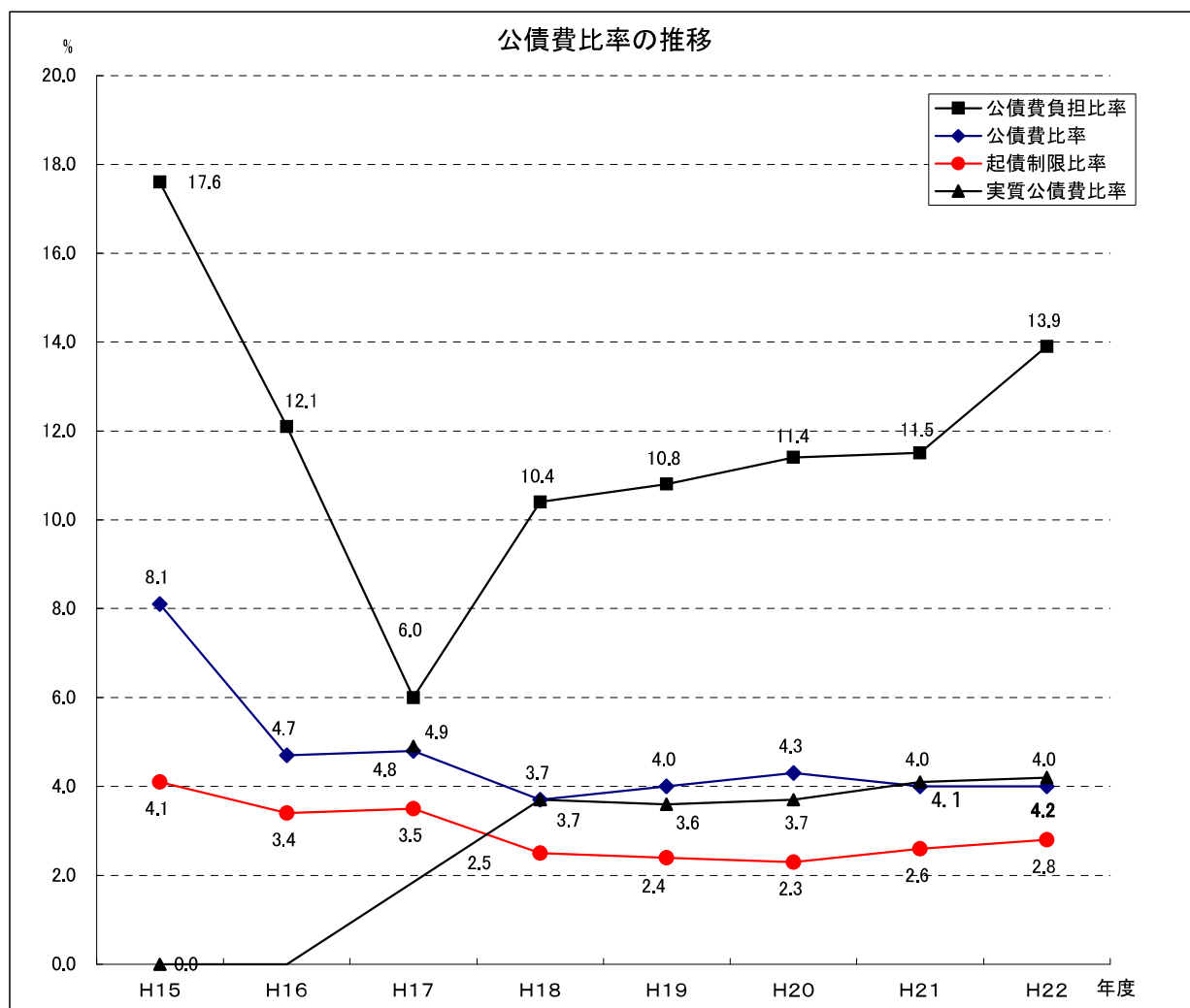
○H18年度は、繰入金、繰越金が少ないため5か年のうちで最低額を示しており、H19・H20年度は、所得税の税源移譲などにより増加しています。H21、H22年度は税収が落ち込み、繰入金、繰越金が増となっています。

(4) 経常収支比率の推移



○合併時は75%台と健全財政といわれる範囲でしたが、公債費や扶助費（医療費、各種手当等）の増加により、徐々に財政構造の硬直化が進んでいます。ただH22年度は、経常収支比率の財源（分母）となる臨時財政対策債の増加により減少しています。

(5) 公債費比率の推移



○H15年度から高利率の縁故債などを繰上償還して適正な公債管理に努めてきました。H17年度は、繰上償還が無いため公債費負担比率が他の年度より低い数値を示しています。

7. 基金の状況（普通会計）

（1） 年度別基金残高の状況（普通会計）

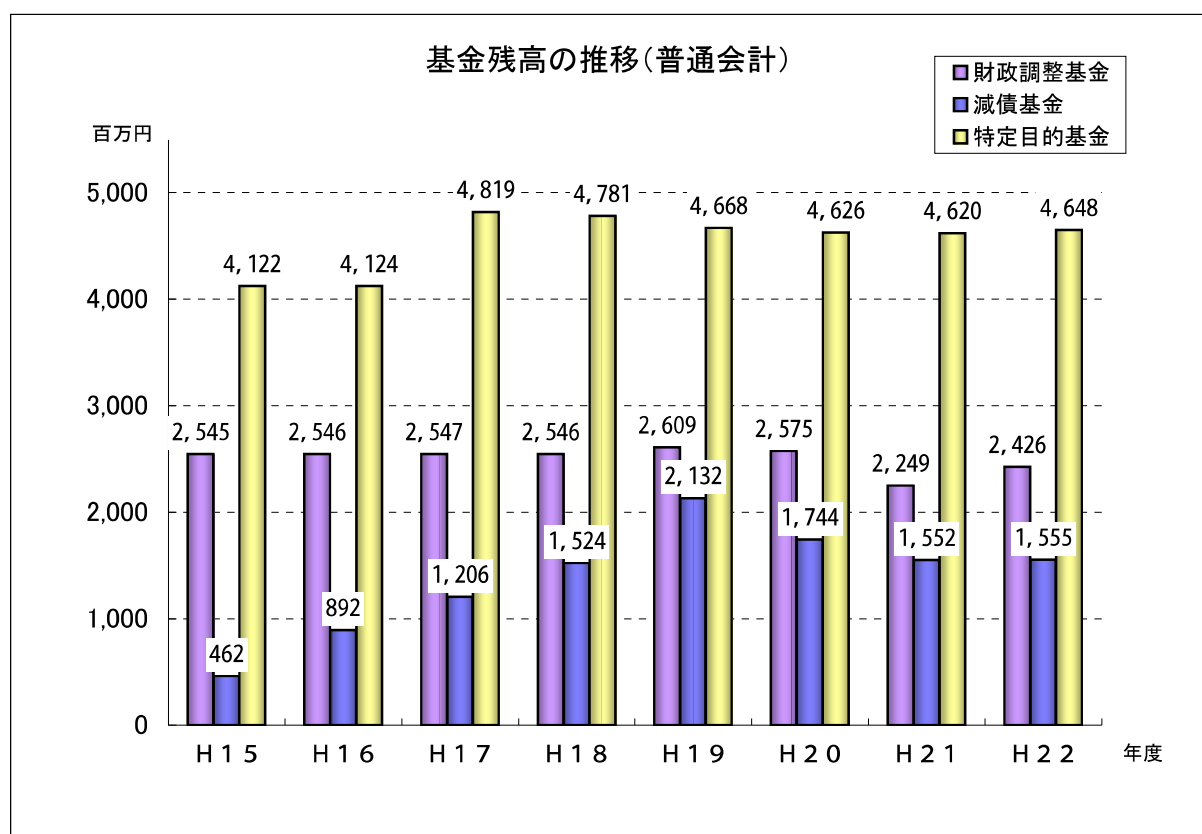
（単位：千円）

年 度	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
財政調整基金	2,544,657	2,545,531	2,547,164	2,545,759	2,609,031
減債基金	462,160	892,317	1,205,730	1,523,800	2,131,764
特定目的基金	4,122,276	4,124,006	4,819,337	4,781,483	4,668,478
計	7,129,093	7,561,854	8,572,231	8,851,042	9,409,273

（単位：千円）

年 度	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
財政調整基金	2,575,271	2,249,391	2,425,767		
減債基金	1,743,968	1,552,202	1,555,210		
特定目的基金	4,626,481	4,620,430	4,648,103		
計	8,945,720	8,422,023	8,629,080		

（2） 基金残高の推移（普通会計）



- 適正な公債管理を進めるためH19年度に高利率の縁故債などを繰上償還する一方、償還ピークを迎えるH28年度に向けて減債基金の積み立てが必要となってきます。また、下水道事業、学校整備等将来の大型事業に向けて、下水道事業対策基金、公共施設整備基金等計画的な基金運用も必要となってきます。

8. 基金残高の内訳（全会計）

（1）年度別基金残高の内訳（全会計）

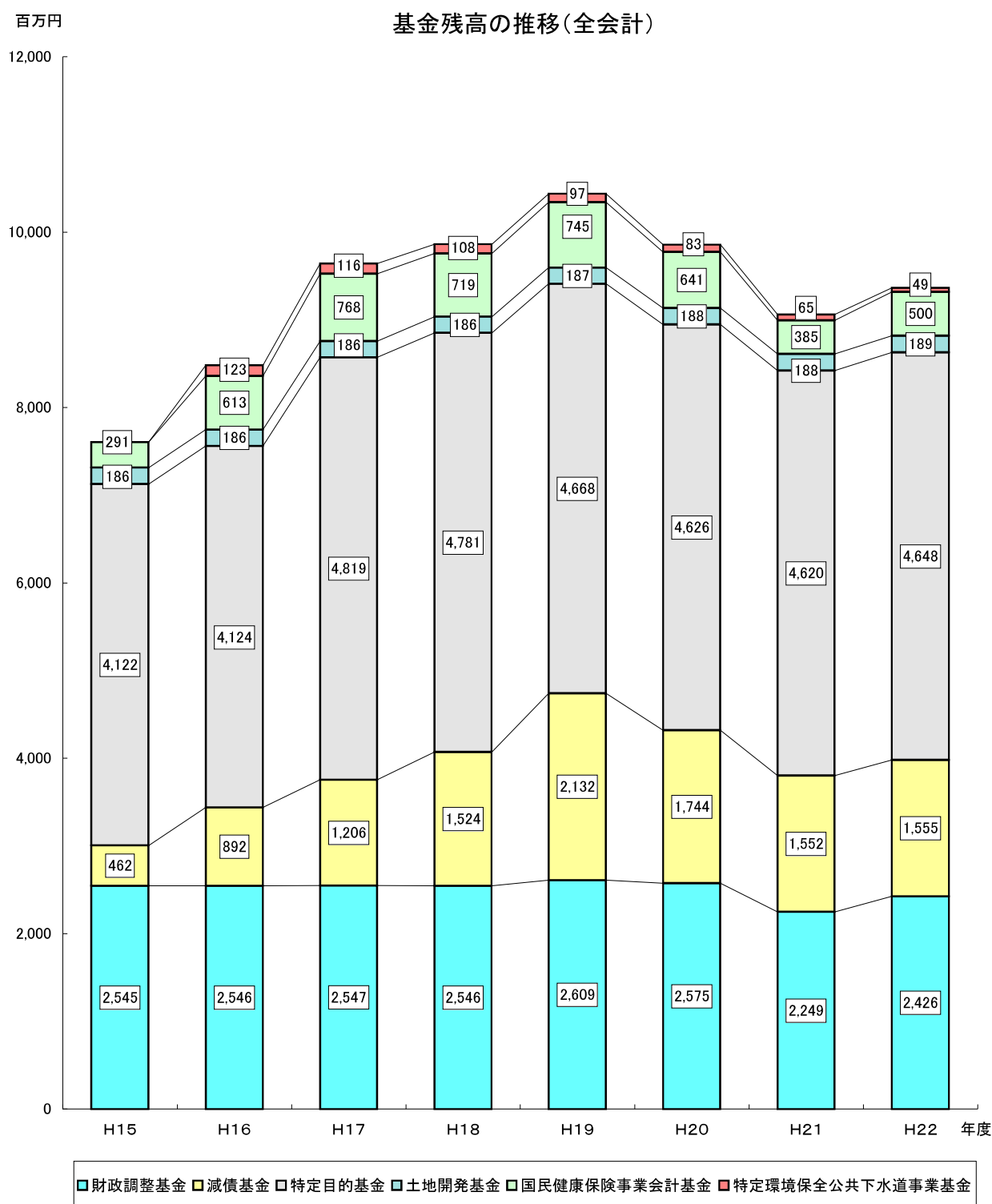
（単位：千円）

区 分		H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
一般会計	財政調整基金	2,544,657	2,545,531	2,547,164	2,545,759	2,609,031
	減債基金	462,160	892,317	1,205,730	1,523,800	2,131,764
	特定目的基金	公共施設整備基金	3,365,830	3,367,288	4,062,356	3,912,409
		地域振興基金	53,519	53,538	53,560	53,865
		下水道事業対策基金	401,141	401,394	401,635	402,228
		地域福祉基金	278,729	278,729	278,729	278,729
		南小学校教育振興基金 （H19.4.1廃止）	3,500	3,500	3,500	-
		身体障害者福祉基金	3,508	3,508	3,508	3,508
		ふるさと農村活性化対策基金	10,799	10,799	10,799	10,799
		遺跡和宮公園維持管理基金	5,250	5,250	5,250	5,250
		（特定目的基金の計）	4,122,276	4,124,006	4,819,337	4,668,478
	小 計	7,129,093	7,561,854	8,572,231	8,851,042	9,409,273
	土地開発基金	185,748	185,809	185,879	186,175	186,904
	計	7,314,841	7,747,663	8,758,110	9,037,217	9,596,177
国 保 特 別 会 計	国民健康保険基金	286,716	609,160	764,227	715,247	741,119
	国保高額医療費資金貸付基金	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	計	290,716	613,160	768,227	719,247	745,119
下 水 道 特 別 会 計	特定環境保全公共下水道事業基金	-	122,600	116,443	107,826	96,768
	計	-	122,600	116,443	107,826	96,768
合 計		7,605,557	8,483,423	9,642,780	9,864,290	10,438,064

（単位：千円）

区 分		H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
一般会計	財政調整基金	2,575,271	2,249,391	2,425,767		
	減債基金	1,743,968	1,552,202	1,555,210		
	特定目的基金	公共施設整備基金	3,868,200	3,860,117	3,682,599	
		地域振興基金	54,096	54,280	54,351	
		下水道事業対策基金	405,769	407,462	608,130	
		地域福祉基金	278,729	278,729	278,729	
		身体障害者福祉基金 （H22.5.1廃止）	3,508	3,508	-	
		ふるさと農村活性化対策基金	10,799	10,799	10,799	
		遺跡和宮公園維持管理基金	5,250	5,250	3,250	
		ふるさと応援基金	130	285	545	
		住民生活に光をそそぐ基金	-	-	9,700	
		（特定目的基金の計）	4,626,481	4,620,430	4,648,103	0
	小 計	8,945,720	8,422,023	8,629,080		
	土地開発基金	187,706	188,345	188,566		
	計	9,133,426	8,610,368	8,817,646	0	0
国 保 特 別 会 計	国民健康保険基金	637,459	380,799	496,225		
	国保高額医療費資金貸付基金	4,000	4,000	4,000		
	計	641,459	384,799	500,225	0	0
下 水 道 特 別 会 計	特定環境保全公共下水道事業基金	82,584	65,457	48,742		
	計	82,584	65,457	48,742	0	0
合 計		9,857,469	9,060,624	9,366,613		

(2) 基金残高の推移（全会計）



○合併後、旧両町の均衡を図るための大型事業に伴い減債基金、公共施設整備基金（特定目的基金）を計画的に活用しました。特定環境保全公共下水道事業基金は、H16年度の供用開始に伴い、起債償還金に充当するため設置した基金です。H22年度より下水道事業に向け、下水道事業対策基金(特定目的基金)へ積立を開始しました。

9. 市債の状況（普通会計）

(1) 年度別市債残高の状況（普通会計）

（単位：千円）

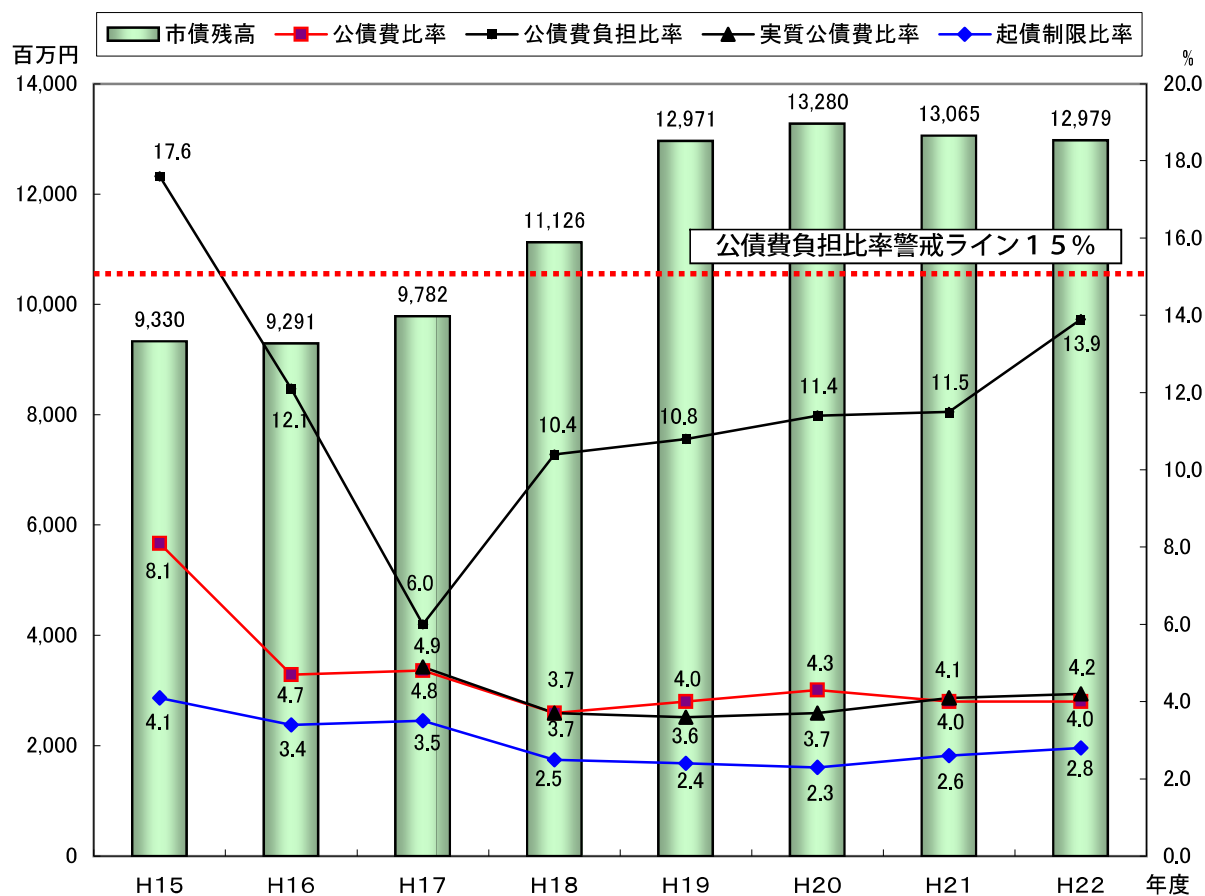
年 度	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
市債残高	9,330,243	9,291,001	9,782,348	11,126,160	12,970,745
公債費比率	8.1	4.7	4.8	3.7	4.0
公債費負担比率	17.6	12.1	6.0	10.4	10.8
実質公債費比率	—	—	4.9	3.7	3.6
起債制限比率	4.1	3.4	3.5	2.5	2.4

（単位：千円）

年 度	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
市債残高	13,280,407	13,064,601	12,979,069		
公債費比率	4.3	4.0	4.0		
公債費負担比率	11.4	11.5	13.9		
実質公債費比率	3.7	4.1	4.2		
起債制限比率	2.3	2.6	2.8		

(2) 公債費の推移（普通会計）

公債費の推移（普通会計）



○合併に伴う懸案事業に合併特例債を活用して積極的に事業に取り組んでいます。特に、H18年度から消防体制の整備、給食センター統廃合事業など大型事業を推進し、H21年度には穂積中学校の改築事業、H22年度は巣南中学校増築と今後市債残高が増えていきます。

10. 市債の状況（全会計）

（1） 年度別市債残高の内訳（全会計）

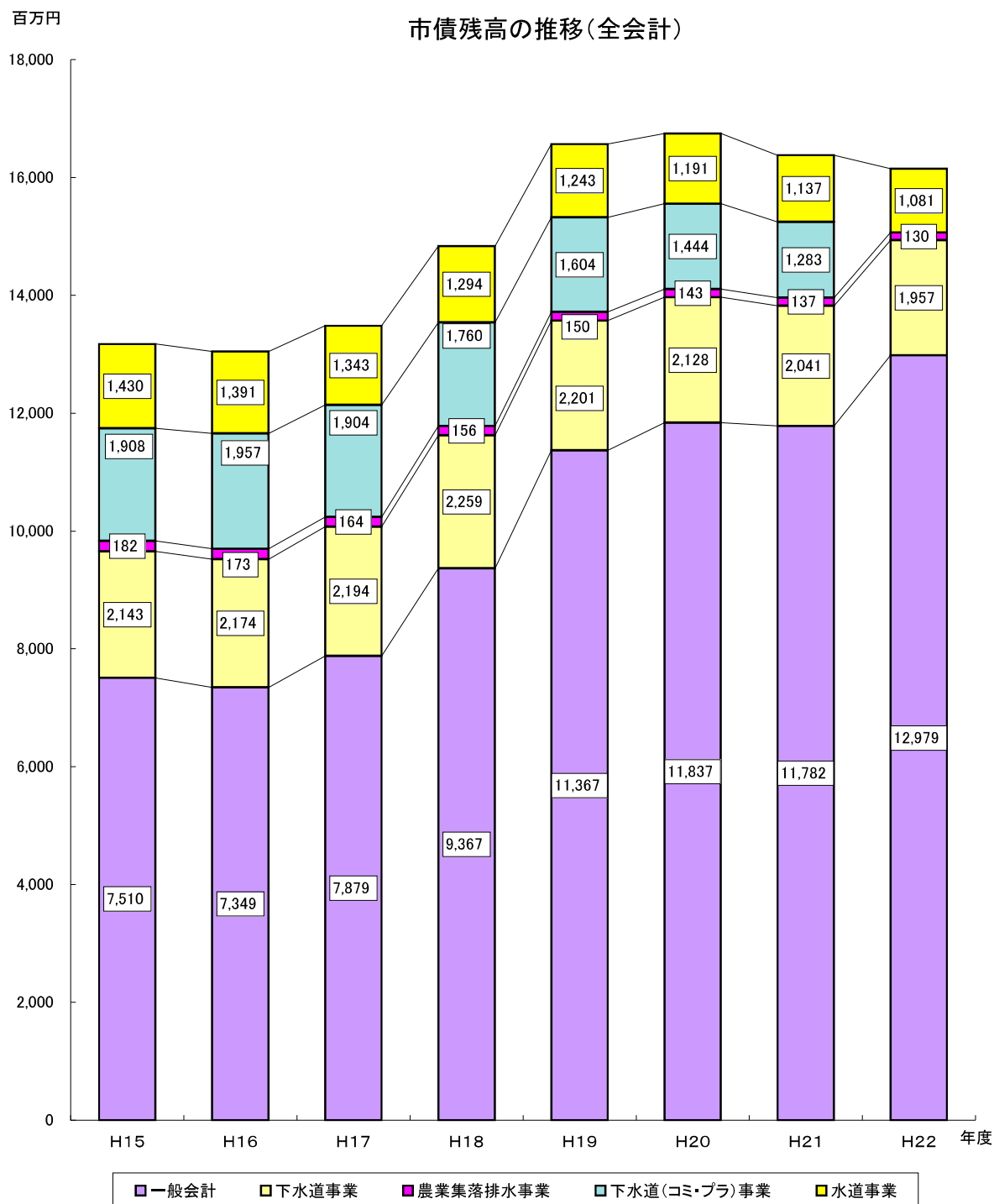
（単位：千円）

区 分		H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
一般会計	1 民生債	1,638,120	651,515	415,258	711,259	937,439
	2 衛生債	196,311	173,205	153,032	132,454	111,462
	3 農林水産業債	558,022	521,584	483,555	444,355	403,917
	4 土木債	501,724	467,875	773,116	989,435	1,193,401
	5 消防債	98,460	90,260	83,900	226,500	706,500
	6 教育債	2,321,672	2,456,933	2,397,070	3,129,208	3,957,057
	7 臨時財政特例債	2,195	1,934	1,658	1,365	1,053
	8 減税補てん債	288,018	273,868	258,309	241,476	224,318
	9 臨時税収補てん債	33,887	31,767	29,605	27,399	25,148
	10 臨時財政対策債	1,871,300	2,680,300	3,283,122	3,463,125	3,806,895
	計	7,509,709	7,349,241	7,878,625	9,366,576	11,367,190
特別会計	下水道事業債	2,142,560	2,174,309	2,194,265	2,259,210	2,201,382
	農業集落排水事業債	182,372	173,243	164,134	155,937	149,545
	下水道（ミ・プ）事業債	1,908,400	1,957,400	1,903,723	1,759,584	1,603,555
	計	4,233,332	4,304,952	4,262,122	4,174,731	3,954,482
企業会計	水道事業債	1,430,218	1,391,143	1,343,401	1,294,150	1,243,331
合 計		13,173,259	13,045,336	13,484,148	14,835,457	16,565,003

（単位：千円）

区 分		H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
一般会計	1 民生債	885,212	761,043	636,835		
	2 衛生債	90,048	68,203	1,166,689		
	3 農林水産業債	362,199	319,154	274,735		
	4 土木債	1,556,093	1,702,573	1,957,604		
	5 消防債	1,021,300	892,100	763,300		
	6 教育債	3,548,408	3,363,932	3,147,153		
	7 臨時財政特例債	723	372			
	8 減税補てん債	206,827	188,999	170,825		
	9 臨時税収補てん債	22,853	20,511	18,122		
	10 臨時財政対策債	4,143,236	4,465,119	4,843,806		
	計	11,836,899	11,782,006	12,979,069		
特別会計	下水道事業債	2,128,149	2,040,909	1,956,895		
	農業集落排水事業債	143,137	136,531	129,723		
	下水道（ミ・プ）事業債	1,443,507	1,282,595	※ H 2 2 年度より一般会計（衛生債）へ		
	計	3,714,793	3,460,035	2,086,618		
企業会計	水道事業債	1,190,880	1,136,733	1,080,822		
合 計		16,742,572	16,378,774	16,146,509		

(2) 市債残高の推移（全会計）



○一般会計では、H18年度からの別府保育所の整備、消防体制の整備、給食センター統廃合事業などの大型事業に加え、H21年度以降臨時財政対策債、中学校の整備等で市債が増える見込みです。特別会計では、下水道事業会計のH18年度の借入が最後であり、以後減少しています。また、H22年度より下水道(コミ・プラ)事業会計は廃止され、一般会計に組み込まれています。

11. 市税決算額の状況

(1) 年度別市税決算額の状況

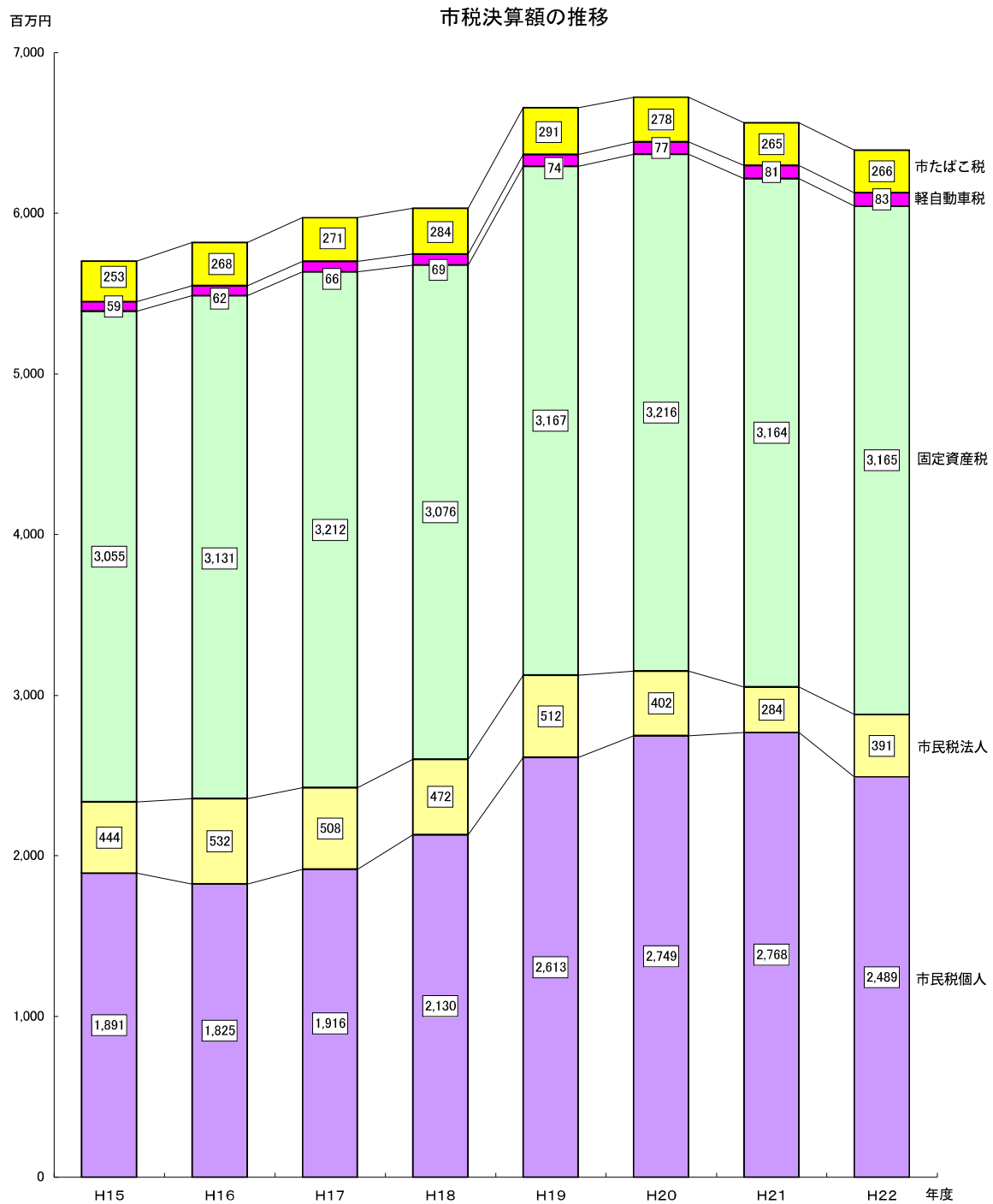
(単位：千円)

区 分	H 1 5		H 1 6		H 1 7		H 1 8		H 1 9	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
市 民 税	2,334,919	41.0%	2,356,183	40.5%	2,423,421	40.6%	2,602,142	43.2%	3,125,041	46.9%
個 人	1,891,365	33.2%	1,824,580	31.4%	1,915,818	32.1%	2,130,198	35.4%	2,612,889	39.2%
法 人	443,554	7.8%	531,603	9.1%	507,603	8.5%	471,944	7.8%	512,152	7.7%
固 定 資 産 税	3,055,350	53.6%	3,130,885	53.8%	3,211,965	53.8%	3,075,855	51.0%	3,167,167	47.6%
固 定 資 産 税	3,052,285	53.5%	3,126,853	53.7%	3,207,892	53.7%	3,071,813	50.9%	3,163,224	47.5%
国有資産等所在市町村 交付金及び納付金	3,065	0.1%	4,032	0.1%	4,073	0.1%	4,042	0.1%	3,943	0.1%
軽 自 動 車 税	58,887	1.0%	62,428	1.1%	65,896	1.1%	68,536	1.1%	73,786	1.1%
市 た ば こ 税	252,660	4.4%	268,360	4.6%	271,238	4.5%	284,403	4.7%	291,412	4.4%
計	5,701,816	100.0%	5,817,856	100.0%	5,972,520	100.0%	6,030,936	100.0%	6,657,406	100.0%

(単位：千円)

区 分	H 2 0		H 2 1		H 2 2		H 2 3		H 2 4	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
市 民 税	3,151,510	46.9%	3,052,177	46.5%	2,880,126	45.0%				
個 人	2,749,144	40.9%	2,767,770	42.2%	2,489,296	38.9%				
法 人	402,366	6.0%	284,407	4.3%	390,830	6.1%				
固 定 資 産 税	3,215,631	47.8%	3,164,357	48.2%	3,164,729	49.5%				
固 定 資 産 税	3,213,228	47.8%	3,161,984	48.2%	3,162,445	49.5%				
国有資産等所在市町村 交付金及び納付金	2,403	0.0%	2,373	0.0%	2,284	0.0%				
軽 自 動 車 税	77,253	1.2%	81,075	1.3%	83,225	1.3%				
市 た ば こ 税	278,333	4.1%	265,408	4.0%	266,103	4.2%				
計	6,722,727	100.0%	6,563,017	100.0%	6,394,183	100.0%				

(2) 市税決算額の推移



○市税収入に占める割合では、固定資産税の方が個人市民税よりも大きく、この2税をあわせた構成比は、H22年度で88.4%と安定的な財源となっています。H19年度からは、個人市民税が所得税からの税源移譲、定率減税の廃止などにより大幅に増加となっていますが、H20年度には世界的な不況もあり、法人税が急激に減少し、H22年度は団塊世代の退職等個人所得の減少により、およそ2億8千万円ほど減少しています。また、固定資産税も30億円台を推移しており、今後税収が見込めない状況です。

12. 市税負担の状況

(1) 年度別市税負担の状況

(単位：円)

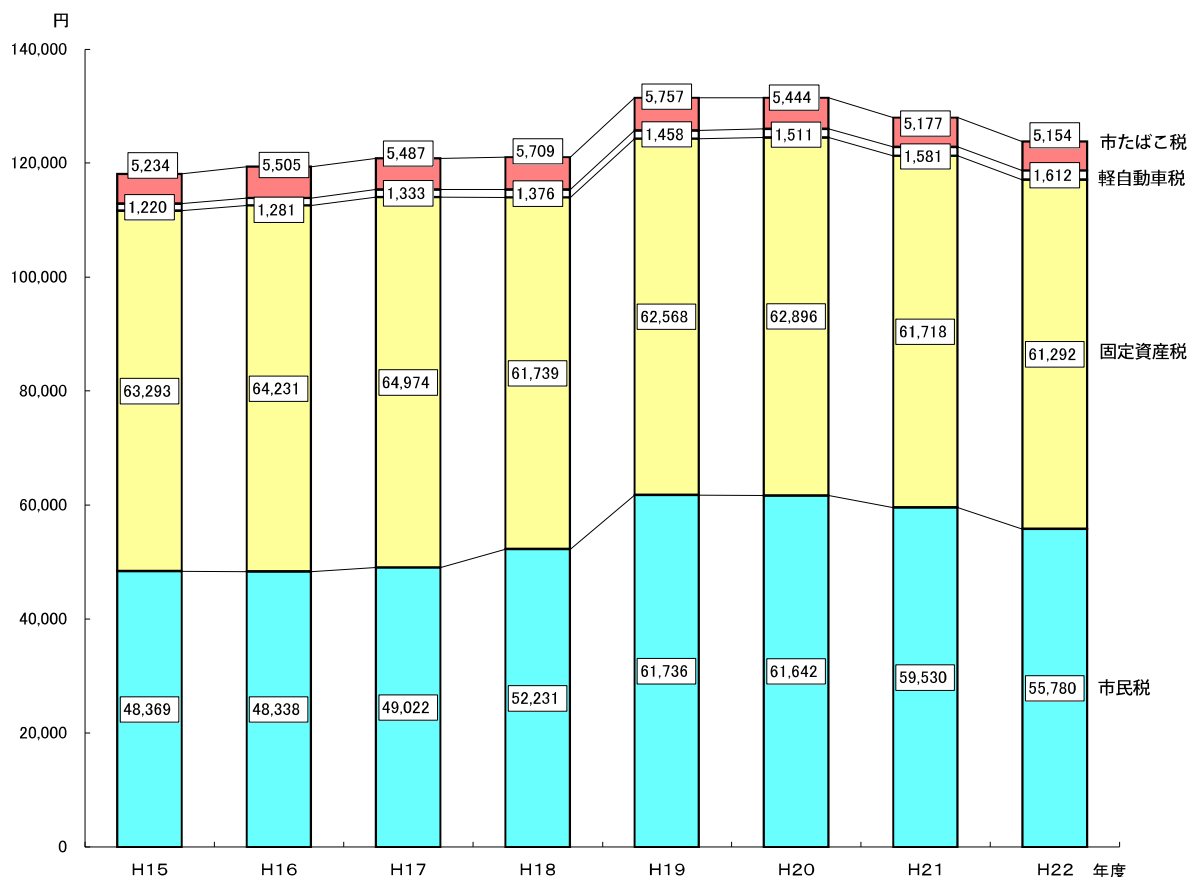
区 分	H 1 5		H 1 6		H 1 7		H 1 8		H 1 9	
	一人あたり	一世帯あたり	一人あたり	一世帯あたり	一人あたり	一世帯あたり	一人あたり	一世帯あたり	一人あたり	一世帯あたり
市 民 税	48,369	141,057	48,338	140,066	49,022	141,538	52,231	148,719	61,736	173,835
固 定 資 産 税	63,293	184,580	64,231	186,118	64,974	187,593	61,739	175,793	62,568	176,179
軽 自 動 車 税	1,220	3,557	1,281	3,711	1,333	3,849	1,376	3,917	1,458	4,104
市 た ば こ 税	5,234	15,264	5,505	15,953	5,487	15,841	5,709	16,254	5,757	16,210
計	118,116	344,458	119,355	345,848	120,816	348,821	121,055	344,683	131,519	370,328
各年度末人口・世帯数	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯
	48,273	16,553	48,744	16,822	49,435	17,122	49,820	17,497	50,620	17,977

(単位：円)

区 分	H 2 0		H 2 1		H 2 2		H 2 3		H 2 4	
	一人あたり	一世帯あたり	一人あたり	一世帯あたり	一人あたり	一世帯あたり	一人あたり	一世帯あたり	一人あたり	一世帯あたり
市 民 税	61,642	173,312	59,530	166,114	55,780	154,954				
固 定 資 産 税	62,896	176,838	61,718	172,219	61,292	170,266				
軽 自 動 車 税	1,511	4,248	1,581	4,412	1,612	4,478				
市 た ば こ 税	5,444	15,306	5,177	14,445	5,154	14,317				
計	131,493	369,704	128,006	357,190	123,838	344,015				
各年度末人口・世帯数	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯
	51,126	18,184	51,271	18,374	51,634	18,587				

(2) 市税の一人あたり負担額

市税の一人あたり負担額



※ 市税の決算額を市民一人あたり、一世帯あたりの平均負担額であらわしています。

各 財 政 指 標 の 説 明

基準財政収入額 …… 地方交付税（普通交付税）の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額

瑞穂市の数値 → 5,775,908千円（H21）5,437,388千円（H22）

基準財政需要額 …… 地方交付税（普通交付税）の算定に用いるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定した額

瑞穂市の数値 → 6,913,288千円（H21）6,841,453千円（H22）

地方交付税 …… 国が一定の行政サービスを提供できるよう、必要な財源を保障する国からの配分金

瑞穂市の数値 → 1,985,933千円（H21）2,246,682千円（H22）

標準税収入額等 …… 地方公共団体の税収入確保体制適正化のための指標

瑞穂市の数値 → 7,475,580千円（H21）7,002,556千円（H22）

標準財政規模 …… 地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、標準的な税収入額と普通交付税額を合算した額

瑞穂市の数値 → 9,866,590千円（H21）10,129,062千円（H22）

財政力指数 …… 地方公共団体の財政力を示す指数
（※この指数が大きいほど財政力が強いことになります）
（3年平均） 基準財政収入額／基準財政需要額 で得られた数値の3か年の平均

瑞穂市の数値 → 0.854（H21）0.826（H22）

実質収支額 …… 歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額（形式収支）から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額

瑞穂市の数値 → 833,671千円（H21）1,079,877千円（H22）

実質収支比率 …… 標準財政規模に対する実質収支額の割合

瑞穂市の数値 → 8.4（H21）10.7（H22）

公債費比率 …… 公債費に充てられた一般財源の標準財政規模に対する割合
（※ 地方公共団体の財政構造の硬直化を判断するもの）

瑞穂市の数値 → 4.0（H21）4.0（H22）

公債費負担比率 …… 公債費に充てられた一般財源の一般財源総額に対する割合
（※ 率が高いほど財政運営が硬直化していることを示している）

瑞穂市の数値 → 11.5（H21）13.9（H22）

実質公債費比率 …… 公債費や公営企業債に対する繰出金等の公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費の負担状況

（※ 率が高いほど財政運営が硬直化していることを示している）

瑞穂市の数値 → 4.1（H21）4.2（H22）

起債制限比率 …… 公債費から地方交付税で措置される額を除いた数値の標準財政規模に対する割合
（※ 率が高いほど、財政運営が硬直化していることを示している）

瑞穂市の数値 → 2.6（H21）2.8（H22）

自主財源比率 …… 歳入のうち地方公共団体が自主的に収入できる財源の割合
（※ 財政の自主性の度合いを示すもの）

瑞穂市の数値 → 58.1（H21）57.5（H22）

経常収支比率 …… 財政構造の弾力性を判断する指標
（※ この指数が低いほど臨時の財政需要に対して余裕を持つことになり、財政構造に弾力性があるといえる）

瑞穂市の数値 → 90.2（H21）84.3（H22）

**平成２２年度包括外部監査の指摘事項に
対する進捗状況と今後の取り組みについて**



瑞穂市

はじめに

瑞穂市では、平成22年6月に「瑞穂市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例」を制定しました。この条例に基づき、平成22年9月から平成23年2月にかけて、「公の施設の管理運営のあり方について」をテーマに包括外部監査が行われました。（監査対象年度は平成21年度）

指摘された結果と意見について、措置状況は以下のとおりです。

平成23年8月現在

施設名等	結果				意見			
	合計	取り組み状況			合計	取り組み状況		
		措置済	改善進行中	未着手		措置済	改善進行中	未着手
各施設共通	7	1	6	0	0	0	0	0
老人福祉センター	4	2	2	0	3	0	3	0
放課後児童クラブ	2	2	0	0	10	7	3	0
牛牧南部コミュニティセンター	1	0	1	0	5	0	5	0
牛牧北部防災コミュニティセンター	4	1	3	0	2	0	2	0
本田コミュニティセンター	5	1	4	0	0	0	0	0
未利用不動産	8	3	5	0	3	0	3	0
美来の森	7	3	4	0	4	3	1	0
就業改善センター	1	0	1	0	0	0	0	0
火葬場	5	3	2	0	2	2	0	0
市営墓地	1	0	1	0	1	1	0	0
公園	4	4	0	0	4	2	2	0
自転車駐車場及び駐車場	0	0	0	0	4	2	2	0
市営住宅	5	3	2	0	2	0	2	0
総合センター	3	0	3	0	1	0	1	0
西部複合センター	0	0	0	0	2	0	2	0
市民センター	2	1	1	0	3	1	2	0
巣南公民館	5	0	5	0	0	0	0	0
うすずみ研修センター	4	1	3	0	1	1	0	0
グラウンド及びふれあい広場	5	3	2	0	3	0	3	0
瑞穂市ガラス工房	5	1	4	0	0	0	0	0
弓道場	1	0	1	0	2	1	1	0
図書館	3	0	3	0	4	3	1	0
瑞穂市郷土資料館	4	0	4	0	1	0	1	0
瑞穂市給食センター	8	4	4	0	6	5	1	0
下水道施設	1	1	0	0	5	5	0	0
委託業務の契約状況	4	2	2	0	2	0	2	0
合 計	99	36	63	0	70	33	37	0
進捗割合		36%	64%	0%		47%	53%	0%

指摘事項に対し、関係課職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、今後の取り組みについて検討し、8月現在の取り組み状況を次頁のとおり取りまとめました。

進捗状況が「改善進行中」であるものについては、半年毎に報告していく予定です。

また、指摘事項の「適切な施設使用料」についても、プロジェクトチームによる検討を現在行っております。

※取り組み状況について

措 置 済…指摘事項に対し、対応が完了しているもの。

改善進行中…指摘事項に対し、現在対応中であるもの。

未 着 手…指摘事項に対し、対応を全く行っていないもの。

整理 番号	報告書 ページ	区分	監査対象	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
1	10	結果	各施設共通	瑞穂市会計規則第91条(備品の表示)に従い、早急に内容が正しく記載された備品シールを貼付する必要がある。	改善進行中	平成23年度中にマニュアルを提示し、再度シール貼付について職員に喚起する。	各施設担当課
2	10-11	結果	各施設共通	備品管理一覧表の整理を進める必要がある。また、年1回の実査を徹底するよう市全体で取り組まなければならない。	改善進行中	3月末現在で、確認するよう徹底を図る。	各施設担当課
3	11	結果	各施設共通	現行の備品登録方法を見直し、マニュアル等で定める必要がある。 1個単位の購入単価で記載するようにすべきである。 担当者以外でもすぐに分かるような登録内容を記載するよう徹底すべきである。	改善進行中	平成23年度中にマニュアルを作成し、職員に周知する。	管財情報課 及び各施設 担当課
4	11	結果	各施設共通	マニュアル等を作成し、備品と消耗品の具体的な基準を明確にし、職員全体に周知徹底を図るべきである。	改善進行中	平成23年度中にマニュアルを作成し、職員に周知する。	管財情報課 及び各施設 担当課
5	12	結果	各施設共通	市全体で情報を交換し、備品の活用を図る必要がある。	措置済	不用物品(消耗品・備品)は、庁内職員に周知し活用することでシステム化した。(実施中)	管財情報課 及び各施設 担当課
6	12	結果	各施設共通	土地は、実態に合わせて、早急に正しい地目に訂正するとともに、合併による承継登記で「瑞穂市」に変更する必要がある。建物については、第三者との争いが生じるおそれがある場合には、建物登記の必要がある。 借地に建てられた施設については、その点を条例あるいは規則で明記することが望まれる。	改善進行中	実態に合わせて地目を変更するよう徹底する。 未利用地分の合併にともなう「瑞穂市」への承継登記手続きは平成23年4月に終えた。 今後、必要なものから承継登記を実施する。 建物に関する規則の改正を実施した。	各施設担当課
7	13	結果	各施設共通	電柱の目的外使用許可期間は、最高10年とすべきである。また、財産貸付簿の記載及び管理が必要である。	改善進行中	賃貸借・使用貸借契約を結び、貸付簿を備える。	管財情報課 及び各施設 担当課
8	17	結果	老人福祉センター	社会福祉協議会に対しては、センターのすべてについて利用許可が行われているわけではないので、個別の利用の許可の手続きを行うべきである。	措置済	平成23年度より市が社会福祉協議会に委託している事業についても、個々の利用申請を行い、利用の許可の手続きを行った。	福祉生活課
9	17-18	結果	老人福祉センター	社会福祉協議会の所有の備品と瑞穂市の所有する物品との所有を明確に区分する措置を講ずるべきである。	改善進行中	社会福祉協議会と瑞穂市の備品を明確にし、平成23年度中に備品台帳の整理を行う。 まず最初に瑞穂市の備品シールを再度打ち出し、現物とチェックしながら貼る。	福祉生活課
10	18	結果	老人福祉センター	目的外使用については、直ちに所管課への連絡の対応を明確にし、条例に定められた手続きは遵守すべきである。	措置済	今年の柿のシーズンにも地域産業の振興のため必要とあれば、条例に定められた手続きを行うように話をした。	福祉生活課

整理 番号	報告書 ページ	区分	監査対象	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
11	19	意見	老人福祉センター	みずほ公共サービス(株)の事務所に「瑞穂市老人福祉センター」の備品シールが貼付された物品が存在しており、備品管理一覧表には、この物品の品番は見当たらなかった。このような事例は、理由はともかく瑞穂市の備品管理に問題があるため、十分注意することが望まれる。	改善進行中	今一度備品台帳の整備に努める。	福祉生活課
12	20	意見	老人福祉センター	浴室についての校区別利用率を検討すると、相当巢南地区に利用が偏っていることが伺え、設置の経緯から当然と思われるが、利用率の向上策を検討することが望まれる。	改善進行中	平成23年度「老人福祉計画」の策定とあわせて老人福祉センターの今後の活用計画を策定するので、そのときに利用率の向上等を検討する。	福祉生活課
13	20-21	結果	老人福祉センター	公有財産の管理のためには、公有財産台帳の整備及び台帳付属資料が重要であり、具体的な区分を踏まえて分類し、従物はその主物の台帳で整理管理すべきである。 工作物は、所有する土地に係るものは、土地の一部として扱うのが便宜であり、独立した工作物で営造したものは、工作物として台帳を作成するのが便宜である。また、借地上にあるものは、当然別に台帳を作成すべきである。 立木として管理すべきものは、一定のものであり、一定のもの以外のものは土地で管理するのが便宜である。 物品の内、管理の対象となるものは、備品が中心となるが、会計システムとの関連で「節」：備品購入費のみに限られるわけではなく、「節」：工事請負費からの支出分からも備品に計上すべきものがある。 また、保全、維持保全、修繕、改修の区分も重要であり、保全の記録を行うべきである。 上記の分類と会計システムとの関連を考慮し、公有財産の管理には、保全、修繕等の記録を含めた付属資料の作成及び保管並びに補充記録が重要である。	改善進行中	今後工事請負費の支出に伴って財産台帳及び備品台帳へ反映させる。 現財産については、公有財産台帳の整備をし、備品については、上記「整理番号9」により洗い直しを行うので、現にある備品の登録を行う。＜福祉生活課＞ 立木管理は取引が発生する場合に管理が必要である。 当市では、本巢の消防防災林以外はないと考えられるため、土地として一体として管理していく。 規則改正はしない予定。＜管財情報課＞	福祉生活課・管財情報課
14	21	意見	老人福祉センター	老人福祉センターへの委託契約の協議事項を明確にすべきであり、無償の事務所使用の利用許可については、別途検討することが望まれる。	改善進行中	委託契約の協議事項について、平成23年度中に委託すべき範囲及び業務を明確にできるよう協議する。 平成23年度の事務所使用の無償利用については、面積表示を提出させるなどの対応を行ったが、今後の無償利用については、関係例規に基づき再度検討する。	福祉生活課

整理 番号	報告書 ページ	区分	監査対象	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
15	30	意見	放課後児童 クラブ	牛牧小校区放課後児童クラブの2階部分を有効活用できるように検討することが望まれる。	改善進行中	現状においては、階段構造により児童の利用は難しいので、保護者会、指導員のミーティング等に活用できるよう平成23年度中に担当部局において検討し結論を出す。(なお、児童の利用については、建築基準や消防法等に則り、予算等により使用可能であるかを検討)	幼児支援課・教育総務課
16	30-31	意見	放課後児童 クラブ	放課後児童クラブに適した小学校の教室や施設の利用ができないかどうかの調査をした上で、通常及び休暇中の積極的な利用を検討することが望まれる。	措置済	小学校の教室については、少人数学級の編成などにより余剰教室が無く利用が難しいと考える。体育館等の利用については、長期休業期間中などに利用した。	幼児支援課・教育総務課
17	32	結果	放課後児童 クラブ	平成21年度及び平成22年度の市が各クラブと締結した委託業務契約書について、第6条が脱漏している。平成21年度の誤りが平成22年度も訂正されずそのままになっているが、少なくとも、次年度の契約書においては、訂正が必要である。	措置済	平成23年度の契約書については、必要な訂正を行った。	幼児支援課
18	32	結果	放課後児童 クラブ	業務委託手数料の不要額について、変更契約を締結せずに精算することは契約及び仕様書に違反するため、今後は、変更契約を締結の上精算する必要がある。	措置済	平成22年度については、変更契約の締結後に精算を行った。	幼児支援課
19	32	意見	放課後児童 クラブ	保護者会に対し、精算払いの意味を理解させ、必要な出費のみをするように指導徹底することが望まれる。	措置済	保護者会役員会等を通じて、委託料の用途について説明した。	幼児支援課
20	33	意見	放課後児童 クラブ	各小校区の保護者会からの提出書類については、記載方法の指導を徹底することが望まれる。また、提出対象資料については、仕様書の中に明文化することが望まれる。	措置済	提出された書類のチェックを行い、記入漏れ等の不備があれば再提出を指導する。また、仕様書において提出資料と提出時期について明文化を行った。	幼児支援課
21	34	意見	放課後児童 クラブ	保育料減免制度を申請しやすくするように様式第5号の記載を変更するとともに、減免制度の利用が可能であることを周知させることが望まれる。	改善進行中	様式については、変更すべき内容について担当部局において検討を行い、平成23年度中に必要な変更を行う。減免制度の周知については、利用者説明会、文書配布により行った。	幼児支援課

整理 番号	報告書 ページ	区分	監査対象	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
22	34	意見	放課後児童 クラブ	職員の人件費削減の可能性はないかなども含めて、平日の保育料の妥当性を検討することが望まれる。また、休業期間中の保育料についても併せて検討することが望まれる。	措置済	受益者負担、クラブ運営にかかる経費の半分を負担してもらおう考えからすると決して保育料が高いとは言えないと考える。また、岐阜県内の市町村を見ても保育料の額は様々なので、瑞穂市の保育料が高いとは言えないと考える。 【参考】 瑞穂市：平日8,000円/月 長期のみの利用 学年始3,000円 夏休み17,000円 冬休み3,500円 学年末2,500円 岐阜市：5,000円/月 延長7,000円/月 大垣市：0～11,000円/月 羽島市：17時まで3,000円/月 18時まで4,000円/月 19時まで5,000円/月 本巣市：3,000円/月 8月のみ7,500円/月 北方町：5,000円/月 延長6,000円/月 中津川市：8,000～13,000円/月 瑞浪市：概ね11,000円/月	幼児支援課
23	34-35	意見	放課後児童 クラブ	一律料金ではなく、所得に応じて、利用料金を分けることなどの検討もあってもよいと考える。他市町の実態調査なども検討することが望ましい。	措置済	近隣市町をみても所得段階に応じた保育料設定をしている自治体は大垣市のみである。低所得者には減免制度を設けているので必要性は低いと考える。	幼児支援課
24	35	意見	放課後児童 クラブ	みずほ放課後児童クラブ検討委員会においては、対象児童を小1から小6までとする意見もあったので、指導体制の問題もあろうが、各クラブ定員割れとなっている現況においては、対象児童の範囲を拡げることを検討することが望まれる。	改善進行中	国の動向(子ども・子育て新システム等)を見ながら、担当部局において検討を行っていきたいと考える。	幼児支援課
25	35	意見	放課後児童 クラブ	平成22年度において、雇用する職員数が79名であることは、クラブの数が7ということからすれば多いのではないかと考えるので、本当に契約が必要であるか、勤務状態を検証した上で、不要であれば積極的に雇止を検討すること、極力雇用職員数を増やさないという姿勢が望まれる。	措置済	常勤で雇用している人数が79名ではなく、夏休みなどの長期休業期間や平日のシフトに欠員が生じた場合のみ勤務する職員が半数以上である。具体的には、常勤33人、非常勤46人なので職員数が多いとは考えない。	幼児支援課

整理 番号	報告書 ページ	区分	監査対象	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
26	36-38	意見	放課後児童 クラブ	人件費削減については、時給、指導員とサポーターの割合、ボランティアの積極的利用など、多面的にその可能性を検討することが望まれる。	措置済	賃金の額は、近隣市町の賃金と比較しても高くないと考える。人件費の削減については、利用児童数に応じてその日の職員数を減らすなどの取り組みを行った。また、ボランティアについては、指導体制やクラブ運営等の観点から指導員の代替としての活用は難しいと考える。 【参考】 瑞穂市：巡回指導員 日額7,760円 チーフ指導員 時給1,000円 指導員 時給970円 サポーター 時給870円 岐阜市：非常勤嘱託職員 指導員 6時間勤務 月額108,200円 7時間勤務 月額128,100円 指導補助 3時間勤務 月額62,700円 4時間15分勤務 月額87,800円 アルバイト指導員 時給750円 大垣市：非常勤嘱託職員 勤務年数5年未満 月額178,000円 勤務年数5～10年 月額184,400円 勤務年数10年以上 月額191,400円 臨時職員 有資格者 時給930円 無資格者 時給770円 羽島市：時給900～1,050円 本巣市：主任指導員 時給1,130円 指導員 時給1,020円 北方町：時給1,020円	幼児支援課
27	43	結果	牛牧南部コ ミュニティセ ンター	納期限を守らない場合には利用をさせない等の厳正な措置をとるなど、何らかの対応をすべきである。窓口業務から納付書作成までの流れをマニュアル化する等、条例に即した手続を徹底すべきである。	改善進行中	平成23年度中に窓口業務等についてマニュアルを作成する。 窓口納付について検討する。（窓口における使用料徴収）	総務課
28	43-44	意見	牛牧南部コ ミュニティセ ンター	センターの窓口で利用を承認し、使用料を収納できるような体制に変える方が望ましい。	改善進行中	平成23年度中に窓口業務等についてマニュアルを作成する。 窓口納付について検討する。（窓口における使用料徴収）	総務課
29	45	意見	牛牧南部コ ミュニティセ ンター	センターの利用を促進するために、利用実態を把握した上で、目標値を設定することが望まれる。	改善進行中	利用率について、実状の利用形態を検討した上で、目標値の設定を行い、利用促進に努める。	総務課
30	46	意見	牛牧南部コ ミュニティセ ンター	利用率が低迷する現状を考慮すれば、他の自治体の事例を参考にしながら、指定管理者制度の導入を検討することが望まれる。	改善進行中	利用率向上を優先しながら、管理のあり方についても検討する。	総務課

整理 番号	報告書 ページ	区分	監査対象	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
31	46	意見	牛牧南部コミュニティセンター	センター用地として取得したこの東側の広場が、果たして何のために必要であったのか判然としない。周囲の状況等を考慮すれば、駐車場とする等、効率的な利用が望まれる。	改善進行中	牛牧南部コミュニティセンターの駐車場は、設置されており、東側広場は、現在公園用地として使用している。今後は、周辺の教育施設と協議しながら、効率的な利用ができるよう検討する。	総務課
32	47	意見	牛牧南部コミュニティセンター	今後の施設等の建設に当たっては、省エネルギー工法による問題が発生しないよう十分な検討が望まれる。また、利用者アンケートなどを実施して、これらが原因で利用率が低迷しているのであれば、対応を図るなど、利用率の向上を図ることが望まれる。	改善進行中	省エネルギー工法を活かしながら、施設の改修を平成23年度中に進める。	総務課
33	51	結果	牛牧北部防災コミュニティセンター	除却については、現物を廃棄した写真を残して実際に破棄されたことが確認できるようなマニュアルを作成し、徹底すべきである。 また、利用度合いの低い備品については、その一覧を情報として施設間で共有し、他の施設で有効に活用できるような環境を整備すべきである。	改善進行中	備品については、廃棄状況が確認できるようマニュアルを作成する。また、不用備品については、庁内職員に周知し活用できるようにする。	総務課
34	52-53	結果	牛牧北部防災コミュニティセンター	納付期限を守らない場合には利用をさせない等の厳正な措置をとる等、適切な施設利用が行われるよう対応すべきである。	改善進行中	平成23年度中に窓口業務等についてマニュアルを作成する。 窓口納付について検討する。(窓口における使用料徴収)	総務課
35	53	意見	牛牧北部防災コミュニティセンター	センターの窓口で利用を承認し、使用料を収納できるような体制へ変えることが望まれる。	改善進行中	平成23年度中に窓口業務等についてマニュアルを作成する。 窓口納付について検討する。(窓口における使用料徴収)	総務課
36	53	結果	牛牧北部防災コミュニティセンター	条例施行規則と、センターの案内文とでは、利用申し込みは最大で1ヶ月近くの相違があり、条例施行規則の運用がなされているようである。したがって、案内文を訂正すべきである。	措置済	施設に設置している案内文は、条例施行規則に沿ったものとした。	総務課
37	55	意見	牛牧北部防災コミュニティセンター	今後センターの利用を促進するためには、利用率等のデータを把握し、利用実態を把握した上で、目標値を設定することが望まれる。	改善進行中	利用率について、部屋ごとにデータ化をし利用状況の把握をしている。目標値の設定を行い、利用促進に努める。	総務課
38	56	結果	牛牧北部防災コミュニティセンター	南側擁壁のずれ、地盤沈下、建物の亀裂をこの状況のまま放置してしまうことは考えられないので、施工業者と十分協議をし、今後の対策を検討する必要がある。 今後、建設される施設などについては、施工のチェック体制を強化し、問題があった場合の責任の所在を明確にするとともに、市民の安全に対する説明責任を果たしていく必要がある。	改善進行中	平成23年度中に擁壁等について、設計業者と協議し、今後の対策を検討する。 市の公共施設の検査体制の強化に努める。	総務課

整理 番号	報告書 ページ	区分	監査対象	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
39	62	結果	本田コミュニティセンター	コミュニティセンターの中で一番新しい施設であるので、利用料金の値上げを検討する必要がある。	改善進行中	使用料の適切な設定は、平成23年度にプロジェクトチームで検討している。	総務課
40	62	結果	本田コミュニティセンター	近隣住民の力を借りながらどのように運営していけば設置目的である近隣住民の連帯感の醸成を図れるのかしっかりと考えるべきである。そして、敷地の取得費は税金から補填されていることを再認識する必要がある。	改善進行中	定期的に施設の運営協議会を開催しながら、地域住民の方と連携し運営していく。	総務課
41	63	結果	本田コミュニティセンター	建設に対しての事実関係を正確に市民に公開する必要がある。 コミュニティセンターそのものを廃止することを含め、再利用の検討を早急に行うべきである。	改善進行中	定期的に開催する運営協議会の中で、より有効に活用して頂けるよう協議する。	総務課
42	63-64	結果	本田コミュニティセンター	瑞穂市施設管理公社に委託している業務内容をしっかりと再検討し、契約内容を見直す必要がある。	改善進行中	平成24年度の契約時に委託業務等の仕様書を検討し、より効率的な利用しやすい施設運営を目指す。	総務課
43	64	結果	本田コミュニティセンター	消耗品等を購入する場合でも一定の品質を確保する中で、できるだけ価格が安いものを選んで購入するように努力する必要がある。それには第一に納入業者の見直し等を図る必要がある。	措置済	平成23年度より瑞穂市契約事務要領の規程により、事務を行っている。	総務課
44	73	結果	未利用不動産	財産台帳に未記入部分があることは規則第16条違反であるので、早急に記載すべきである。 財産台帳の様式(第2号)の使い勝手が悪いのであれば、様式の見直しを検討すべきである。	改善進行中	財産台帳の異動に伴う登録を実施する。(不明箇所もあるので、確認次第登録する。)財産台帳は当分の間、現状通りとする。	管財情報課
45	73-74	意見	未利用不動産	土地明細台帳においては、記載がなされていない部分が多々存在するので、早急に可能な限り情報を入れることが望まれる。記載する場合には、財産台帳の記載と合致するよう注意を払い、適正な台帳を整備することが望まれる。	改善進行中	分かるものから異動に伴う財産台帳への登録を進める。(不明箇所もあるので、確認次第登録する。)土地明細台帳は財産台帳の付属資料として整合を図かりながら整備を進める。	管財情報課
46	74	結果	未利用不動産	所有名義については、早急に全てを瑞穂市名義に変更する必要がある。 仮登記がついたままの不動産については、抹消登記をすべく、事実調査、抹消登記承諾書の返送などの手続を早急に進めるべきである。 問題点が発生しないように、規則等で明示し、不動産登記簿を備え、物件の異動が生じた場合には、その都度、登記簿謄本を備えて管理することが必要である。	改善進行中	仮登記の相手に再度確認を予定している。(再度書留文書を送付し、直接本人に会う予定でいる。)登記簿謄本、記載事項証明書は現時点で最新のものを入手した。 今後、公有財産の異動毎に、最新の登記簿謄本を入手する。	管財情報課
47	75	結果	未利用不動産	不動産の適切な管理のためにも、規則等において契約書類の備え付けを明示する必要がある。	改善進行中	契約の明示の見直しをする。	管財情報課 及び各施設 担当課

整理番号	報告書ページ	区分	監査対象	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
48	75	結果	未利用不動産	規則違反となるため、早急に必要な書面を備えるとともに、寄付行為があった場合には規則を徹底する必要がある。	措置済	寄附行為についても書面を作成するよう徹底した。	管財情報課 及び各施設 担当課
49	78	結果	未利用不動産	不法占拠防止措置を講じる必要がある。柵を設けるなり、市有地であることを記した立て看板を設置する措置を講じるとともに、定期的な見回りなどの措置を講じることも併せて検討する必要がある。	措置済	財産を保全する必要から市の所有物と分かる看板等の設置を行った。 今後、定期的な見回りを実施する。(草刈業務委託者にも業務をかねて注意を払ってもらう。)	管財情報課
50	78	意見	未利用不動産	未利用不動産の利用にあたっては、使用許可等を与えて使用料を徴収することを検討することも望まれる。	改善進行中	未利用地の利用を少しでも進めるように有効活用を考える。	管財情報課
51	82	結果	未利用不動産	土地調査特別委員会に対し、進捗状況を明らかにする資料も作成の上、理由なく遅延しているものについては早急に処理する必要がある。	改善進行中	土地調査特別委員会に対して経過説明をしながら、再検討事例があれば、見直ししながら進める。	管財情報課
52	82	結果	未利用不動産	迅速かつ適切な売却のためにも早急に「普通財産の売払に関する事務処理要領」を制定する必要がある。	措置済	要領を制定し、今後要領に基づいて実施する。	管財情報課
53	82	意見	未利用不動産	活用されていない行政財産においても、行政用途に供する予定がないのであれば、行政財産用途廃止手続を経て、普通財産とするなどして、早急に処理方針を決定することが望まれる。	改善進行中	土地調査特別委員会に対して経過説明をしながら、再検討事例があれば、見直ししながら進める。	管財情報課 及び各施設 担当課
54	83	結果	未利用不動産	瑞穂市土地開発公社は、保有財産もなく、利用されていない以上、存在意義はないので早急に解散すべきである。	改善進行中	現在、土地開発公社には保有財産はなく、又、土地取得等を依頼した事業もないが、近年中には、公共用地の買収や、瑞穂市普通財産処分に伴う土地造成等が予定されており、それらを土地開発公社に依頼する事によって、市の事業の円滑化に貢献できると想定される。その為、平成23年度は、それらを含め今後土地開発公社を利用する事業の有無を整理し、その結果、当面の利用計画がないとの判断が出来れば、土地開発公社の解散に向け理事会において協議を進める。	都市開発課
55	89-90	結果	美来 of 森	市主催行事以外での展示室、研修室の使用については、使用料を徴収すべきである。 展示室、研修室には一般廃棄物処理基本計画をわかりやすく解説、図解したものを作成、展示し、将来は循環型社会を目指すという方針を示すべきである。 現在小学4年生を対象に、年1回行われている学習の機会を小学校の複数の学年対象に毎年行って啓発すべきである。	改善進行中	展示室及び研修室の使用料については、使用実態を分析した上で、条例を改正し、徴収する方向で検討する。また、一般廃棄物処理基本計画や循環型社会への方針の啓発については、重要なことであり、予算の範囲内で啓発物品を整備していく。 また、学習の機会を設けることについて、学校のカリキュラムに取り入れることは難しい。しかし、学校の副読本(みずほのくらし)にごみの処理について掲載されている。	環境課・学校 教育課

整理番号	報告書ページ	区分	監査対象	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
56	90	意見	美来の森	環境課の職員を美来の森館に移すことにより、環境課の仕事効率が上がり、他地域からの流入や物品の持ち出しを防止することができ、美来の森館の有効利用にもつながると思われる。	措置済	環境課はごみだけを取り扱っているものではないこと、環境課だけを外部へ持っていくのは瑞穂市として住民サービスに欠けることから、美来の森へ環境課をおくことは考えていない。	環境課
57	90	結果	美来の森	備品管理一覧表に記載されていない机や椅子、ロッカーが数十点見受けられた事は問題であり、手続を経た上で備品管理一覧表に記載し、備品シールを貼付して管理していくべきである。 また、美来の森の備品なのかガラス工場の備品なのかははっきりしない物が多く見受けられた事も問題であり、美来の森の備品は環境課が責任を持って管理し、ガラス工場の備品は、ガラス工場で生涯学習課が管理すべきである。	改善進行中	美来の森の備品については、再度、管理を見直し、平成23年度中に一覧表及びシールをしっかりと作成する。また、指摘のとおり、美来の森とガラス工房については、それぞれ管理を分けて徹底することとする。＜環境課＞ 本館を借用する際に持ち込んだ備品は、返却時に必ず工房内に戻すよう指導を行った。＜生涯学習課＞	環境課・生涯学習課
58	92	結果	美来の森	何が持ち込まれているかが不明であり、持ち出されている物も不明であることから、リサイクル品の管理に問題がある。他の施設に、美来の森から持ってきた冷蔵庫やロッカー等があったことから、徹底した管理及び監視が必要である。	措置済	リサイクル品の管理については、平成23年8月1日から粗大ごみの有料化が始まったことから、特に、持込・持出をはっきりさせないといけない。したがって、今後は持込・持出しないよう職員及び委託業者に徹底させている。 また、他の施設に美来の森から持ってきたという備品があることについては、廃棄を行う。	環境課
59	92	意見	美来の森	持ち込まれたごみの分別作業等の随意契約は、再検討が望まれる。	措置済	分別作業については、瑞穂市施設管理公社に委託しているが、公社の存在意義を考慮すると、このまま随意契約でも差し支えないと判断する。	環境課
60	92-93	意見	美来の森	剪定木の破碎については、費用対効果を考え、時期をみて廃止し、将来的には可燃ごみ同様に焼却処分することが望まれる。	措置済	瑞穂市は農地と住宅地とが混在しており、柿の枝等の焼却シーズン(11月・12月)になると、野外焼却による煙の苦情が1日に10本程度寄せられ、その対応に苦慮している。 循環型社会を目指すところから見ると焼却処分するのではなく、破碎することで柿の生産者が再利用をして頂けるのであれば、地球温暖化の防止にもなるので、剪定木の破碎について、廃止することは今のところ考えていない。	環境課
61	94	結果	美来の森	焼却炉・シートハウスは、瑞穂市としてのごみの現状を踏まえ、安易に次の施設を造るのではなく、分別方法を徹底し粗大ごみを有料化した上で、改めてごみの量を計算、分析してから再利用を考えるべきである。	改善進行中	焼却炉については、法的手続きを経て、廃止する。廃止の目標年度は平成24年度中とする。	環境課

整理 番号	報告書 ページ	区分	監査対象	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
62	95	結果	美来の森	一般廃棄物最終処分場は、衛生面を考えても早急に埋め立てて、最終処分場は廃止すべきである。	改善進行中	最終処分場については、県とも協議し、法的手続きを経て、廃止する。廃止の目標年度は平成23年度中とする。	環境課
63	96	結果	美来の森	粗大ごみの有料化を行えば、他市と同様に粗大ごみの発生量が減少すると考えられるため、早急に有料化を検討すべきである。	措置済	粗大ごみの有料化については、平成23年8月1日から実施した。	環境課
64	97	意見	美来の森	ごみ処理の問題は、分別方法を徹底し粗大ごみを有料化した上で、改めてごみの量を計算、分析し、瑞穂市施設管理公社に係る委託費と資源化業者に委託した場合の処理費を試算した上で、今後の計画を立て直すことが望まれる。 それと同時に、リサイクルセンターへの移行計画について慎重に検討することが望ましい。	改善進行中	平成20年度に作成した「一般廃棄物処理基本計画」については、第一次目標年次が、平成25年度となっているので、平成23年度から3か年度をかけて今後の計画を見直すこととする。 リサイクルセンターの計画については、計画の見直しのなかで、検討していく。	環境課
65	97	結果	美来の森	ごみ問題だけを考えれば、早急に粗大ごみの有料化を図り、環境課を美来の森館に移すべきである。	措置済	粗大ごみの有料化については、平成23年8月1日から実施した。 また、環境課の移設については、ごみだけを取り扱っているものではないこと、環境課だけを外部へ持っていくのは瑞穂市として住民サービスに欠けることから、美来の森へ環境課を置くことは考えていない。	環境課
66	100	結果	就業改善センター	現状から考えると、利用状況の把握から収支を含め、生涯学習課で一元管理をして運営していくべきである。	改善進行中	県と内容及び申請の検討をし、平成23年度中に国への申請を行い、受理され次第生涯学習課と協議を行い、就業改善センターの条例の廃止を行う。	商工農政課・生涯学習課
67	106	結果	火葬場	火葬場は、近隣市町と広域連合を結成し、斎場の機能を持たせた上で運営していくべきである。	措置済	建設当時の地元との合意に基づき、他市町(広域連合)の受け入れには地元の了解が必要である。よって市として広域の運営は現時点では考えていない。しかし、財政が厳しき折、今後は費用対効果も考慮して市外受け入れ及び広域連合等も視野に入れて検討する。	市民課

整理 番号	報告書 ページ	区分	監査対象	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
68	106	意見	火葬場	汚物炉(動物炉)は、人体炉を減らしてでも増設することが望まれる。	措置済	人体炉の数は、旧穂積町の火葬場建設時の基本計画において、平成37年には、利用対象人口55,057人、年間利用件数551人(人口の1%)と推定し、炉数は火葬炉の機能並びに1日最大件数により3基となるが、年間を通しての検査・点検・整備等を考慮して予備炉を設け4基とした。その後合併し、人口が今後さらに増えると考えられるため、人体炉の削減は考えていない。 動物炉に関しては、犬・猫等の年間火葬件数が1087件(一般市民受付555件、各課での火葬場への持込件数532件)で、1日約3.6件となる。さらに、各課での動物等の持込は、まとめて火葬していることから、こうした現状で人体炉を減らし動物炉を増設することは考えていない。	市民課
69	106	意見	火葬場	霊安室は、今後改装、建て替えを行うのであれば、利用状況を十分考慮して設置するかどうかを検討していくことが望まれる。	措置済	霊安室に関しても建て替え時期が到来したときに火葬件数等を考慮して考えていく。今現在は考えていない。	市民課
70	107	結果	火葬場	霊柩車、祭壇等の貸出しについては、利用状況の大幅な改善が見込まれない限り取りやめ、処分すべきである。	措置済	旧穂積町の時には住民サービス、弱者救済の観点から貸し出してきた経緯があり、祭壇及び霊柩車の貸し出し及び使用件数は数百件あった。近年、祭壇は年間数件程度の貸し出ししかないが、霊柩車は、年間数百件の使用がある。今後、霊柩車・祭壇等の耐用年数及び使用頻度等を考慮して順次廃止していく。	市民課
71	107	結果	火葬場	火葬炉使用料金の見直しをする必要がある。	改善進行中	火葬炉の使用料金は、死亡時に本市の市民でなかった者で火葬場及び葬祭備品を使用する場合の料金に関して平成23年度中に見直し結論を得る。	市民課
72	107-108	結果	火葬場	待合室に関しては、利用規定を作成して使用料を徴収すべきである。 棺桶や芳名帳、香典帳等消耗品の販売は条例違反となってしまうことから、事実であれば条例を改定すべきである。	措置済	待合室の使用料は、火葬場の使用料金の中に入っているが、今後、他市町の状況等を調査し待合室の使用料を検討する。消耗品等の販売については私法上の契約に基づくものであり、条例の改正は必要ないとする。	市民課

整理 番号	報告書 ページ	区分	監査対象	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
73	108	結果	火葬場	一般廃棄物処理場に出された品物を火葬場内で再利用していることは問題であり、手続を取って実施すべきである。 公営施設の倉庫に個人の所有物を置いておくことは問題であり、撤去し今後は止めさせるべきである。 備品管理に対する意識を根本的に考え直すべきであり、再度備品チェックをし、備品管理一覧表を再作成した上で備品シールを貼付し、管理すべきである。	改善進行中	一般廃棄物処理場に出された物品を火葬場に設置することに関しては、所有権は市に属するものと考え、道義的に考えて廃棄された物品を再利用するのはいかがなものかと考える。必要であるなら予算を立てて購入するべきである。火葬場にある物品に関しては、処分した。 公営施設の倉庫に私物が保管してあるものは、外部監査で指摘された後、撤去した。 備品管理は、備品台帳を再作成して平成23年度中に備品シールを貼付する。	市民課・環境課
74	111	結果	市営墓地	修理はその都度行政と管理組合で協議して行っているが、明確な規定を定めて運用すべきである。 10年以上経過しているにもかかわらず管理されていない墓地は、条例に則り、市広報に公表した上で利用権の返還の手続きをすべきである。	改善進行中	平成23年度中に管理組合と協議をし修理等運用規定を定めて行く。 10年以上経過してなお管理する者が不明の場合は平成23年度中に瑞穂市墓地条例に則り適正に対処して行く。	市民課
75	111	意見	市営墓地	条例では1世帯1施主1区画のみの利用であることから、条例の遵守が望まれる。必要なら条例を改定するか墓地の旧権利者には返還してもらい、需要に依っていくことが望まれる。	措置済	調査の結果、そのような事実は無く、条例のとおり1世帯1施主1区画であり今現在も遵守されている。	市民課
76	116	結果	公園	馬場公園・南流公園には清掃管理表が見当たらないため実際行われているかどうかの確認がとれないので、今後適切な管理確認をとれるようすべきである。	措置済	平成23年度より清掃管理表にて実施した。	都市管理課
77	117	結果	公園	南流公園内の年6回の園内点検は、周辺地域の治安等を考慮すると十分とはいえない。回数を増やすなどして住民サービスを充実させる必要がある。	措置済	平成23年度から委託業者による毎週1回のごみ回収時に園内点検を実施し、不良箇所等は随時報告をもらう体制を整えた。	都市管理課
78	118	意見	公園	馬場公園のグラウンドの利用数はあまりに少ない。有効利用されるようPR活動し、利用してもらうように働きかけることが望まれる。	改善進行中	馬場公園は、住宅街にあり、利用可能な種目が限られることから、どうしても団体としての利用数が少なくなるが、幼児児童の遊び場として放課後など毎日利用頂いている。平成23年度に広報等で定期的にPRを行い、利用促進に努める。	都市管理課
79	118	結果	公園	運動場利用申込管理が、適切に運用されるようチェック体制を整えるべきである。	措置済	管理人に対し、申込時に注意喚起し使用前に申し込むよう使用者に説明するよう徹底した。	都市管理課
80	118	意見	公園	五六川親水公園は、積極的に公園のPRを行っていないので、もう少しPRして瑞穂市民全体のための憩いの緑地公園にすることが望まれる。	改善進行中	ホームページを平成23年度中に作成するほか、広報でもPRする。	都市管理課

整理 番号	報告書 ページ	区分	監査対象	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
81	119	意見	公園	根尾川河川公園は、特定の団体だけが利用するのではなく、誰もが利用できるように是正することが望まれる。	措置済	公園の清掃等をボランティアで行って頂いているクラブの方々と話をし、一般の方も自由に使える施設であるということを再確認した。	都市管理課
82	119	結果	公園	森天神神社児童遊園地は、器具自体の老朽化による事故発生リスクを未然に防ぐための管理を行う必要がある。	措置済	当公園は地元管理であり遊具の点検について市で行っており点検に基づき地元へ情報を伝え、すでに遊具のサビ等を除去し、塗装した。	都市管理課
83	119	意見	公園	砂場検査は、検査時に立ち会いながら実施状況の把握に努めることが望まれる。	措置済	平成23年度から検査時は立会いを行う体制にした。	都市管理課
84	125-126	意見	自転車駐車場及び駐車場	第1自転車駐車場の1階以外の自転車駐車場(自転車用)についても供用時間の見直しを行い、稼働率の向上を図ることを検討することが望まれる。	改善進行中	今後利用率の低い駐輪場のあり方を検討する。	都市管理課
85	126	意見	自転車駐車場及び駐車場	軽自動車専用駐車場は、次回、大規模な改修工事を行うときには、再度、普通自動車を駐車可能にするスペースが確保できるかを確認し、駐車場の利用者の範囲を拡大するよう検討することが望まれる。	措置済	今後改修時には普通自動車も利用できるよう検討する。	都市管理課
86	127	意見	自転車駐車場及び駐車場	30分以内の利用者の統計をとることによって、利用者が駐車場をどのように利用しているのかを把握するなど、何らかの目的をもって統計をとっていくことが望まれる。また、統計資料を分析した結果、駐車場を増設する必要があると判断された場合には、穂積駅の北側にある未利用地の活用も検討することが望まれる。	措置済	平成20年度から平成22年度の3年間で30分以内利用者数(送迎者)は1.66倍と伸びており、駐車場を溢れた待機車両による渋滞が著しい。そのため、駅北未利用地を自動車駐車場として整備し渋滞を緩和する。	都市管理課
87	128	意見	自転車駐車場及び駐車場	現在の業務委託料の内訳はほとんどが人件費であるので、自転車駐車場の機械化の検討とともに、人員の配置を見直し、効率的な運営を行うことを検討することが望まれる。また、指定管理者制度の導入についても検討することが望まれる。	改善進行中	施設管理公社のあり方もあるが、機械化や指定管理者制度について検討中である。	都市管理課
88	135	結果	市営住宅	公の施設の管理の基礎となる公有財産台帳(土地の部)及びその関連資料は、正確な記録とともにその整備は、万全を尽くすべきである。	改善進行中	平成23年度中に台帳を整備する。	都市管理課
89	136	結果	市営住宅	瑞穂市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の第2条(使用料の額等)中の地方自治法第238条の引用項数は、「4項」でなく「7項」である。早急に訂正すべきである。	改善進行中	条例を改正する。	管財情報課

整理 番号	報告書 ページ	区分	監査対象	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
90	136	結果	市営住宅	公営住宅法第18条第3項の規定に基づき、敷金を適切に予算充当すべきである。	措置済	平成23年度より市営住宅建設に係る公債費に充当した。	都市管理課
91	136	結果	市営住宅	瑞穂市公示においては、駐車場について1部屋につき1台無料との記載はなく、広報みずほのみの記載であるので、この部分について公募内容を同じにして募集すべきである。	措置済	平成23年度より公示内容を訂正した。	都市管理課
92	136	意見	市営住宅	家賃の滞納処理方法について、家賃は私法上の債権となることや、県や近隣市町の動向を考慮し、今後徴収方法を検討することが望まれる。	改善進行中	県の動向をみて検討する。	都市管理課
93	137	意見	市営住宅	ホームページにおいて、市営住宅の存在、市営住宅の概要等について、駐車場使用料、住宅使用料は延滞金の対象である旨を含めて常時広報することが望まれる。	改善進行中	市営住宅の概要等については検討中である。延滞金については県の動向をみて検討する。	都市管理課
94	137	結果	市営住宅	現在の公営住宅法では、「第1種」、「第2種」の区分はなくなっているので、早急に瑞穂市公示の対応をすべきである。	措置済	平成23年度より公示内容を訂正した。	都市管理課
95	145-146	意見	総合センター	施設に年間1億円の経費がかかっていることを市民に知らしめ、今後の運営についての民意を問う必要があるのではないかと考える。施設利用料の減免措置も含め有効的な利用方法、適正な料金設定を、全庁挙げて早期に確立されることが望まれる。また平成の大合併により、市内には同じような施設(各種会議室、調理実習室など)が重複して複数箇所存在している。利用者の状況(利用人員数、利用形態など)によって最適な規模の利用場所を示せるよう、施設の一元的管理体制の充実も必要と考える。	改善進行中	利用料の適切な設定は、平成23年度に全庁をあげてプロジェクトチームを作り検討している。生涯学習課の管理する施設以外でもコミセン等利用状況が分かるような一元管理を検討する。	生涯学習課
96	146	結果	総合センター	季節によって開館時間を短縮するとか、デイサービス以外は休館日を増やすなど、利用状況とコストに見合った対応を検討する必要がある。	改善進行中	平成23年度中に利用状況のデータや早期の予約状況等を見ながら休館日の導入も視野に入れて検討する。	生涯学習課
97	146	結果	総合センター	日ごと施設ごと時間ごとの利用状況が分かるデータを作成し、現状を様々な角度から分析し、最小の費用で最大の効果を得るためにはどうすべきかを検討する必要がある。	改善進行中	日ごと施設ごと時間ごとの利用状況が分かるデータは作成済みである。平成23年度中にこれを基に現状を分析し検討する。	生涯学習課
98	146-147	結果	総合センター	同じような施設が複数存在することが果たして必要かどうか真剣に考える必要がある。より有効的な利用方法を市民目線で考え、一体的活用を考える必要がある。	改善進行中	平成23年度中に利用状況のデータを基に、競合する施設について利用方法を検討する。	生涯学習課

整理番号	報告書ページ	区分	監査対象	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
99	151	意見	西部複合センター	今後は経過年数に伴い大規模な修繕が必要となってくる。必要な対策について早期に手だてを講じることが望まれる。	改善進行中	長期的修繕計画を策定するにあたり、基礎情報（重要度や時期、費用）を収集する必要があることから、まずは、図書館及び健康推進課のそれぞれが検討することとしたい。	生涯学習課
100	152	意見	西部複合センター	西部複合センターに保健センター機能を集約することで、利用者がより有効的にセンターを利用できるよう考えることが望まれる。 また、今後は介護予防普及啓発・介護予防活動等の地域支援事業の拠点としても保健センターの利用を考えることが望まれる。	改善進行中	保健センター及び巣南保健センターの利用状況の把握を実施している。 現在実施している特定保健指導の利用率拡大のため、両保健センター利用拡大を計画している。 今後は、保健事業等の利用も継続していくが、平成23年度実施の「瑞穂市健康増進計画策定委員会」において、健康増進計画に関わるものとして、長期的に保健センターのあり方・利用方法などの協議も取り入れ調整を図りたい。	健康推進課
101	156	結果	市民センター	サーキットトレーニング室の回数券の印刷は瑞穂市が行い、ナンバーリング等を行うことにより、回数券の管理をする必要がある。	措置済	回数券については複製が比較的簡易であり、また、ナンバーリング等の管理もし難いため、平成23年度より廃止とし、使用の都度金額を徴収する方式に変更した。	生涯学習課
102	157	意見	市民センター	講習の内容が運動器具の簡単な使用方法の説明など、専門的な知識を必要としないものであるならば、瑞穂市民センターの窓口業務を委託している瑞穂市施設管理公社の職員が講習を担当するなど、講習の方法についての検討を行い、また、どうしても指導員等による専門的な指導が必要ということであれば、講習の開催回数を見直すなどの検討が望まれる。	改善進行中	画一的な説明はできると思われるが、利用者の年齢、利用目的等が様々であるため、専門的知識がある方をお願いしたい。講習会の回数については、平成23年度の参加者数の実績をもとに見直しをする。	生涯学習課
103	157	結果	市民センター	サーキットトレーニング室の歳入・歳出の関係を分析し、民間施設を参考として使用料の見直しを検討する必要がある。ただし、現在の料金設定でのサーキットトレーニング室の利用者数からサーキットトレーニング室の存続そのものも十分に検討する必要がある。	改善進行中	利用料の適切な設定は、平成23年度に全庁をあげてプロジェクトチームを作り検討している。利用者数が減少傾向であれば廃止とする。	生涯学習課
104	158	意見	市民センター	利用団体登録申請書の住所等の確認がされていないので、免許証等によって住所等の確認をする方がよいと思われる。	措置済	代表者の免許証を確認するようにした。	生涯学習課
105	158	意見	市民センター	瑞穂市の行事で使うことが確定している施設については、申請受付期間よりも前に使用不可であることを公示する方がよいと思われる。また、他の利用団体と重複した場合の調整にも一定のルールを定める方がよいと思われる。	改善進行中	市や関係する団体の使用が確定した施設については、すでに各公民館窓口に掲示中である。重複した場合や優先順位の規定を現在作成中である。	生涯学習課

整理 番号	報告書 ページ	区分	監査対象	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
106	160-161	結果	巣南公民館	分析資料に基づき、現状を様々な角度から分析し、最小の費用で最大の効果を得るためにはどうすべきかを検討していく必要がある。	改善進行中	現在、利用状況を基に検討中である。	生涯学習課
107	161	結果	巣南公民館	インターネットでの利用申込みといった更なる利用拡大の方法を考えるか、または利用料引き上げによって利用者に応分負担をしてもらうといった対策を講じる必要がある。	改善進行中	利用料の適切な設定は、平成23年度に全庁をあげてプロジェクトチームを作り検討している。	生涯学習課
108	161	結果	巣南公民館	他の施設を含めインターネットによる使用申込システムを導入する等の対策を講ずる必要がある。しかし、もし現状が続くのであれば、穂積公民館との統合や他の施設に機能を移す等の措置を検討する必要がある。	改善進行中	平成23年度中にインターネットシステムを導入している市町及び費用対効果を調べ検討する。	生涯学習課
109	161-162	結果	巣南公民館	開館時間の柔軟な対応、窓口業務の効率化によりコスト削減を検討すべきである。	改善進行中	開館時間は公民館だけの業務ではなく、グラウンドや体育館の貸し出し業務があり、変更は難しい。窓口業務の効率化等については、平成23年度中に他市町等を調査したり、他でコスト削減が出来ないか検討する。	生涯学習課
110	162	結果	巣南公民館	資料室の資料の中には貴重な資料もあると思われるので、保管状況を改善する必要がある。また、郷土資料を1階ホールもしくは郷土資料館に展示し、市民に見てもらうようにするとともに、空いた資料室を有効に利用すべきである。	改善進行中	平成23年度中に備品整理及び備品一覧表を作成できるよう取り組んでいる。整理が済んだ段階で、その活用方法について検討していく。	生涯学習課
111	166	結果	うすずみ研修センター	この施設に関する設計料の金額は財産台帳(建物)に追加記載すべきである。	措置済	設計料を追加記載した。	生涯学習課
112	167	結果	うすずみ研修センター	備品台帳を早急に整備し、現品の実在を確認すべきである。なお、「瑞穂市うすずみ研修センターの指定管理者に関する協定書」には、備品台帳の定めがあるため、その確認も必要である。	改善進行中	備品台帳は、年内に整備する。	生涯学習課
113	167	結果	うすずみ研修センター	今後の運営について、指定管理者である(財)NEO桜交流ランドまたは本巢市と協議し、瑞穂市民の利用についての減額対象の取決めを行うと同時に瑞穂市においても、広報を積極的に行うべきである。	改善進行中	平成23年度内を目標に庁内及び本巢市との協議を進める。	生涯学習課
114	167	結果	うすずみ研修センター	建物の維持改修については、本巢市の施設の改修計画に影響され、共用部分についての負担が求められる可能性がある。その金額、時期等を含め、本巢市と施設の維持管理について、用地の貸付関係を含めて、協議する必要がある。	改善進行中	平成23年度内を目標に庁内及び本巢市との協議を進める。	生涯学習課

整理 番号	報告書 ページ	区分	監査対象	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
115	168	意見	うすずみ研修センター	本施設については、本巣市へ移管し、施設利用に関する相互協議により、割引または減額対象を明確にした方がよいと思われる。	措置済	当面は現状の指定管理者方式により継続する。	生涯学習課
116	171-172	結果	グラウンド及びふれあい広場	優先団体の選定については平等原則の趣旨を念頭に適正かつ明瞭な基準を作成し、それに基づき見直すべきである。また、現在優先団体の利用を優先させるために前々月の11日に利用の申込みがされているものについて1ヶ月以上、利用の許可・不許可が決定されないことは一般の利用団体の利用を制約するものである。有効活用と考えるのであれば是正措置を講ずるべきである。	措置済	優先団体の基準については以前からあるが、文書化されていなかったので作成した。 許可(不許可)通知書が発行されるまで1ヶ月以上期間がある場合があるため、市の行事で利用できない施設については申込み窓口に掲載している。	生涯学習課
117	172	意見	グラウンド及びふれあい広場	インターネットによるグラウンドの予約の導入について検討することが望まれる。また、各グラウンドの空き状況についてもインターネット上において公開されておらず、検討することが望まれる。	改善進行中	平成23年度中にインターネットシステムを導入している市町及び費用対効果を調べ検討する。	生涯学習課
118	172-173	意見	グラウンド及びふれあい広場	各施設について、(イ)利用時間帯ごとの稼働率、(ロ)稼働日数、(ハ)利用団体及びその利用回数の資料を月単位で毎年度作成するなどの対策が望まれる。	改善進行中	平成23年度中に一覧表の形で比較できるようシステムの改良を検討する。	生涯学習課
119	173-174	意見	グラウンド及びふれあい広場	グラウンドの使用料の積算根拠を明確にし、市民にわかりやすく説明できるようにすることが必要である。また、公共施設を安定に運営すること及び受益者負担の観点から使用料金について検討することが望まれる。	改善進行中	利用料の適切な設定は、平成23年度に全庁をあげてプロジェクトチームを作り検討している。	生涯学習課
120	174	結果	グラウンド及びふれあい広場	鷺田橋グラウンドは、利用向上を図るため、サッカーの試合ができるように整えることも有効ではあるが、そもそもサッカーグラウンドを所有する必要性について他のグラウンドの利用状況を考慮しながら再検討すべきである。	措置済	河川敷のグラウンドであり、駐車場もなく、以前、設置してあったサッカーゴールが増水時に流された経緯もあり、利便性が低いため、占用期間終了時、国へ返却する。	生涯学習課
121	175	結果	グラウンド及びふれあい広場	犀川グラウンドは、市民の利用に供するものとは考えられないため、土地(借地)については返還することを検討すべきである。	措置済	利用率が低く、費用対効果も検討し、平成23年度から使用貸借契約とした。	生涯学習課
122	177	結果	グラウンド及びふれあい広場	生津ふれあい広場は、グラウンドとして適切な整備が実施されず市民の利用向上が図れない現状を改善すべく土地の利用計画について売却を含め検討すべきである。	改善進行中	市民が広く利用できるよう改修を行う。	生涯学習課

整理 番号	報告書 ページ	区分	監査対象	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
123	178	結果	グラウンド及びふれあい広場	(仮称)大月グラウンドの借地については、一度、返還することを含め検討すべきである。また、グラウンドの建設について必要であると判断された場合においても、生津ふれあい広場をグラウンドとして整備し、使用することで代替施設として市民のニーズに応えることにならないのか検討すべきである。	改善進行中	盛り土、擁壁をして間もない現状であり、返還は考えていない。 年次計画で、生津ふれあい広場が有効利用できるよう整備し、その後大月グラウンドの整備を計画する。	生涯学習課
124	183	結果	瑞穂市ガラス工房	事業に関することを規定した条例等を、早急に整備すべきである。	改善進行中	平成23年度中に瑞穂市公民館条例を改正し、公民館分館としてガラス工房を含める方向で進める。	生涯学習課
125	183-184	結果	瑞穂市ガラス工房	委託業務契約書・仕様書等を作成し、委託内容を明確にすべきである。また、業者による指導業務を廃止した経緯を明確にし、それまでの支出についてどの程度の管理が行われていたのか、平成21年度をもってなぜ廃止するのか、不要となった理由を十分に再検討し、他の施設に関わる費用についても横のつながりをもって応用していく必要がある。	改善進行中	ガラス工房に関する管理及び教室の指導に関する協定を平成23年度より「美来の森ガラス工房瑞穂」と実施した。 他の施設に関わる費用については、プロジェクトチームの検討結果を参考に対応する。	生涯学習課
126	184	結果	瑞穂市ガラス工房	管理が不在のため、正確にチェックできる体制を整備すべきである。	措置済	上記協定にて、管理を行うことを依頼するとともに、担当者による巡回を定期的(週1回～月2回)に実施する。	生涯学習課
127	184-185	結果	瑞穂市ガラス工房	常に物品の状態を把握できる体制を整えるべきである。また、徐冷炉については、今後、使用する予定がないのであれば、早急に売却もしくは処分をすべきである。	改善進行中	徐冷炉は、平成23年度中の処分を目指す。	生涯学習課
128	185	結果	瑞穂市ガラス工房	施設の存続を考えていくのであれば、最低でも、受講料及び施設使用料の見直しやコスト削減を検討すべきである。さらに、利用率の向上を目的として、ホームページによる広告をし、ガラス工房の周知徹底を図るべきである。	改善進行中	平成23年度より、吹きガラスサークルの使用料を見直すとともに、3年に1回燃料費をもとに使用料の見直しを行う。受講料も見直しを行う。 利用率の向上として、現在広報みずほと市ホームページによる宣伝を行っているが、更に市内の各施設に講座のチラシの配布を依頼するとともに、年1回フリーペーパーによる宣伝を行う予定である。	生涯学習課
129	188	結果	弓道場	個人所有の弓と矢が収納場所のほとんどを占めている現実がある。保管料など実費を徴収するなどの検討する必要がある。	改善進行中	個人所有の物品は撤去するように依頼する。	生涯学習課
130	188	意見	弓道場	現在は近的(近距離の的場)しかできないという利用者の声を考慮すると、射場を北側(屋外広場)に移設あるいは新設の上、より有効的な利用を検討し、さらに、多くの市民が弓道という競技を体験できる機会を、市側と競技団体とともに考えることが望まれる。	措置済	遠的用の施設とするには現実的には施設の建替が必要になると思われ、財政状況を踏まえ検討する必要がある。現時点では、改修を行う予定はない。	生涯学習課

整理 番号	報告書 ページ	区分	監査対象	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
131	188	意見	弓道場	現状の利用金額による歳入では、施設の修繕等が発生した場合はすぐに支出超過(赤字)となってしまう。近隣市町の利用料金を参考に早急の料金改定が望まれる。	改善進行中	利用料の適切な設定は、平成23年度に全庁をあげてプロジェクトチームを作り検討している。	生涯学習課
132	194	結果	図書館	市民の読書推進については、ホームページの構成について検討する必要がある。	改善進行中	現在、関係部署及びシステム保守委託会社等と打合せし、平成23年10月初旬のサービス開始を目途に進めている。また、その構成は、本の予約サービスや図書館情報の提供等を考えている。(整理番号133指摘事項「本の予約」に関しても合わせての回答)	生涯学習課
133	194-195	意見	図書館	選書に当たっては年代別の意見が平等に反映されているか、また、反映されるような仕組みとなっているのか検討することが望まれる。 本の予約についてホームページ上で行えるよう早期に実施することが望まれる。	改善進行中	選書は司書資格を有する職員で行い、嘱託職員以上(20代から60代男女の構成)による選書会議を、両館それぞれで開き精査し、常日頃より各年代の潜在的要望が反映できるように努めている。また、その会議では、リクエスト以外にも利用者からの声をカウンターにいる職員が記録に残し、選書に活かせるよう進め始めた。(「本の予約」については、整理番号132に記入)	生涯学習課
134	195-196	結果	図書館	処分方法は、不用決定等事務処理要綱において定められているが、処分する図書の選別及び図書の内容に合わせた処分方法などについて定められていないことから、その方法についても検討が必要である。	改善進行中	平成23年度は周辺図書館から聞き取り調査等を行う。平成24年度中に除籍図書の選別基準や処分方法又、具体的な作業手順について内規としてまとめたい。	生涯学習課
135	196	結果	図書館	視聴覚資料について、予約申込書を用いて市民にわかりやすい形でリクエストを受け付ける方法に是正措置を講じるべきである。	改善進行中	購入予算は年々減少しており、平成23年度において、両館それぞれDVD40本程度の購入を見込んでいる。この中に、毎月両館で行っている映画鑑賞会・こどもえいが会の上映用分も含んでいることから、決して潤沢とはいえない。しかしながら、この予算から市民のリクエストを受けて、年間各20本程度の購入を進めたい。ただし、図書館で購入する際は、著作権許諾済み作品であることが前提であることを周知する必要がある、それぞれの館の特徴に合った資料としたい。	生涯学習課
136	196	意見	図書館	市民のニーズに応えた図書館づくりをするために、図書の配置について、図書館事業について、職員への要望等の受け付けを行うことについて検討が望まれる。	措置済	平成23年4月より、両館で利用者からのさまざまな意見や要望をカウンター職員が文書で残したり、事業実施時にアンケートを行って収集し、定期的な打合せの場でそれらの意見を共有したり、共通理解を図っている。	生涯学習課

整理番号	報告書ページ	区分	監査対象	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
137	199	意見	図書館	図書選定の方法については、分類別の回転率を考慮して再度検討することが望まれる。	措置済	図書館は幅広い分野の知識と情報を市民に提供することを目指していることから、全体の蔵書方針をふまえて、整理番号133で述べたように、利用者からの潜在的な要求に応えていなかった分野の充実を図る。	生涯学習課
138	200-201	意見	図書館	図書館は2つを統合して楽修館だけとし、分館は他の施設に転用することも含め、用途変更を検討することが望まれる。	措置済	分館は巢南地区における市民の読書活動推進の重要な拠点として位置付けられ、活用されてきた。しかし未だ住民の貸し出し登録率という点では、巢南地区は穂積地区に比較して低く、これからもさらに分館の活用が期待されるところである。また、分館は開館以来、その運営コンセプトを親子が本に親しみ、本を楽しめる図書館として、その蔵書構成も絵本が全体の23%を占め、児童文学等も含めると蔵書の1/4以上が子どもにかかわる蔵書であり、多くの子どもたちやその保護者がゆったりと本に親しむことができる図書館となっている。 現在、瑞穂市では、国・県の法律や計画に基づき、子どもの読書活動を推進するための計画を策定中である。子どもの心の成長における読書の意義には計り知れないものがあり、子どもが読書に親しむためには、まずは身近な場所に図書館があることが必ず条件であると考え。 これらのことから分館の存在意義はきわめて大きく、図書館運営の経費削減や合理化を図りつつ、より一層の市民サービスに努めながら、現状の本館・分館2館での運営体制を継続していく考えである。	生涯学習課
139	205	結果	瑞穂市郷土資料館	郷土資料を利用するのであれば、早急に郷土資料館に値する状態にする必要がある。利用しないのであれば、他の利用あるいは第三者への売却などを早急に検討すべきである。	改善進行中	現在取り組んでいる備品整理が終了した段階で、巢南公民館内の資料室を含めて一体化し、どこで、どのような形で展示を行うか方向を平成23年度中に決定する。 結果によっては、資料保管庫の売却や資料館の放課後児童クラブやコミュニティーセンターとしての転用も検討する。	生涯学習課
140	205	意見	瑞穂市郷土資料館	都市公園内の施設であることから、都市公園法に、また、建築基準法その他諸法令に反しない限りで、使用実態に合わせた公の施設に変更することが望まれる。	改善進行中	整理番号139の結果により用途変更について検討する。	生涯学習課

整理 番号	報告書 ページ	区分	監査対象	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
141	206	結果	瑞穂市郷土 資料館	現行の賃貸借という形態を継続するとしても、早急な賃貸借契約の賃料の見直しが必要である。	改善進行中	現行を継続する場合は、平成24年度より賃貸借契約の賃料の見直しを行うため、平成23年度に馬場東自治会と協議を行う。	生涯学習課
142	206	結果	瑞穂市郷土 資料館	施設として存続させるのであれば、備品管理一覧表を作成し適切に管理すべきである。	改善進行中	平成23年度中に備品整理及び備品一覧表を作成できるよう取り組んでいる。	生涯学習課
143	207	結果	瑞穂市郷土 資料館	玄関鍵の交換にあたり、自治会への指導等、不特定多数の人が自由に出入りすることのないように徹底を図るべきである。 また、バリアフリー計画についてであるが、専ら自治会側の利用に供するものであり、応じるのであればそれなりの受益者負担を検討すべきである。	改善進行中	平成23年度中に玄関及び室内の鍵の交換を行い、複製しにくい鍵に替えることで、自治会以外の利用者は自治会を経由して借用する方法に指導する。 バリアフリーについては、市単独事業としての整備は不可能であることを自治会長に伝えた。	生涯学習課
144	212	結果	瑞穂市給食 センター	アレルギー食調理室を本来の目的通り使用し、アレルギー食対応をする必要がある。	改善進行中	現在は、学校・保護者・児童生徒と連携し児童生徒自身による食材の除去等で対応している。 開始するには、児童生徒・保護者・学校・栄養士・医師等との連携が重要であり、連絡会等の設置が必要である。 また、調理については、アレルギー食材による食品・調理の衛生・管理を徹底するための人員配置も必要になる。 今後、教育委員会としてもアレルギー対応給食の実施に向け調査・検討をしたいと考えている。	教育総務課
145	212-213	意見	瑞穂市給食 センター	調理の熱気が籠もらないように、熱気対策の設備はされているが改修費やランニングコストを考慮し、何らかの対策が望まれる。	措置済	設計時では、調理工程も含め推測しきれない熱量だった。 特に去年は、猛暑が続き一部の工程では熱気があったが、旧施設からは比べ物にならない作業環境となっている。 現在の施設の設計は、各調理室の面積や気圧を考慮して設計されているため、単純に排気機器やエアコン機器の増設ではなく、気圧を配慮した設計をなくてはならないと考えている。このため改修には改修費や電気代等のランニングコストの増加は免れるものではないと考える。 このため、今後の大規模改修時(ボイラー配管等の更新時や調理・洗浄機器の更新時)において再設計を検討する。 ＜概ね平成29年～34年度＞	教育総務課

整理 番号	報告書 ページ	区分	監査対象	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
146	212-213	意見	瑞穂市給食センター	食の量に比し回収風除室が狭いので場所を拡げる工事などの対策をすることが望まれる。	措置済	設計時には、コンテナ回収時間によりコンテナの回収数が算定できなかった。 運営後においてコンテナの効率的回収計画により、一度にコンテナが回収され一時的に風除室が狭くなる場合もあるが、運営当時より運転手と連携を取り、コンテナがある時は車で待機するようにして運営している。 なお、大規模改修時(ボイラー配管等の更新時や調理・洗浄機器の更新時)には、再設計を検討する。(更なるコンテナ回収時間の短縮もある。) ＜概ね平成29年～34年度＞	教育総務課
147	213	意見	瑞穂市給食センター	民間委託の実態を調査・研究するなどして、市直営方式が妥当であるか、民間委託へ切り替えるとしてもその範囲をどうするかなどを検討しつつ運営することが望まれる。	措置済	食の安心・安全のため、調理については、市の職員がベストと考えている。(議会においても説明をさせて頂いた。) 人件費の支出においては、指導調理員を除く調理員について、補助職員を雇用し運営している。 なお、配送業務を管理・費用の面からも検討し、平成22年度より派遣職員から委託業務に切り替えた。	教育総務課
148	214	結果	瑞穂市給食センター	施設台帳を備えていないのは、明確な規則違反であるので、早急にセンター内に備える必要がある。	改善進行中	施設台帳は、管財情報課で管理していると解釈していた。 平成23年度中に整備をする。	教育総務課
149	215	意見	瑞穂市給食センター	運営委員会は、平成21年度以降は会議録が作成されており、会議録の内容からすれば、運営委員会は条例及び規則に則り、適切に運営されていると思われる。今後も継続されたい。	措置済	ご指摘のとおり、今後も継続運営する。	教育総務課
150	215	結果	瑞穂市給食センター	学校給食献立委員会の設置根拠が不明確であるので、規則等で明確にする必要がある。	措置済	献立委員会とあるが、各学校の給食担当者とセンター職員の担当者会議である。内容は、翌月の献立の説明や給食業務に関する説明及び連絡事項の確認である。 当然、手当等の支払いはない。	教育総務課

整理 番号	報告書 ページ	区分	監査対象	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
151	215	結果	瑞穂市給食センター	消耗品である食器類については、合理的根拠を示して新調をする必要がある。	措置済	メーカー推奨は4～5年が耐用年数である。 この時期になると、食器自体が黄ばんでくる。表面の傷が目立つようになり、洗浄においても汚れが落ちにくくなり、また汚れも付きやすくなり、衛生的に最善ではない。 この他、経験上も5年を過ぎると傷や劣化により割れやすくなり、割れた面が鋭利となり怪我をしたり、洗浄機に詰まり故障の原因や洗浄時間の延長となる。 この食器は、市合併時に以前の食器より更新導入し、センター建築時がちょうど更新時期にあたっていた。 センター建築にあわせ、児童生徒の体の大きさや給食の量により、幼・保、小、中の食器の大きさを変更したが、予算の平均化や目安となる耐用年数経過期限までの使用を考慮し、幼・保・中学校を中心に平成19年度、小学校を中心に20年度の2年度に分け食器の更新をした。 なお、これ以上の分離発注は、旧・新の食器が混在し、同一学校内(クラス内)の生徒間で、前記した食器が異なることを防ぐこともある。(食器は、洗浄時に幼・保、小、中と回収しており、また毎日枚数を変更しているため、新旧があると明確に分離ができなくなってくる。) このため、今後も食の安全のため5年を更新時期とし、平成24年度、25年度において食器を更新したいと考えている。	教育総務課

整理 番号	報告書 ページ	区分	監査対象	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
152	216	意見	瑞穂市給食センター	ハリヨ公園について、ハリヨが生息するのであれば、散策路の定期的な草刈り、鑑賞用の橋の設置、あるいは、広報活動を充実して、市民に観賞してもらえるようにすることが望まれる。逆に、ハリヨの生息が確認できないのであれば、池を埋め立て、廃止することも考えられる。 ゲートボール場は、まず利用してもらえるように広報活動をし、それでも利用者がいないのであれば、利用者の存在する他の施設に代えることなど有効活用を検討することが望まれる。 ハリヨ公園、ゲートボール場、駐車場を合わせれば相当な敷地面積となり、不要であれば隣地会社への売却なども検討に値する。	改善進行中	隣地であるため給食センターで管理をしている。管理としては、センターと同じ教育委員会の教育総務課が草刈等を行っている。 教育施設か公園用地かの位置付けにより管理部課の移動も必要と考えるが、今後も早めの草刈等や樹木の剪定により池の整備を行う。 なお、池は今も多く自然水が湧き出ており、今では貴重な池であると考え。 また、ゲートボール場は、施設建築時に地元の要望により造成されたが、使用はされていない。(ゲートボール場は、各地区にあり他地区からの使用は考えにくい。ただし、地元要望もあったため当分の間は継続が必要と考える。) 今後も使用がなされない場合は、前記した貴重な池(ハリヨ)との一体化した公園として改裝し継続を図ってはどうか地元や市と協議したいと考える。	教育総務課
153	217-218	結果	瑞穂市給食センター	給食配送業務委託契約については入札形式によるべきである。	措置済	平成22年8月に指名競争入札により3年の長期委託契約をした。	教育総務課
154	217-218	結果	瑞穂市給食センター	食器等回収作業中に、駐車車両を破損させた事故は、最終的には全額保険で補てんされたとのことであるが、派遣先と派遣元のどちらが民法715条に定められる使用者責任を負うかは争いがあることから、責任負担については契約書で明示しておく必要がある。	措置済	委託契約により、事故については委託先の費用とし協議をした。	教育総務課
155	217-218	結果	瑞穂市給食センター	使用車両を無償貸与することは、不適切であるので使用料を負担させる必要がある。	改善進行中	平成22年度より3年間の長期契約とし締結した。監査前であったため契約には無償である旨を記入した。 このため、車両代を経費に含めると契約金額の変更(増額)も必要になる。 市当局(他の業務)や委託先とも相談し進めたい。	教育総務課

整理 番号	報告書 ページ	区分	監査対象	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
156	218	意見	瑞穂市給食センター	食材の購買契約については、食の地産地消という観点から適切か再検討することが望まれる。原則形態である入札形式を経た上で、購入業者の選定について検討することが望まれる。	措置済	現在、商工農政課やJA岐阜と連携し地産地消を推進し給食にも取り入れている。 また、生産者である地元農家（JA岐阜との契約農家）の方や食改善委員（食材開発）の方とも個別に会議・連絡をとりあい、「給食で使用する食材や量」、「施設の状況」、「生産量や生産時期」、「給食メニューの開発」等を行っている。 ただし、大量調理場のため、献立や使用量、施設における調理過程、また生産量等により、全ての食材を地元産と指定することができないが、今後も使用できる食材は使用する。 なお、地産地消のための給食材料については、直接購入量等を打合せ、生産して頂いている食材であるので、その性質上入札形式の導入は困難である。	教育総務課
157	219	結果	瑞穂市給食センター	10万円を超えるような高額未納者等に対しては、裁判所を通じた訴訟、支払督促など法的措置を講じるなどの何らかの措置が必要である。 また、政府は、子ども手当の支給に際し、来年度から学校給食費の振替えを認める方向のようであるが、これが採用された場合には、市としては積極的に利用すべきである。	改善進行中	他市の料金の動向と歩調を合わせて検討する。 子ども手当の活用は、今後の国の方針に留意し情報収集に努め可能であれば活用したい。	教育総務課
158	226-227	意見	下水道施設	市街化がほとんど進んでいないとみられる公共下水道の整備予定地域のさらなる絞り込みや、市として現在実施しつつある、整備資金をあらかじめ基金として積み立てる方式（平成22年度から積立を再開している）で将来世代の負担を軽減することなど、財政や将来世代に配慮した整備方針を、さらに進めていくことが望まれる。	措置済	整備予定地域の絞り込みについては、下水道法第5条で規定する事業計画策定時に行う。 平成22年度の一般会計から、下水道事業対策基金に、2億円を増資し、基金残高を約6億円とした。 平成23年度一般会計当初予算で基金積立金1億円を計上している。また、補正予算での増資も検討し、下水道整備における将来負担を軽減する財政措置を行っている。	下水道課
159	228-229	意見	下水道施設	瑞穂市上下水道事業審議会からの答申において提言されている諸施策を継続的に実施しつつ、以前に実施され効果があったとされる方法等も考慮し、長期的な視点で水洗化率向上に取り組むことが望まれる。	措置済	ご意見のとおり、審議会の答申にある施策を実施し、水洗化率の向上に取り組んでいる。	下水道課
160	230	意見	下水道施設	下水道使用料は、維持管理費等のコストや建設費回収の観点から決定していくことが望まれる。	措置済	現下水道使用料については、維持管理費や基準内繰入金を考慮した使用料金となっている。	下水道課

整理 番号	報告書 ページ	区分	監査対象	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
161	230-231	意見	下水道施設	農業集落排水は、維持管理コストを徹底的に削減するとともに、当該施設の利用を隣接する自治体に働きかけることなどにより設備の稼働率を高める。また将来的には、隣接自治体の下水道事業が進展した時に、当該地区の下水を接続させてもらうというようにすることも検討せざるを得ないだろう。	措置済	ご意見の隣町への区域拡大の働きかけは実施したが、断りの回答があった。 また、隣町の公共下水道への編入については、当該区域の計画が相当先であるため、隣町の下水道計画の進捗状況を注視して対応する。	下水道課
162	232-233	結果	下水道施設	コミュニティ・プラントは、他の下水道関連の特別会計と同様の情報開示を行うべきである。	措置済	コミュニティ・プラントについては、下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計同様に経営指標の情報開示を行っており、今後も継続する。	下水道課
163	233	意見	下水道施設	補助金制度の創設など安易な方法は採用せず、長期的な視点で水生化向上を図ることが望まれる。	措置済	ご意見のとおり実施している。	下水道課
164	236	結果	委託業務の 契約状況	専門知識が必要な業務については設計金額の積算は難しいと思われるが、できる限り適切な設計金額の算定に努力することが必要である。 また、あまりに予定価格とかい離した入札額だと業務執行に係るリスクが高まるため、最低入札額を設けることも質の確保をするうえで必要である。	措置済	当該業務の設計価格の算定については、標準歩掛に基づき設計積算しているものであり適切な価格である。よって、特に積算が難解な案件ではない。 予定価格と契約金額にかい離があったのは、純粋に競争の原理が働いたためであると推測でき、業務についても工事同様の最低制限価格を設けるべきとのご指摘は、各契約の履行状況を注視し、問題がある場合は、指名業者選考委員会で検討する。	下水道課・ 管財情報課
165	237	結果	委託業務の 契約状況	生涯学習施設窓口業務については、これまでの経緯は度外視し、ゼロから見積りをやり直す必要がある。	改善進行中	平成24年度予算積算時に仕様に関する見直しを行う。	生涯学習課
166	238	結果	委託業務の 契約状況	総合センター業務については、少しでも契約額を引き下げよう、設置業者以外からも見積りを入手するよう努力することが必要である。	改善進行中	以前から設置業者以外でも実施できるものの一部については、見積りを取るようになっているが、平成24年度予算積算時より全ての業務について見積りを取る。	生涯学習課
167	238	意見	委託業務の 契約状況	下水処理施設維持管理業務の契約方法は、他の業務委託でも参考にすることが望まれる。 ただ、合併して7年経過しており、このような取引の一元化も将来的に検討していくことが望まれる。	改善進行中	委託業務等の仕様を再度検討を行う。 合わせて、契約仕様積算方法等の職員研修を実施する。 一元化についても検討していく。	管財情報課 及び各施設 担当課
168	239	意見	委託業務の 契約状況	浄化槽の清掃・保守管理業務の契約方法は、他の参考にすることが望まれる。 ただ、合併して7年経過しており、このような取引の一元化も将来的に検討していくことが望まれる。	改善進行中	委託業務等の仕様を再度検討を行う。 合わせて、契約仕様積算方法等の職員研修を実施する。 一元化についても検討していく。	管財情報課 及び各施設 担当課
169	239	結果	委託業務の 契約状況	火葬場業務については、少しでも経費を削減できるよう、每期ごと業務回数や単価を見直して交渉し、少しでも契約金額が安くなるよう努力する必要がある。	措置済	火葬場業務に関する委託契約は毎年仕様書を精査しており、毎年若干ではあるが委託金額を削減している。＜市民課＞ 契約仕様積算方法等の職員研修を実施する。＜管財情報課＞	市民課

公の施設に係る受益者負担の適正化について(案)



1. 外部監査による意見

施設全体の維持管理費は、全市民の税金で賄われていることから、その維持管理費の額とサービス内容から、できるだけ使用料は実情に合った金額を設定すべきである。(平成22年度包括外部監査人より)

2. 公の施設の損益分岐点(経費回収)

公の施設について、施設の運営にかかる経費を回収するためには、単純に試算すると、現在から約6.7倍の値上げ又は利用件(人)数の向上が必要です。

施設名	運営経費	実際の収入	年間利用率	年間利用件・人数(仮)	損益分岐点(現在の使用料金=1の場合)	
					利用件・人数そのまま使用料を何倍にすればよいか	使用料そのまま何件・人の利用があればよいか
老人福祉センター	8,072,386	20,600	11%	10,581	391.9	4,146,307
牛牧南部コミュニティセンター	26,515,571	1,486,000	32%	30,301	17.8	540,679
● 本田コミュニティセンター	21,489,756	1,012,580	32%	31,917	21.2	677,367
牛牧北部防災コミュニティセンター	16,875,773	1,961,130	37%	85,485	8.6	735,609
水防センター						
教育支援センター	9,155,100	488,940	21%	15,943	18.7	298,523
就業改善センター	6,473,800	189,900	13%	26,651	34.1	908,548
● 市民センター	32,886,078	3,141,410	31%	47,673	10.5	499,068
● 体育施設	34,979,903	4,551,810	29%	256,891	7.7	1,974,165
穂積地区学校開放体育施設	41,133,296	2,200,340	47%	83,462	18.7	1,560,244
巢南公民館	14,171,856	1,199,080	31%	39,714	11.8	469,377
巢南地区学校開放体育施設	23,621,956	873,860	50%	50,608	27.0	1,368,022
うすずみ研修センター	2,460,940	172,095	1%	1,104	14.3	15,787
● 総合センター	115,277,404	6,545,240	40%	126,938	17.6	2,235,683
● 瑞穂市火葬場	25,598,101	3,281,150		1,384	7.8	10,797
市営墓地	1,240,536					
駅西会館	2,485,727	360,000	34%	20,000	6.9	138,096
ふれあい農園	197,179	249,600			0.8	
穂積駅駐車場・駐輪場	47,503,476	37,024,520	45%	345,656	1.3	443,486
計	432,388,334	64,758,255		1,174,916	6.7	7,844,868

利用件・人数はH21実績(一部H22実績)を採用のため仮の数字です。

損益分岐点の計算について、利用増による、光熱水費、人件費増は考慮していません。

3. 受益者負担適正化についての考え方

公の施設の維持管理にかかる費用は、施設使用の対価としていただく使用料によりその一部を補っています。使用料は、使用する方からすると安価であることが望まれますが、使用料では補いきれない維持管理の費用を、施設を使用しない方の税金からも補うこととなり、施設を使用する方と使用しない方で不公平感が生じることとなります。

使用料のあり方を費用対効果、コストの観点だけで捉えれば前頁のとおりですが、公の施設本来のあり方を考えた場合、市民の満足度や地域の充足度等、数値化されにくい面についても考慮すべきであり、市民・議会・行政で考えていかなければなりません。

ご承知のとおり、市の財政は年々厳しい状況に置かれており、行政は当然、経費合理化に努めていかなければいけませんし、使用料も時代、実情に見合った受益者負担を求めなければならないところまで来ています。

そこで今回、施設を使用する方と使用しない方との公平性を確保するために適正な受益者負担がどうあるべきか、また、行政として公の施設をどのように運営していくべきかを検討しました。

4. 市の受益者負担適正化の方針

市では、公の施設を「市民の大切な財産」ととらえ、次のとおり見直しを行い、応分の負担を市民の皆様にご負担頂くことで、市が提供する行政サービスをさらに充実させます。

管理運営費を最低限に削減します。

施設がより有効に、効率的に活用されるよう工夫します。

施設の性格に応じた受益者負担割合を考えます。

施設の運営方法について確認します。

定休日や開館時間について確認します。

使用料の時間区分について、現在半日、又は利用時間の2分割などがありますが、1時間単位を含めた検討を行います。

多少使用料が上がっても、利用者が増えるよう、運営方法を工夫します。

使用料は、設置時、消費税3%、消費税5%が導入にされた時点で見直したものが多く、消費税分を当初の額に上乘せしています。よって、白紙の状態で見直します。

(消費税は、平成元年に3%、平成9年に5%となっています。)

見直した時期と現在の物価水準も参考にします。

受益者負担の公平性、公正性を確保するため、減額、免除について、施設の性格も考慮して検討を行います。

消費税が増額されると想定されますが、今回は5%のままで検討を行います。

周辺市町村の性格の似た施設や民間施設と、使用料、減免の割合など地理的特性を含めて比較し、検討を行います。(周辺市町・・・岐阜市、大垣市、各務原市、羽島市、本巣市の中で類似施設)

使用料を上げる場合は、大幅な増額にならないようにします。

常に年間維持費、管理費を積算(減価償却費の算出)し、将来への備えに努めます。

市外の利用者の料金設定について検討を行います。

定期的(3年～5年程度)に使用料の見直しを行います。

【使用料の見直し方法について】

使用料の見直しにあたり、市民の皆様に対し、使用料が決定される過程や根拠を明らかにします。具体的な見直し方法については、次のように考えます。

(1) 受益者負担の対象とする施設コストの範囲の特定

施設にかかる経費（管理運営費）を次の5項目に分けます。

- 管理運営に係る人件費
- 管理運営に係る物件費
- 資本的支出（借地代含む）
- 支払利息
- 減価償却費

独立採算性を取るべき施設を除き、施設の取得のためのコストである と は公費で賄う範囲とし、 と と の費用を受益者負担の施設のコストと考え検討します。（行政コストを考える場合は、 ~ ）

(2) 使用料算定的方式

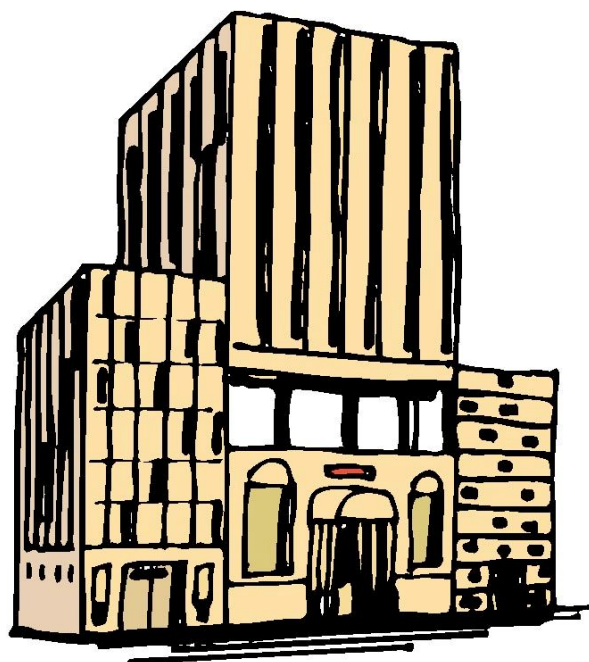
使用料算定的方式は次のとおりと考えます。

管理運営費 × 受益者負担割合 = 受益者負担総額

受益者負担総額 — ・ × 減額、免除額 ・ 割合 = 受益者負担額（使用料収入）

使用料収入 ÷ 目標利用人員（時間数）・利用率 = 目標使用料額

→ 想定される適切な稼働率を加味した利用人数（時間数）



(3) 受益者負担割合の考え方

施設ごとに次の表により、受益者負担割合を算出します。

大 ↑ 収益性 ↓ 小	c	33.3% (3/9)	66.7% (6/9)	100.0% (9/9)
	b	22.2% (2/9)	44.4% (4/9)	66.7% (6/9)
	a	11.1% (1/9)	22.2% (2/9)	33.3% (3/9)
		A	B	C
		大	← 公的関与 →	小

施設の使用料で調整する場合、減免・減額で調整する場合など検討が必要です。

(4) 施設の分類

次の表により分類します。

適切な利用率における収益性

a	収益性が全く無いか極めて低く、民間によるサービスの提供が困難な施設
b	収益性が低く、施設の収益だけでは管理運営費をまかなうことが困難な施設
c	収益性が高く、相応の運営費を料金収入でまかなうことができ、民間では運営費の全部を料金収入でまかなっている施設

公的関与

A	公共性が高く、民間での提供が難しいもの
B	一定の公共性のもと、特定の受益者の利便を図る施設等
C	民間と同等のサービスを提供する施設等



(5) 市の施設の分類について

市の施設を (3) の表に分類すると次のとおりとなります。

大 ↑ 収益性 ↓ 小	c	33.3%	66.7% テニスコート ふれあい農園	100.0% 穂積駅駐車場・駐輪場
	b	22.2% 市民センター 巢南公民館・就業改善センター 学校開放体育施設 グラウンド・ふれあい広場 教育支援センター 本田コミュニティセンター 牛牧南部コミュニティセンター 牛牧北部防災コミュニティセンター 水防センター 駅西会館	44.4% 火葬場 弓道場 総合センター（サンシャインホール以外）	66.7% うすずみ研修センター 総合センター（サンシャインホール）
	a	11.1% 老人福祉センター	22.2%	33.3%
		A	B	C
		大	← 公的関与 →	小

(6) 急激な負担増への配慮

現行の使用料の急激な増減を抑制するため、使用料改定率の上限・下限を設定します。

現行料金	改定額の上限	改定額の下限
100円以下	現行料金の1.5倍	現行料金の0.5倍
500円以下	現行料金の1.4倍	現行料金の0.6倍
500円を超え 2,000円以下	現行料金の1.3倍	現行料金の0.7倍
2,000円を超え 10,000円以下	現行料金の1.2倍	現行料金の0.8倍
10,000円を超える	現行料金の1.1倍	現行料金の0.9倍

施設を全日使用する「全日料金」については、この表によらないものとします。
市外の方の料金については、この表によらないものとします。

【減免・減額の考え方】

現在の減免、減額については、公益上の必要性から、減免割合、減額を決定し、基準を決めてきました。使用料の減免は、ある意味、活動を活発化させ、市民の皆様の生活を豊かにするメリットがあるものの、一方では、公平性を欠くことにつながりかねません。全ての施設において、減免・減額制度を白紙にし、その上で、公共性が極めて高いもの、真に支援が必要と考えられるものに対して、対象範囲や減免率、施設、面積、会議室の形態によって統一性を見つけます。

- ・減免、減額については、市全体で概ね統一されているが、そのあり方についても検討します。
- ・本来の施設にあった減免、減額を検討します。
- ・減免する根拠を明確にします。

【使用料の現況の確認】

施設、面積、用途、収容人数等の形態によって分類し、統一性を見つけ、使用料の見直し資料として活用します。

【利用率の向上について】

使用料の見直しとともに、施設の利用率の向上も重要な課題です。施設の形態ごとに利用率を公表することで、今後の施設整備及び類似施設の建設の抑制につなげます。

- ・部屋の用途、m²数を明記し、部屋ごとの利用率を調査します。
- ・使用料の収入＝使用料（単価）×利用者（時間）数です。多少使用料が上がっても、利用者が増えるよう、運営方法を工夫します。

【本方針からは除外し別途個別に検討を行うもの】

次の３点については、別途個別に検討を行います。

算定の方法や基準が法令等で定められているもの（無料であることが定められている義務教育、図書館における図書館資料の利用、地方公共団体の手数料の標準に関する政令によるものなど）

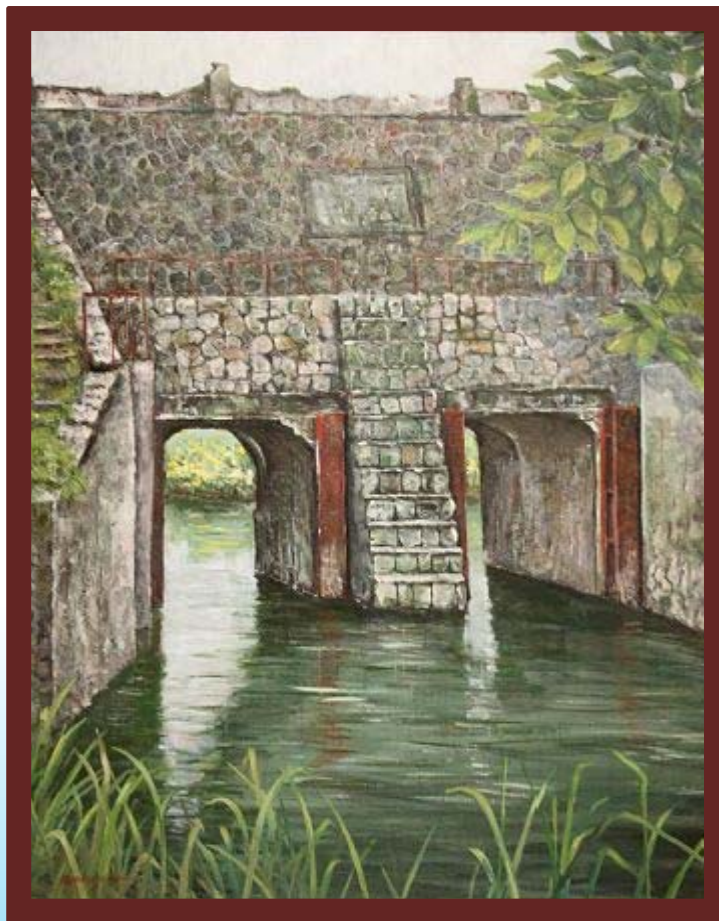
国や県の機関が算定している経費を基に定めているもの

広域的な観点から、近隣自治体と共同で統一した負担額又は算定方法を定めているもの

市民が主役

瑞穂市の まちづくり !!

牛牧閘門は、
条例の前文に謳
われている、昔
から水害と戦っ
てきた先人たち
のたゆまぬ努力
の象徴です！



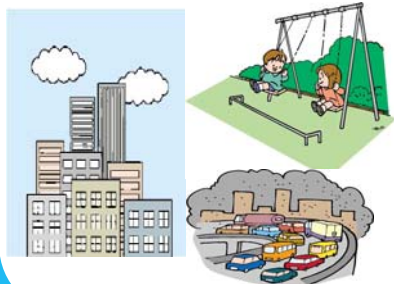
うしきこうもん
牛牧閘門（下畑）

長良川の支流、五六川の流末に五六閘門または牛牧閘門と呼ばれる樋門（水門）があります。この水門は、長良川からの逆流による水害から地域を守るため、1907（明治40）年に造られたものです。

（1749（寛延2年）年、本田代官となった川崎平右衛門の尽力で、この地に初めて木材で水門が造られました。その後、1907年までに4～5回建て替えられ、1907年に「人造石」工法で永久的な水門となりました。）

●「まちづくり」ってなんだろう？

建物・道路・公園などを
整備する『まちづくり』



暮らしを支える
これらすべてを
より良くすることが
『まちづくり』
なんです！



文化・伝統・人と人のつながりなどを
活性化する『まちづくり』



そし『まちづくり』には、
例えばこんなものが
身近にあるんです。

そ



選挙で、市長や議員
を選ぶ



市役所のアンケート
に答えたり、講座に
参加する



資源回収やごみゼロ
運動に参加する



通学路で、地域の
子どもたちを見守る



市広報を読んだり、
市ホームページを見る



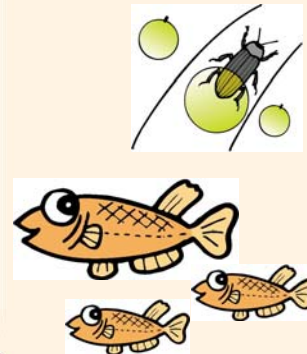
自治会活動に
参加する



地域で支え合う活動
を行う



自然を守る活動に
参加する



●「どうしてまちづくり基本条例が必要」なんだろう？

地域のことは地域で考える時代です。

地方分権が進み、これからのまちづくりは、地域のことは
地域で考え、地域で決めなければなりません。そのための
基本的な考え方やルールが必要です。

少子高齢化の進展と住民意識の変化

少子高齢化が進むなか、まちづくりに対する住民ニーズが
多様化・高度化し、これからのまちづくりでは、市民やコ
ミュニティなどが主体的に関わることが、これまで以上に
求められるようになりました。そのための**基本的な考え方
やルール**が必要です。



この基本的な考え方や
ルールが、まちづくり
基本条例なんです！



●「これからの瑞穂市のまちづくり」は？



市民憲章の理念によっています！

前文

- ❖ 文化やスポーツに親しみ、地域との絆を大切に、互いを思いやり、健康で明るく、多様な価値を認め、自由に住みよいまちづくり
- ❖ 市民一人ひとりが主役のまちづくり
- ❖ 基本的人権を尊重し、将来に魅力がある誰もが住みたくなるまちを目指した、市民参画による協働のまちづくり



まちづくりは
市民が主権者
なんです！



第1条

目 的

- ❖ 市民・市議会・市役所（市の執行機関）の役割を明確にして、市民が主体の市民参画による協働のまちづくりを進めます。

第4条

基本理念

- ❖ 市民と市議会と市の執行機関が協働してまちづくりを進めます。
- ❖ 市民の人権が尊重され、市民の個性等が発揮されるまちづくりを進めます。
- ❖ 市民の自主性と自立性が担保され、男女共同参画が保障されるまちづくりを進めます。

重要ポイント

情報の共有

市議会と市の執行機関が積極的に情報提供を行い、市民と情報を共有してまちづくりに取り組みます。

第6条

第11

まちづくりについて言いたくても、動きたくても、「情報」がなければ何もできません。まずは知ることから始めましょう！

参 画

地域の実情にあった市政運営を行うため、自治の主体である市民の市政への参画を進めます。

第15条

まちづくりに参加・参画しましょう。できるとき、できる範囲で。みんなの参画で、まちはもっと住みよくなります！

協 働

それぞれの役割と責任を理解し、対等の立場で、互いの特性を生かして協力する「協働」のまちづくりを進めます。

第18条

まちづくりは、みんながバラバラにやるのではなく、市民・市議会・市役所が「協働」することでより大きな力が生まれます！

●「市民と市議会・市役所の役割」って何だろう？

まちづくりは、住民だけでなく自治会やNPO、企業など、いろんな人たちの力を合わせることが必要なんです。だから、瑞穂市への通勤・通学者のほか、瑞穂市に何らかの関わりがある団体も「市民」に含めているんです。

市民と市議会・市役所がそれぞれの役割を認識して、市民と市との情報の共有、市民による地域の自治活動や市政へ参画、市と市民または市民相互の協働によるまちづくりを進めます。



第5条

市 民

- ◆市内に居住する人
- ◆市内で就業する人
- ◆市内に就学する人
- ◆市内で事業・活動を行う個人、法人、その他団体

- 市政の情報を知る権利
- 市政に参画する権利
(自らの意思と責任において、まちづくりに参画)
- 地域の自治を推進する活動への参加・協力



選挙によって選ばれた議員さんで構成されているんです！



第6条

市議会

- 行政活動を調査、監視
- 開かれた議会運営
- 市民の意思を市政に適切に反映



情報共有
参画
協働

市長・市職員の他、教育委員会や選挙管理委員会などの各種委員会も含まれるんです！



第7条

第8条

市役所

(執行機関)

- 公正かつ誠実な市政運営
- 市政運営に関する説明
- 市民と協働のまちづくり
- 職員自ら自己研鑽



●「条例には何を書いてあるの」？

第9条

コミュニティ活動

地域の課題は、地域のことをもっともよく知る市民自らが考え、それぞれ助け合いながら解決していくことが大切です。

第17条

計画の策定等への参画

市政運営の指針となる基本構想と各施策の基本となる計画を策定する場合は、可能な限り市民の参画する機会を保障します。

第10条

行政手続

市民の権利と利益を守るため、行政手続（処分、行政指導および届出など）を公正に行います。

第19条

国及び他の地方公共団体との連携

市単独では解決が困難な事案であっても、近隣の他のまちや国、県などと連携、協力してまちづくりを進めます。

第12条

情報の公開

市民の知る権利を保障し、市政に関する情報の公開を進めます。

第20条

住民投票

市政に関する重要事項について、必要に応じ、住民投票が実施できます。実施に当たっては、事案ごとに投票に必要なことを定めます。

第13条

個人情報の保護

情報を積極的に提供しますが、個人情報は厳重に管理し、適正に取り扱います。

第21条

まちづくり基本条例推進委員会

この条例の見直しや協働のまちづくりの取り組みについて審議及び評価、提案をします。

第14条

説明及び応答の責任

市政の状況や課題を市民に分かりやすく説明し、市民の意見や質問には速やかに誠意を持って対応します。

第22条

雑則

この条例の施行に関し必要な事項は、市議会及び市の執行機関が別に定めます。

第16条

参画の方法

事案に応じて、できるだけ多くの市民が参画できる環境を整えます。
（審議会等委員、公聴会・懇談会等、ワークショップ、パブリックコメント等）

●皆さんの身近なことから始めましょう！

●これからのまちづくりは、みんなで協力して頑張ることが必要です！

☆そのための、みんなで共有する基本的なルールが『まちづくり基本条例』です！

どうぞ、ヨロシク
お願いします！



瑞穂市まちづくり基本条例

（前文）

わたしたちのまち瑞穂市は、西に揖斐川、東に長良川を有し、大小の河川が南北に流れる、豊かな水と緑の美しいまちとして誕生しました。この地は輪中地帯で、過去に幾度となく水害に見舞われました。しかし、先人のたゆまぬ努力により、肥沃で、豊かな農地を生み、住みよいまちとして発展を遂げてきました。古くは、中山道の宿場町として栄え、その面影を訪ねることができます。

今では、鉄道がまちの中央を走り、当市から名古屋市まで30分足らずの交通至便なまちです。また、国道21号が東西に、南北には主要地方道北方多度線が縦貫する岐阜県西部の交通要衝の地です。わたしたち瑞穂市民は、文化やスポーツに親しみ、地域との絆を大切に、互いを思いやり、健康で明るく、多様な価値を認め、自由で住みよいまちづくりを進めています。

瑞穂市民一人ひとりが、まちづくりの主役です。わたしたちは、基本的人権を尊重し、将来に魅力がある誰もが住みたくなるまちを目指し、市民参画による協働のまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市におけるまちづくりについて、その基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市長をはじめとする市の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、市民が主体の市民参画による協働のまちづくりを推進することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- （1）まちづくり 市民生活に係る様々な分野において、わたしたちの暮らす地域等をより良いものとするための取り組みをいいます。
- （2）市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人、法人その他団体をいいます。
- （3）市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- （4）参画 市民が、まちづくりの方針及び企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に、責任をもって主体的に参加し、かつ、行動することをいいます。
- （5）協働 地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民、市議会及び市の執行機関がともに、お互いの立場を尊重し、かつ、

信頼し、協力して取り組むことをいいます。

（条例の位置付け等）

第3条 この条例は、本市のまちづくりの基本となる基本理念を定めるものです。

2 本市における他の条例、規則等の制定改廃、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び個別行政分野の基本計画の策定その他の市政の運営に当たっては、この条例との整合を図るものとします。

第2章 まちづくりの基本理念

第4条 本市における市民が主権者であるまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念とします。

- （1）市民、市議会及び市の執行機関の協働によること。
- （2）市民一人ひとりの人権が尊重され、かつ、その個性及び能力が十分に発揮されること。
- （3）市民の自主的かつ自立的な参画及び男女共同参画が保障されること。

第3章 市民の権利及び責務

第5条 市民は、自らの意思と責任において、広くまちづくりに参画します。また、事業を営む市民にあっては、住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めます。

- 2 市民は、まちづくりに関し、自らの意見を表明し、及び提案する権利を有するとともに、必要な情報を知ることができます。
- 3 市民は、まちづくりに参画するに当たり、相互に多様な価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに努めます。
- 4 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、居住する地域の自治組織に加入し、及び協力しながら活動するよう努めます。

第4章 市議会及び市の執行機関の責務

（市議会の責務）

第6条 市議会は、市政の議決機関として、市民の意思を代表し、かつ、この条例の目的に沿ったまちづくりの実現に寄与します。

- 2 市議会は、保有する情報を積極的に市民に公開し、かつ、議会活動に関する情報を分かりやすく提供し、市民に開かれた議会運営に努めます。
- 3 市議会は、市民の信託を受けた市民の代表であることを認識し、広く市民から意見を求めるよう努めるものとします。

（市長の責務）

第7条 市長は、市政運営の最高責任者として市民の信託に基づき、この条例の基本理念を実現するため、公正かつ誠実に市政を運営します。

- 2 市長は、毎年度、市政運営の方針を明らかにするとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明します。

（市の執行機関及び職員の責務）

第8条 市長を除く市の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実な執行及び運営を行い、協働によるまちづくりを推進します。

2 市の執行機関の組織は、市民に分かりやすく簡素で機能的なものであるとともに、市の執行機関の職員（以下「職員」という。）は、常に横断的な連携を図り、総合行政の推進に努めます。

3 職員は、自らも市民の一員であることを自覚し、市民と連携し、まちづくりを推進するため、常に自己研鑽（さん）に努めるものとします。

第5章 コミュニティ活動

第9条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自治会等の地域のコミュニティに対する理解を深め、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努めます。

2 市議会及び市の執行機関は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動の役割を尊重するとともに支援します。

第6章 市政の運営

（行政手続）

第10条 市の執行機関は、市政の運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、別に定める条例により、適切な処分、行政指導及び届出に関する手続を行います。

（情報の共有）

第11条 市の執行機関は、まちづくりに関する情報が、市民共有の財産であることから、これを市民に分かりやすく提供するよう努めます。

（情報の公開）

第12条 市議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で透明性の高い市政の実現を図るため、別に定める条例により、情報の公開を総合的に推進します。

（個人情報の保護）

第13条 市議会及び市の執行機関は、市民の権利利益を保護するため、別に定める条例により、市の保有する個人情報を適正に取り扱います。

（説明及び応答の責任）

第14条 市の執行機関は、市民に対し市政に関する事項を説明する責務を果たさなければなりません。

2 市の執行機関は、市政に関する市民の意見、提言等を尊重し、迅速に状況を把握するとともに、これを行政運営に反映するよう努めます。

第7章 参画及び協働

（参画）

第15条 市の執行機関は、市政の運営に当たっては、市民の意見が市政に反映できるよう、参画する機会を保障します。

2 市の執行機関は、市民が参画すること又は参画

できないことによって不利益を受けることのないよう配慮します。

（参画の方法）

第16条 市の執行機関は、前条第1項に規定する参画する機会を保障するため、事案に応じて次に掲げるいずれかの方法を用います。

（1）審議会等への委員としての参画

（2）公聴会、懇談会等への参画

（3）ワークショップその他の一定の課題について集団で検討作業を行うことへの参画

（4）パブリックコメント（意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見又は情報を考慮して決定する制度をいう。）その他の意見の聴取

（5）アンケート調査等による意見の聴取

（6）その他の市長が別に定める市民参画手続

2 市長は、参画の方法及び聴取した意見等の取扱いを決定したときは、これを公表します。

（計画の策定等への参画）

第17条 市の執行機関は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び個別行政分野の基本計画の策定等を行うに当たっては、前条第1項各号に掲げる方法を用いて、市民がそれらに参画する機会を保障します。

（協働）

第18条 市民、市議会及び市の執行機関は、公共の担い手として協働に努め、まちづくりを進めます。

2 市議会及び市の執行機関は、前項の協働に努めるに当たり、市民の自主性を尊重します。

3 市の執行機関は、市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、まちづくりに必要な人材の育成を図るよう努めます。

第8章 国及び他の地方公共団体との連携

第19条 市の執行機関は、まちづくりに関し、共通する課題を解決するため、国及び関係する他の地方公共団体との連携及び協力を図ります。

第9章 住民投票

第20条 市長は、市政に関する重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。

2 市民、市議会及び市の執行機関は、住民投票で得た結果を尊重します。

3 住民投票を行う場合は、その事案ごとに、投票に付すべき事項、投票資格者、投票の期日、投票の方法、投票結果の公表等を規定した条例を別に定めるものとします。

第10章 まちづくり基本条例推進委員会

第21条 まちづくり基本条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、市長の諮問に応じ、協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に答申するものとします。

2 市長は、この条例の見直しに当たっては、推進委員会に諮問するものとします。

3 推進委員会は、市長から諮問される事項のほか、

協働のまちづくりの取り組みについて審議及び評価を行い、見直しが必要な場合においては、市長に提案するものとします。

- 4 前3項に規定するもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

第11章 雑則

- 第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市議会及び市の執行機関が別に定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

かきりん



瑞穂市は「富有柿」の発祥の地です。
そこで柿をモチーフとして、未来を見つめる笑顔いっぱいの子どもをイメージしてキャラクター化したのが「かきりん」です。

瑞穂市民憲章

わたしたちは 揖斐 長良の清流とともに生き
長い歴史と文化に誇りを持ち 自由に住みよいまちづくりに
力を合わせていくことを ここに誓います

1 豊かな水と緑あふれる 美しいまちをつくります

1 健康で心がかよう 明るいまちをつくります

1 文化が香りスポーツに親しむ さわやかなまちをつくります

1 助けあい支えあう 優しいまちをつくります

1 夢をはぐくみ希望に満ちた 幸せなまちをつくります

平成20年9月5日制定

【表紙の絵】

杉山くに子さん（牛牧在住）から、寄贈いただきました。

【お問合せ先】

瑞穂市企画部 企画財政課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地

Tel. 058-327-4128（ダイヤルイン）

Fax. 058-327-4103

E-mail. kikaku@city.mizuho.lg.jp

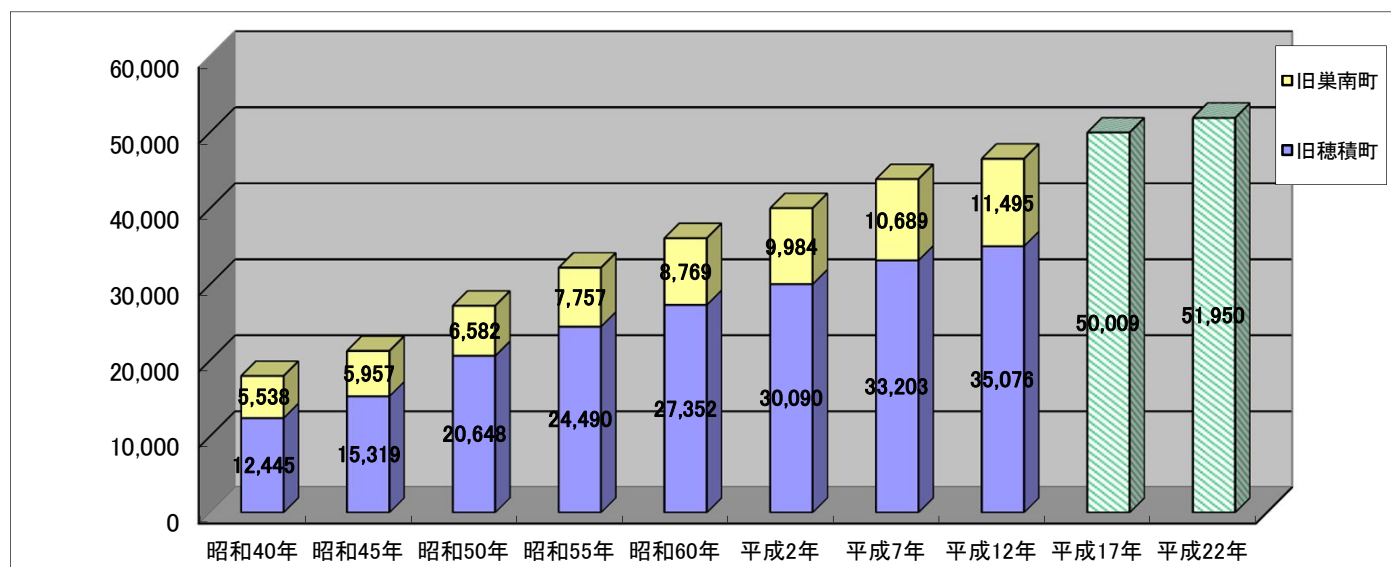


平成22年国勢調査の結果が、10月26日、総務省統計局より公表されました。国の全人口は1億2,805万7,352人で、平成17年から0.2%の増加となりました（日本人の人口は平成17年比0.3%の減少）。

県内人口は208万773人で、平成17年比1.3%の減少となりました。

瑞穂市では、前回から1,941人増え、5万1,950人で増加率は3.9%と輪之内町（6.5%）、美濃加茂市（5.0%）、北方町（4.8%）、岐南町（4.5%）に次いで、県内第5位の伸び率、増加数では美濃加茂市の2,596人に次いで県内第2位の増加数となっています。

【瑞穂市の人口推移】

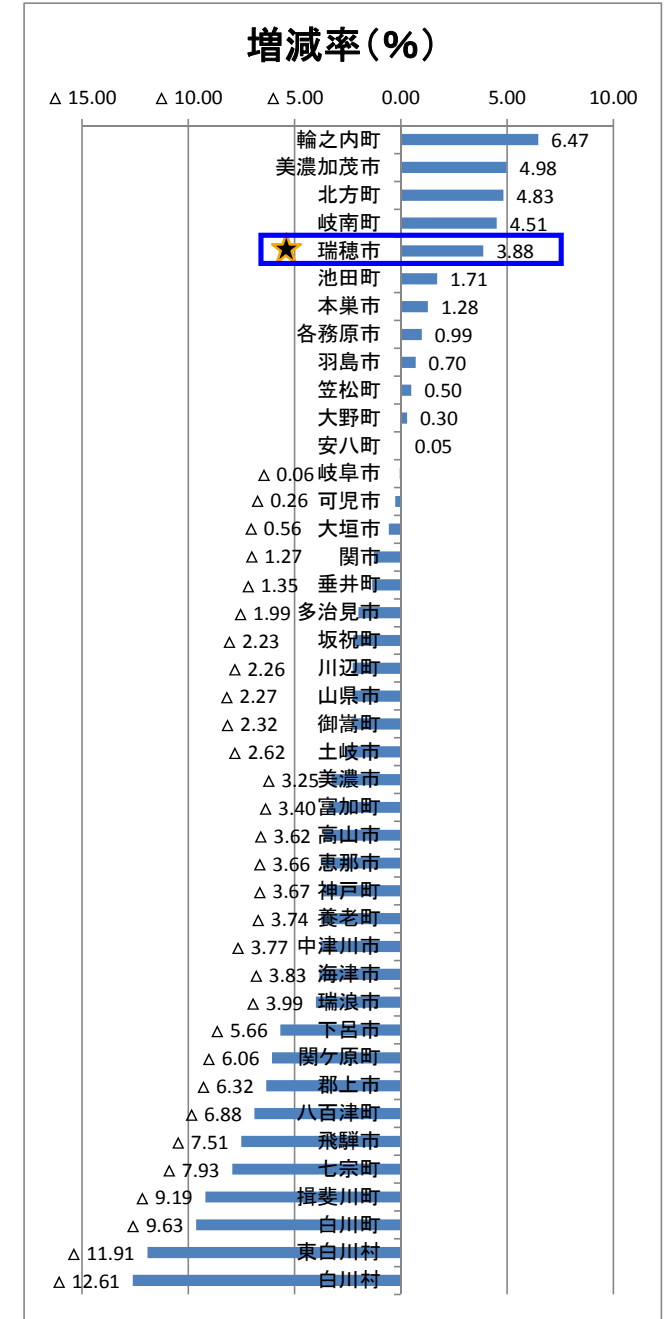
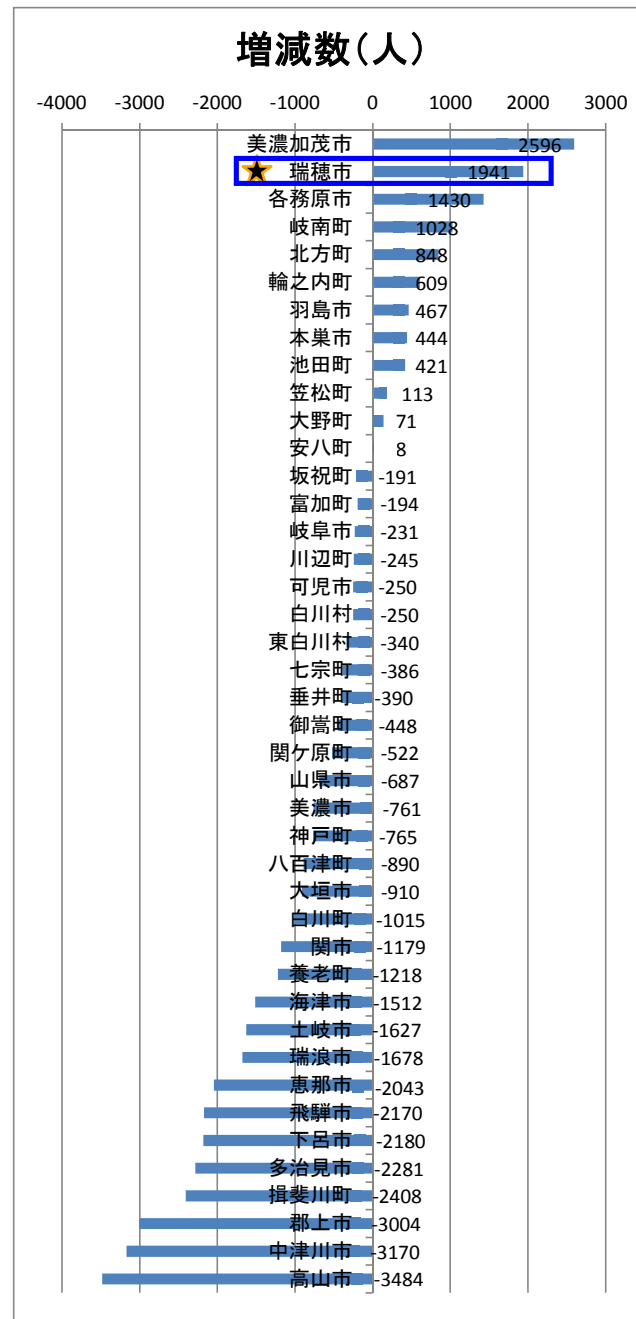
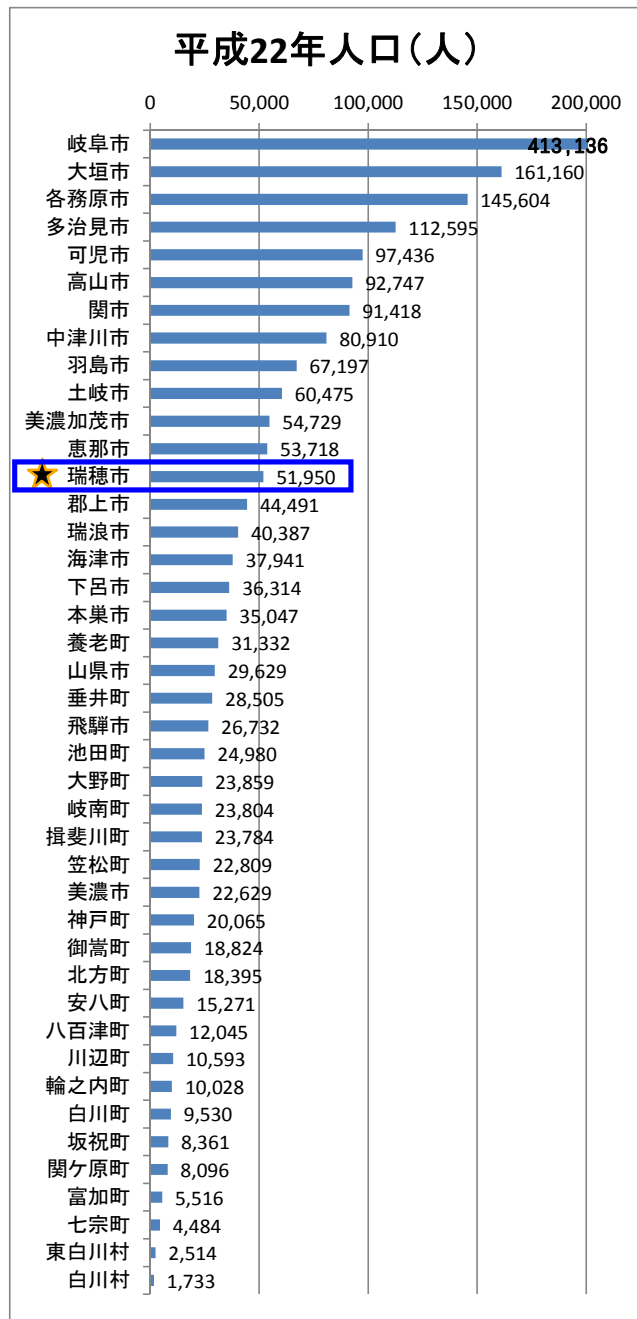


区 分	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
瑞穂市人口	17,983	21,276	27,230	32,247	36,121	40,074	43,892	46,571	50,009	51,950
旧瑞穂町	12,445	15,319	20,648	24,490	27,352	30,090	33,203	35,076	-	-
旧巢南町	5,538	5,957	6,582	7,757	8,769	9,984	10,689	11,495	-	-
瑞穂市世帯	3,681	4,865	6,976	9,157	10,633	12,568	14,797	16,197	18,226	19,376

人口・世帯数については、平成12年までは旧瑞穂町、旧巢南町の合算値、平成17年からは瑞穂市の値。
平成23年2月25日に発表された人口等速報集計の値（人口51,963人、世帯数19,368世帯）から、人口で13人減少、世帯数で8世帯増加となっています。

国勢調査は みんなで描く 日本の自画像

【岐阜県内市町村の人口、増減数、増減率の状況】



増減数、増減率については平成17年対比。